

(案)

第2期佐倉市子ども・子育て支援
事業計画

(改定版：令和4年度中間見直し)

令和2年3月策定

令和5年3月改定

佐 倉 市



はじめに

市長あいさつ

令和5年3月

佐倉市長 西田 三十五

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	6
3 計画の対象	7
4 計画の期間	7
5 計画の策定方法	7
第2章 子どもと子育ての現状	
1 総人口と世帯等の推移	9
2 少子化の動向	11
3 子育て支援サービスの現状	14
4 佐倉市子ども・子育て支援事業計画(第1期)の進捗状況	19
5 子ども・子育て支援に係るニーズ調査の結果と分析	20
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	34
2 計画の基本目標	35
3 計画の体系	36
第4章 子ども・子育て支援施策	
1 子ども・子育て支援制度の事業体系	38
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	39
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域	39
4 教育・保育の提供	42
5 地域子ども・子育て支援事業の提供	52
第5章 基本施策の展開	
基本目標1 子どもが幸せなまち	75
基本目標2 子育てを楽しめるまち	78
基本目標3 子育てを支え、ともに成長するまち	81
基本目標達成のための関連事業一覧	82
第6章 佐倉市子どもの貧困対策計画	
1 佐倉市子どもの貧困対策計画の策定にあたって	87
2 子どもの貧困と日本の子どもの状況	88
3 佐倉市の子どもを取り巻く状況	90
4 佐倉市子どもの生活状況調査及び資源量調査	92
5 佐倉市の子どもや家庭を取り巻く主な現状と課題	100
6 子どもの貧困対策の全体像	103
7 子どもの貧困対策に関する施策の展開	105
8 子どもの貧困対策に関する各種取組	109
第7章 計画の実現のために	
1 計画の推進体制	122
2 計画の進捗管理	122

資料

1	佐倉市子育て支援推進委員会委員名簿	124
2	幼稚園一覧	125
3	認定こども園一覧	125
4	保育園等一覧	126
5	学童保育所一覧	127
6	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)	128
7	用語集	129

第Ⅰ章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の背景

我が国では、経済状況の低迷を背景とした子育てに対する負担感の増大、女性の社会進出による婚姻率の低下や晩婚化等さまざまな要因から、徐々に少子化が進行してきました。

平成17年の合計特殊出生率は、人口を維持するのに必要とされる2.07を大きく下回る、1.26まで低下し、出生者数も100万人を割り込むことが見込まれるなど、近年では、その進行が急速なものとなっており、早急な対応が必要となっていました。

急速に進行する少子化や、家庭や地域を取り巻く社会環境の変化を受け、国では、次世代育成対策推進法を策定し、子育てのための環境改善に取り組んできましたが、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立する、いわゆる「ワンオペ育児」の問題は解消されず、子育てに孤立感を抱える保護者は依然として多い状況となっています。

また、経済状況が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続ける一方、保育園に子どもを預けたいと希望しても待機児童となってしまうなど、仕事と子育てを両立するための環境整備が十分とはいえず、子どもや子育てをめぐる環境は厳しい状況が続いています。

このような状況を受け、これまでの取組を大幅に刷新し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に進めていくことを目指し、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

本市でも、これを受け、平成27～31年度を計画期間として、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的に「佐倉市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

本計画においても、第1期計画の施策を引き継ぎ、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する仕組みを構築していきます。

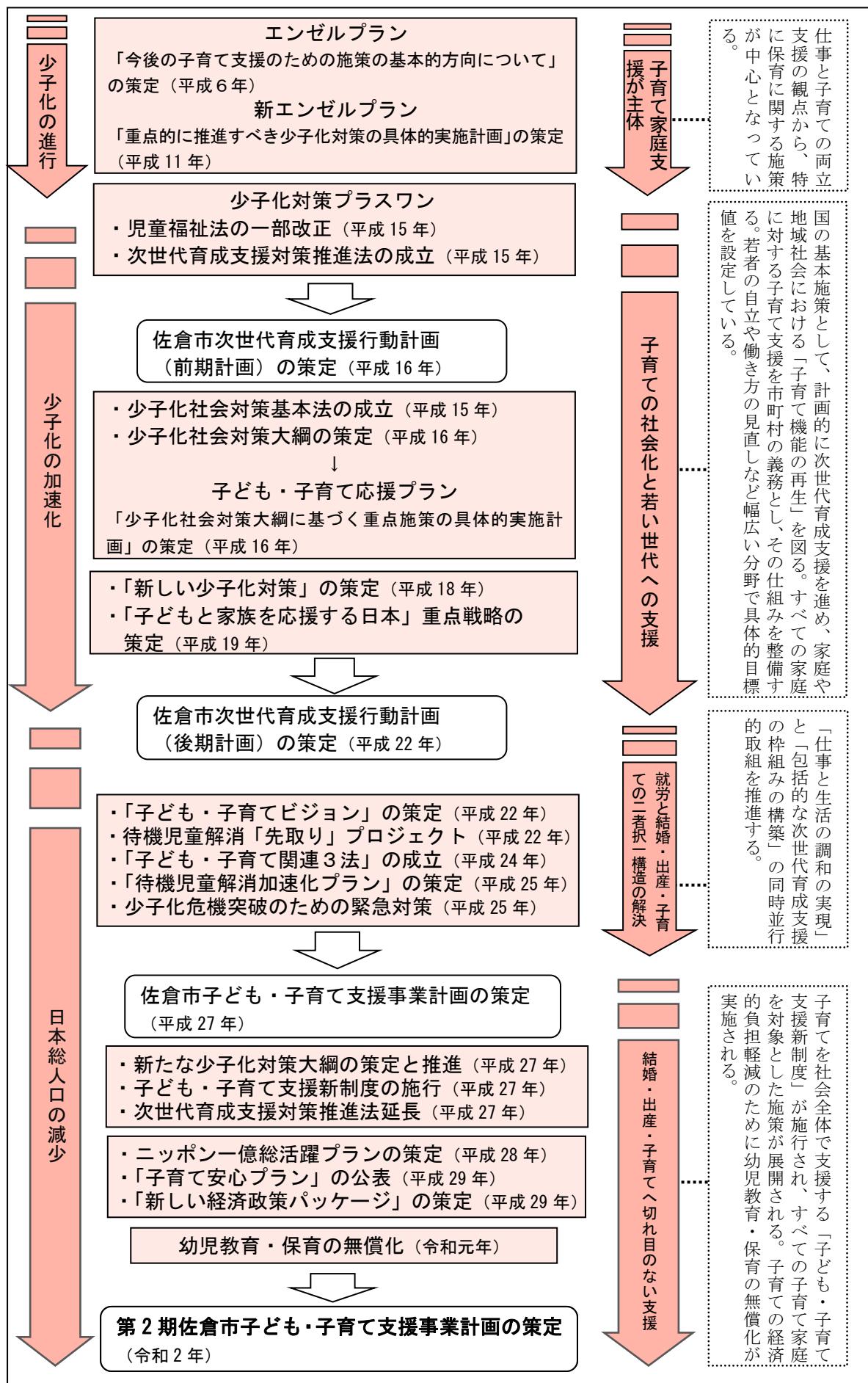
また、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

その後、令和元年9月に同法の一部を改正する法律が施行され、子どもの貧困対策に関する市町村計画の策定が努力義務となりました。

本市では、本計画の中間見直しに合わせて、本計画の一部に「佐倉市子どもの貧困対策計画」の役割を持たせることとし、市の取組を国の示す重点施策ごとに整理して示します。

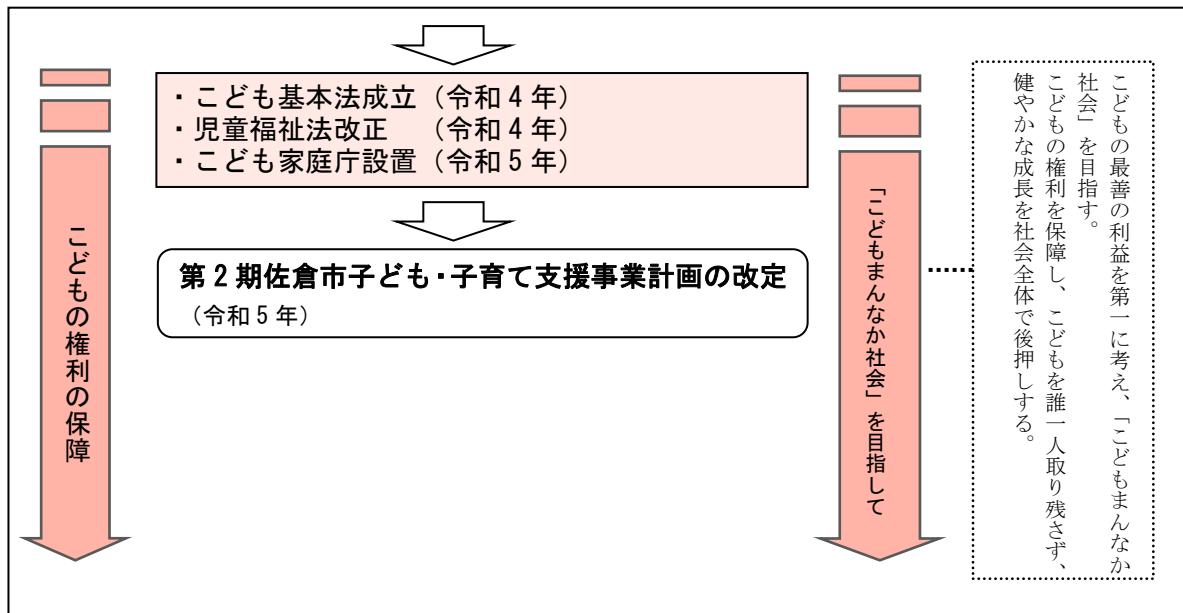
第Ⅰ章 計画の策定にあたって

①国の少子化対策の流れと佐倉市子ども・子育て支援事業計画

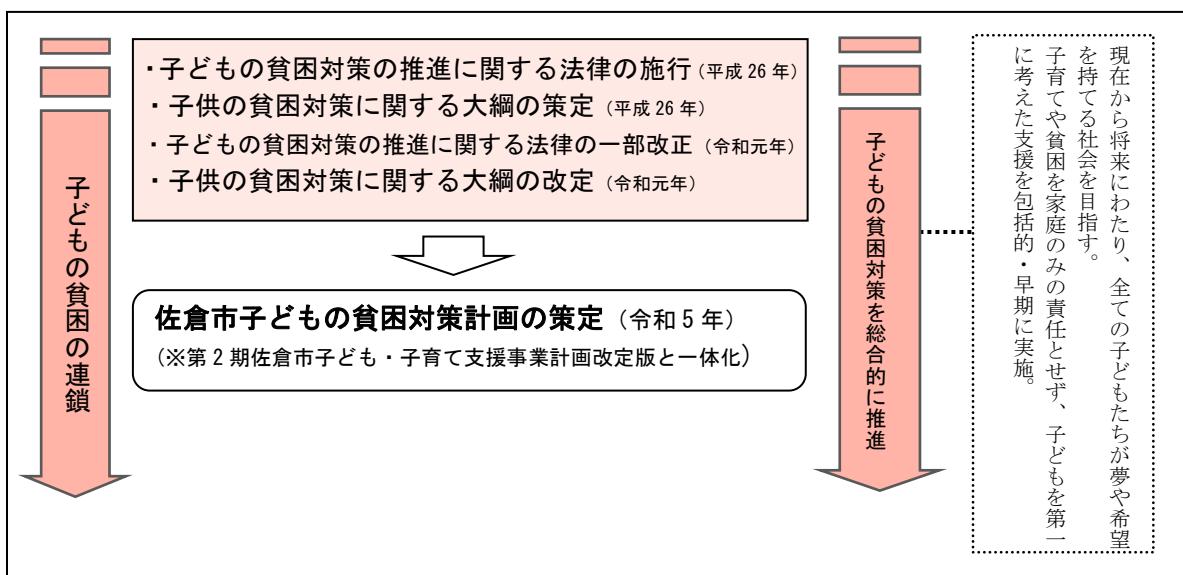


第1章 計画の策定にあたって

国の少子化対策の流れと佐倉市子ども・子育て支援事業計画(前頁からの続き)

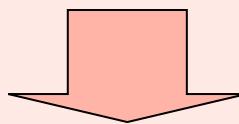


②国の子どもの貧困対策の流れと佐倉市子どもの貧困対策計画



子ども・子育て支援事業計画における策定の視点

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援をしていくこと。こうした支援によって、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。



子ども・子育て支援事業計画に盛り込む内容

(必須記載事項)

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

(任意記載事項)

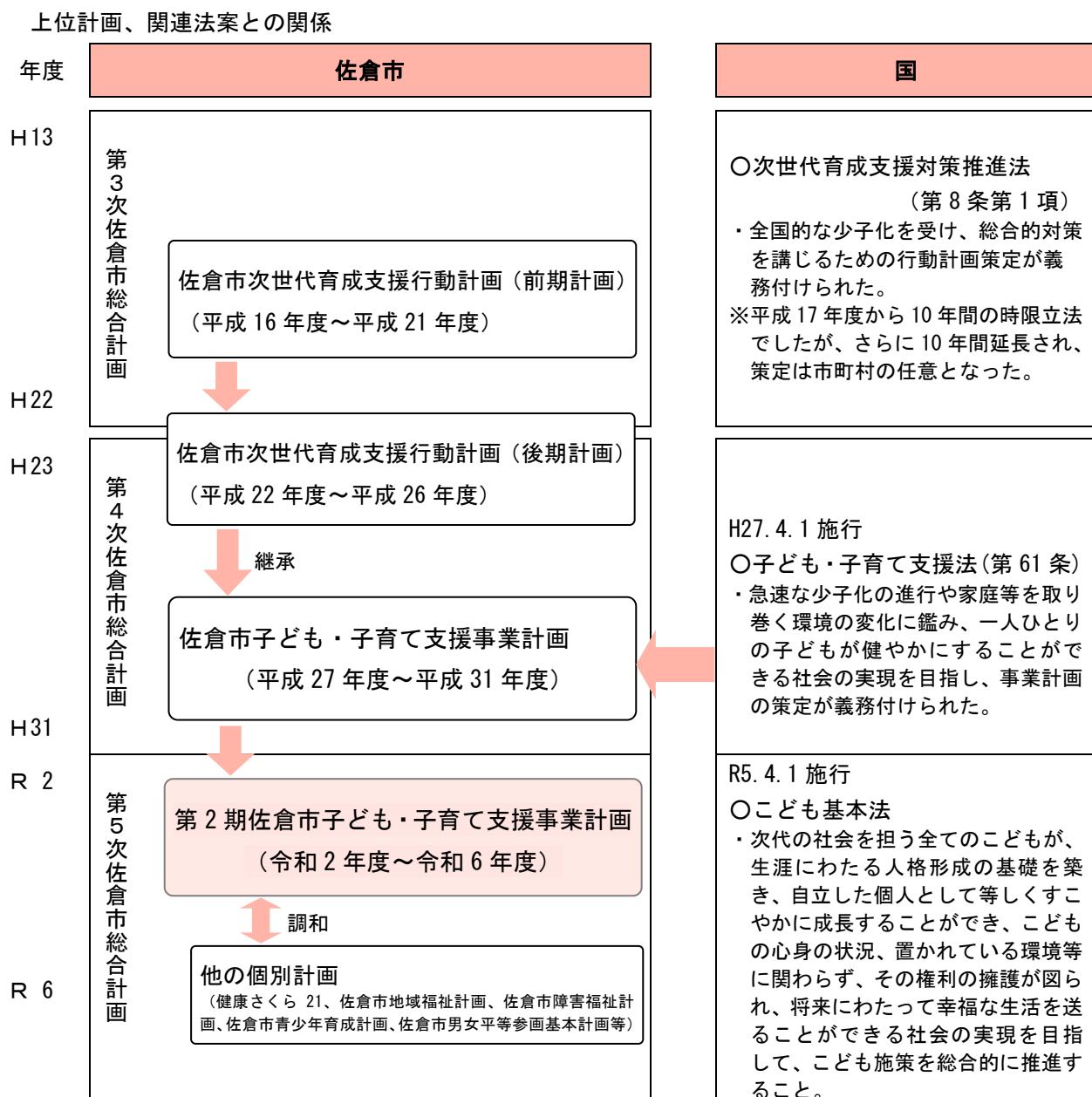
1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
4. 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。国より示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成すべき目標や実施時期を明らかにし、計画的に取組を推進します。

また、本計画は、「第5次佐倉市総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図り策定するものです。

なお、次世代育成支援対策推進法の趣旨を鑑み、本計画を、少子化対策のための行動計画と一体のものとして位置づけています。



3 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業などすべての個人及び団体を対象とします。

なお、本計画における「子ども」は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としますが、こども基本法の趣旨に鑑み、次期計画(R7～)においては、「子ども」は「心身の発達の過程にある者」とし、取組を進めてまいります。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

本計画の計画期間

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
計画策定	第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
	必要に応じて見直し				評価・次期 計画策定			
						次期計画（R7～）		

5 計画の策定方法

本計画は、市民や保育の専門家等から選ばれた委員により構成する「佐倉市子育て支援推進委員会」において計画の協議、検討を行いました。また、市役所の関係各課で構成する「佐倉市子ども・子育て支援事業計画庁内検討会」を設置し、事業間の調整や今後の方針など、具体的な施策の検討を行いました。

また、平成30年12月に実施した子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果やパブリックコメントなど広く市民のかたの意見をお聞きして策定しました。

本計画は、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、特に乳幼児期に発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要であるとの観点で策定しております。このことから、法定計画として必須記載事項である、主に就学前児童を対象とした教育・保育や地域の子育て支援サービスの提供体制の確保を主眼に策定しております。

第2章

子どもと子育ての現状

第2章 子どもと子育ての現状

I 総人口と世帯等の推移

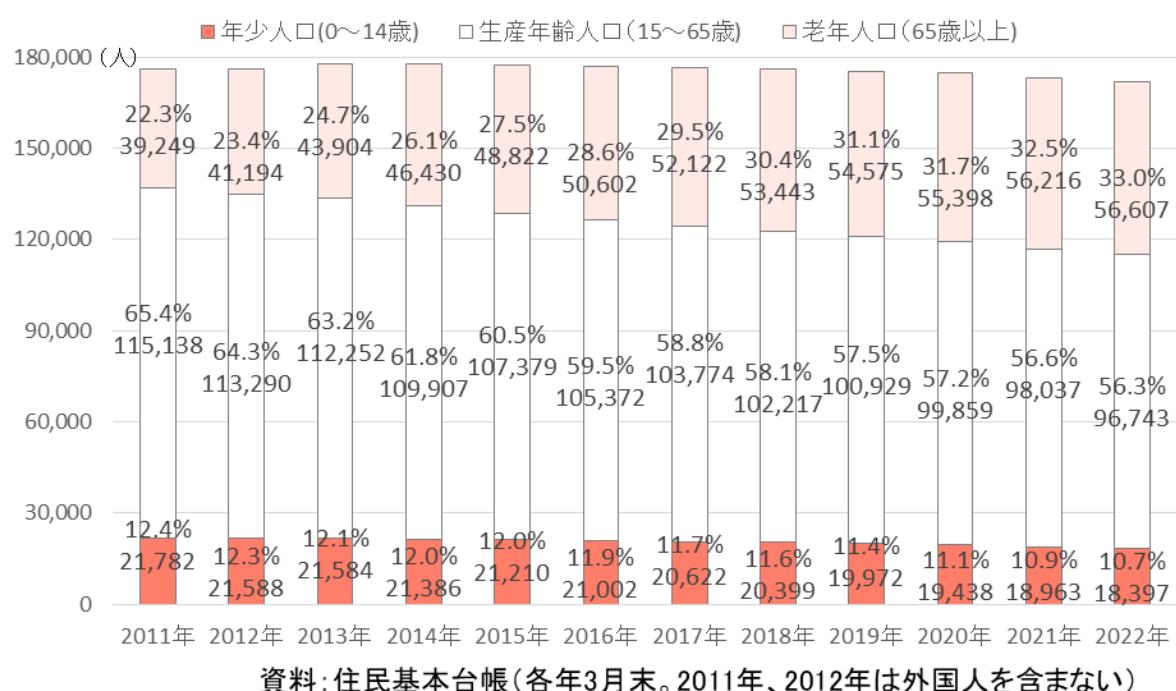
(1) 人口の推移

本市の人口は平成 23(2011)年をピークに減少傾向となり、令和 4(2022)年には 17 万 2 千人を割り込みました。外国人は増加傾向にありましたが近年横ばいになっています。



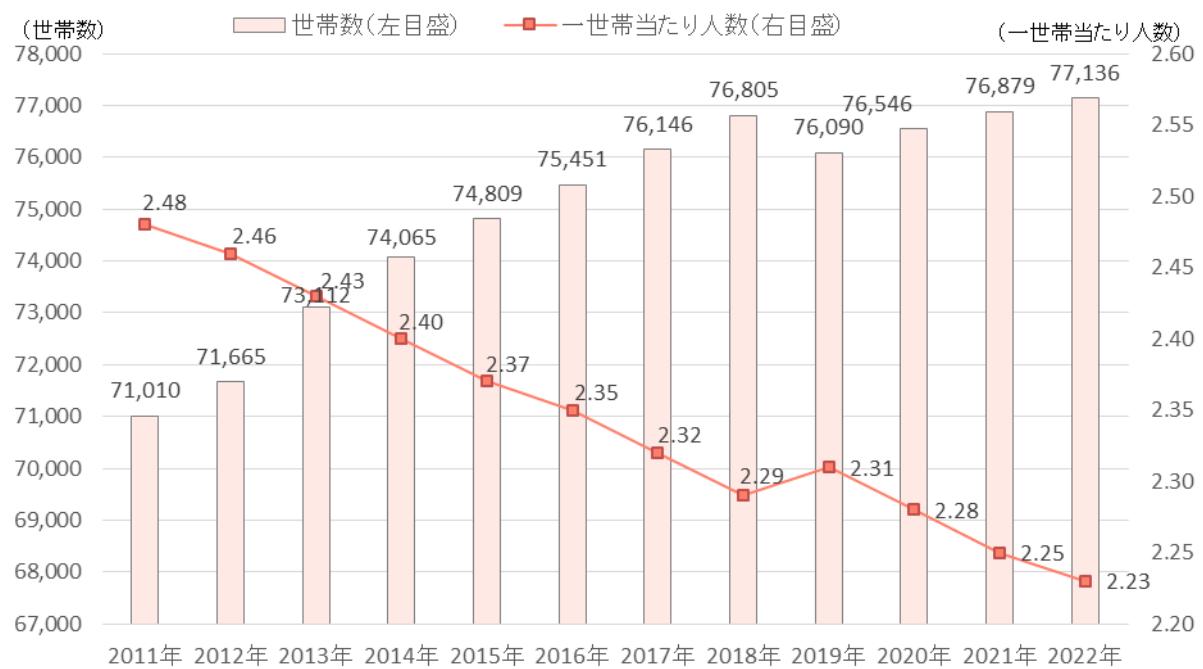
(2) 年齢別(3区分) 人口割合の推移

本市の老人人口は増加し、年少人口及び生産年齢人口が減少しています。



(3) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

本市では、人口が減少している一方で世帯数は増加しており、一世帯当たりの人数は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末。2011年、2012年は外国人を含まない）

2 少子化の動向

(Ⅰ) 合計特殊出生率の推移

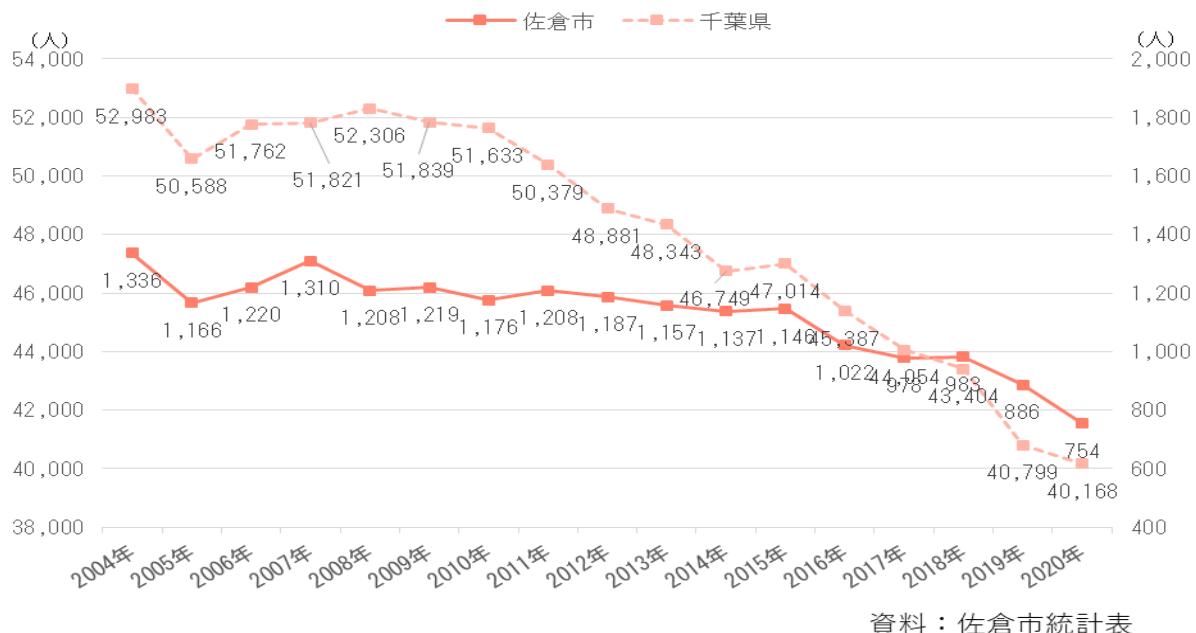
本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成17(2005)年には0.97まで減少しましたが、その後、平成21(2009)年からは増加傾向に転じ平成27(2015)年には1.26まで回復しました。しかし、その後再び減少傾向となり、令和2(2020)年には1.01まで減少しています。千葉県、全国に比べても大きく下回っています。



(2) 出生数の推移

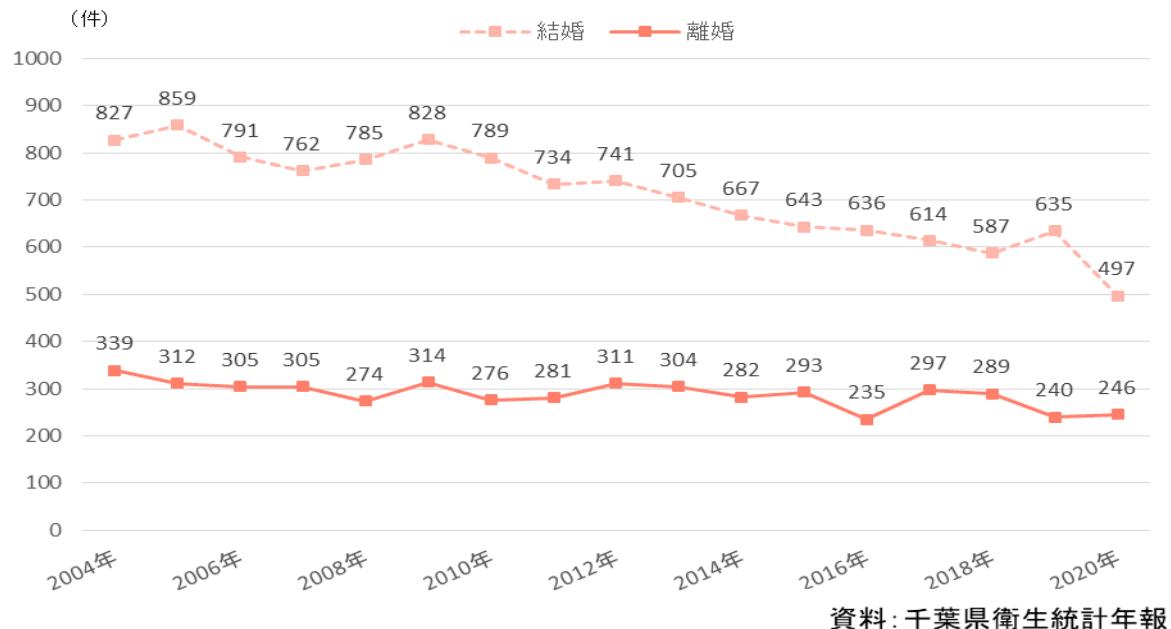
本市の出生数の推移をみると、平成 20(2008)年以降、概ね 1,200 人前後で推移していましたが、平成 29(2017)年に 1,000 人を下回り、令和 2(2020)年には 800 人を割り込みました。

千葉県の出生数は、平成 23(2011)年まで 50,000 人を超えていましたが、以後は急激に減少傾向となり、令和 2(2020)年には約 40,000 人まで減少しています。



(3) 結婚件数、離婚件数の推移

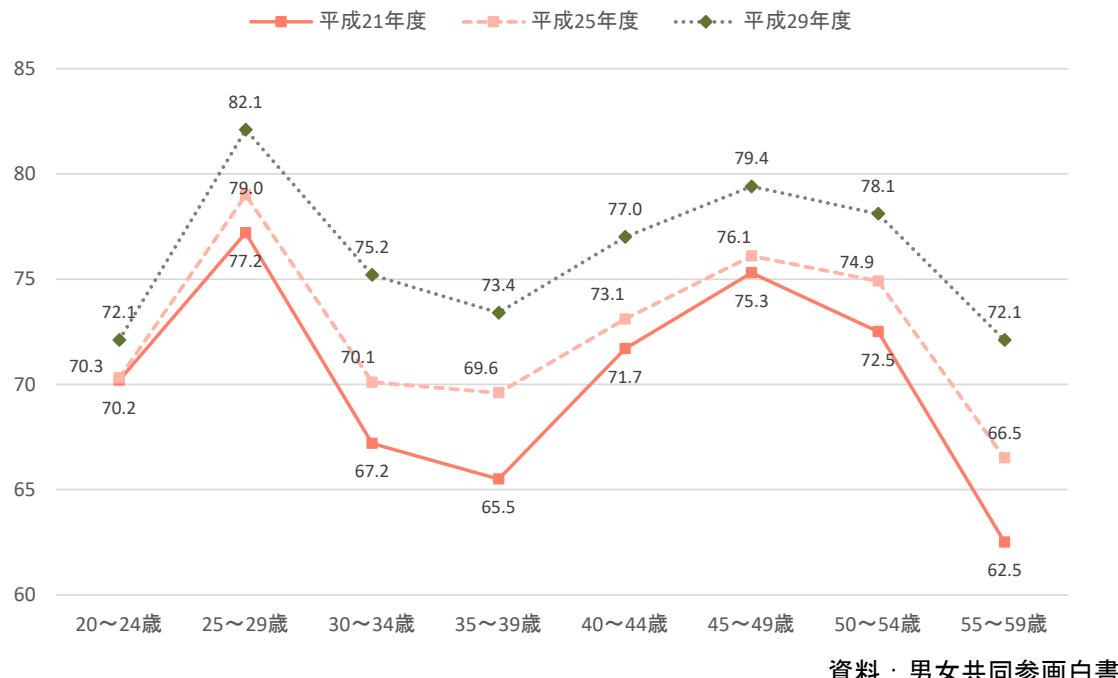
本市の結婚件数についてみると、平成 21(2009)年までは 800 件前後で推移していましたが、平成 22(2010)年からは減少傾向となり、令和 2(2020)年には 500 件を割り込みました。離婚の件数は年度により増減がありますが、300 件前後で推移しています。



(4) 年齢階層別女性就業率の状況

日本の女性の就業率は、出産や育児により低下し、子どもの成長とともに上昇する傾向にあり、20歳代と40～50歳代を2つの頂点とし、30歳代を谷とするM字カーブを描いています。年齢階層別の女性就業率の推移をみると、平成21年から平成29年でM字カーブが次第に緩やかになっていることから、子育てをしながら就労する女性が増加していることが考えられます。

(単位:%)



資料：男女共同参画白書

3 子育て支援サービスの現状

(Ⅰ) 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の状況

令和4年5月1日現在、本市には、公立幼稚園が3園、私立幼稚園が5園、認定こども園7園の合計15園あります。

地区別でみると、佐倉地区に4園、根郷地区、和田地区、弥富地区にはそれぞれ1園、臼井地区に3園、志津地区に5園あります。

市内の幼稚園の定員数の合計は令和4年5月1日現在2,130人、認定こども園（幼稚園部分）の定員数は659人となっています。地区別では、人口の多い志津地区で幼稚園と認定こども園（幼稚園部分）の合計で1,106人と最も多くなっています。

増加する保育ニーズへの対応のため、預かり保育の充実や認定こども園へ移行する幼稚園が増えています。

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）入園児数 (単位:人)

年度	公・私	園数	定員	園児総数	3歳	4歳	5歳
H26年度	公立	3園	290	111	—	48	63
	私立	10園	2,980	2,466	720	879	867
	認定こども園	—	—	—	—	—	—
H27年度	公立	3園	290	85	—	33	52
	私立	10園	2,980	2,416	733	789	894
	認定こども園	1園	25	20	6	10	4
H28年度	公立	3園	290	80	—	45	35
	私立	10園	2,980	2,314	716	788	810
	認定こども園	1園	25	23	8	7	8
H29年度	公立	3園	290	83	—	36	47
	私立	9園	2,710	2,243	688	768	787
	認定こども園	2園	98	67	28	20	19
H30年度	公立	3園	290	71	—	33	38
	私立	8園	2,610	2,057	607	702	748
	認定こども園	3園	179	149	38	60	51
H31年度 (R元年度)	公立	3園	290	79	—	47	32
	私立	7園	2,340	1,685	510	555	620
	認定こども園	4園	374	382	132	115	135
R2年度	公立	3園	290	64	—	15	49
	私立	5園	1,840	1,210	348	426	436
	認定こども園	7園	659	642	191	249	202
R3年度	公立	3園	290	29	—	12	17
	私立	5園	1,840	1,135	351	347	437
	認定こども園	7園	659	637	198	199	240
R4年度	公立	3園	290	30	—	16	14
	私立	5園	1,840	1,328	293	376	359
	認定こども園	7園	659	572	172	201	199

資料：学務課、こども政策課 (各年5月1日現在)

第2章 子どもと子育ての現状

地区別幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の定員数、入園児数
(単位：人)

地区	定員数	入園児数	入園率
佐倉地区	705	471	66.8%
根郷・和田・弥富地区	153	42	27.5%
臼井・千代田地区	795	448	56.4%
志津北部地区	625	319	51.0%
志津南部地区	481	376	78.2%
合計	2,759	1,656	60.0%

資料：学務課、こども政策課（令和4年5月1日現在）

(2) 保育園等の状況

令和4年4月1日現在、本市には、公立保育園が7園、私立保育園が26園、私立の認定こども園が7園、小規模保育事業等が5園、合計45園あります。

地区別でみると、佐倉地区に7園、根郷地区に7園、臼井地区に8園、千代田地区に3園、志津地区に20園あります。

市内の保育園等の定員数の合計は令和4年4月1日現在2,919人となっています。公立と私立で分けると、公立828人に対して私立が2,091人です。

地区別では、幼稚園と同様に、人口の多い志津地区で1,305人と最も多くなっています。

待機児童数については、令和2年に11人発生していましたが、令和3年、4年は0となっています。

保育園等入園児数

(単位：人)

年度	公・私	園数	定員	園児総数	0歳	1～2歳	3歳以上
H 26年度	公立	8園	918	929	45	318	495
	私立	13園	862	863	50	318	495
H 27年度	公立	8園	918	909	36	295	578
	私立	20園	1,070	1,054	60	414	580
H 28年度	公立	7園	828	807	37	269	511
	私立	22園	1,278	1,244	64	485	685
H 29年度	公立	7園	828	819	40	275	504
	私立	29園	1,618	1,444	79	593	772
H 30年度	公立	7園	828	781	39	244	498
	私立	31園	1,737	1,572	91	627	854
H 31年度 (R元年度)	公立	7園	828	753	40	274	520
	私立	32園	1,866	1,715	103	621	936
R2年度	公立	7園	828	731	38	219	474
	私立	36園	2,025	1,820	84	681	1,045
R3年度	公立	7園	828	709	34	214	461
	私立	37園	2,091	1,816	69	659	1,088
R4年度	公立	7園	828	638	19	196	423
	私立	38園	2,091	1,906	110	677	1,119

資料：こども保育課（各年4月1日現在）

地区別保育園等の定員数、入園児数

(単位：人)

地区	定員数	入園児数	入園率
佐倉地区	576	532	92.4%
根郷・和田・弥富地区	443	345	77.9%
臼井・千代田地区	595	513	86.2%
志津北部地区	668	644	96.4%
志津南部地区	637	510	80.1%
合計	2,919	2,544	87.2%

資料：こども保育課（令和4年4月1日現在）

待機児童数

(単位：人)

年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年
待機児童数	47	37	34	41	0	15	29	11	0	0

資料：こども政策課（各年4月1日現在）

(3) 学童保育所の状況

令和4年4月1日現在、市内には各小学校区に1か所以上の学童保育所があります。(公立:33か所、私立:3か所)

定員数の合計は1,860人となっており、地区別では青菅小学校区域の195人が最も多くなっています。学童保育所の利用登録者数の合計は1,682人で、定員数に対する登録者の割合は90.4%となっています。登録者の増加に合わせて施設整備を進めていますが、平成29年度以降待機児童が発生している状況です。

学童保育所登録者数 (単位:人)

年度	公・私	か所数	定員数	登録者数	うち1~3年生	うち4~6年生
26年度	公立	25か所	1,215	948	756	192
	私立	5か所	210	285	226	59
27年度	公立	27か所	1,290	1,047	824	223
	私立	5か所	230	300	230	70
28年度	公立	29か所	1,430	1222	925	297
	私立	5か所	230	297	231	66
29年度	公立	30か所	1,535	1,325	990	335
	私立	3か所	170	243	167	76
30年度	公立	30か所	1,535	1,402	1056	346
	私立	3か所	170	229	152	77
(R元年度)	公立	30か所	1,535	1,466	1,117	349
	私立	3か所	170	224	165	59
2年度	公立	32か所	1,650	1,547	1,160	387
	私立	3か所	170	209	135	74
3年度	公立	33か所	1,690	1,528	1,190	338
	私立	3か所	170	186	120	66
4年度	公立	33か所	1,690	1,498	1,204	294
	私立	3か所	170	184	122	62

資料:こども保育課(各年4月1日現在)

第2章 子どもと子育ての現状

地区別学童保育所の定員数、登録者数、平均利用人数

(単位：人)

地区	か所数	定員数	登録者数		登録者数 ／ 定員数	平均利用 人数(平日)	平均利用 人数(平 日)／定員
			1～3年	4～6年			
内郷小学校区域	1	65	27	12	60.0%	31.6	48.6%
佐倉小学校区域	2	120	98	31	107.5%	71.2	59.3%
佐倉東小学校区域	1	60	36	10	76.7%	23.3	38.8%
白銀小学校区域	1	40	22	20	105.0%	26.0	65.0%
寺崎小学校区域	2	90	108	3	123.3%	108.0	120.0%
山王小学校区域	1	65	20	14	52.3%	58.1	89.4%
根郷小学校区域	2	115	84	32	100.9%	64.0	55.7%
弥富小学校区域	1	50	9	11	40.0%	12.7	25.4%
和田小学校区域	1	30	9	10	63.3%	14.3	47.7%
印南小学校区域	1	70	17	6	32.9%	11.1	15.9%
王子台小学校区域	2	55	45	4	89.1%	31.3	56.9%
染井野小学校区域	1	45	33	4	82.2%	22.8	50.7%
臼井小学校区域	1	50	35	7	84.0%	23.8	47.6%
千代田小学校区域	1	65	47	11	89.2%	37.1	57.1%
間野台小学校区域	2	70	98	9	152.9%	40.8	58.3%
青苔小学校区域	4	195	123	42	84.6%	96.8	49.6%
井野小学校区域	3	135	90	35	92.6%	69.3	51.3%
小竹小学校区域	2	80	63	12	93.8%	39.2	49.0%
志津小学校区域	2	100	83	32	104.5%	59.1	59.1%
上志津小学校区域	2	110	60	22	74.5%	39.9	36.3%
下志津小学校区域	1	65	43	9	80.0%	25.7	39.5%
西志津小学校区域	3	120	129	3	110.0%	77.7	64.8%
南志津小学校区域	1	65	47	17	98.5%	37.6	57.8%
合計	38	1,860	1,326	356	90.4%	1021.4	54.9%

※平均利用人数は令和3年度の平均値。 資料：こども保育課（令和4年4月1日現在）

※井野小学校区域、小竹小学校区域及び間野台小学校区域、王子台小学校区域において、区域を越えて同一施設を利用しているため、2か所が重複して計上されています。

待機児童数

(単位：人)

年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年
待機児童数	0	0	0	0	19	20	30	41	7	33

資料：こども保育課（各年4月1日現在）

4 佐倉市子ども・子育て支援事業計画（第Ⅰ期）の進捗状況

第Ⅰ期計画で定めた、令和元年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量(数値目標)の達成状況は下表のとおりです。

事業名 (目標の内容)	事業内容		実績値(達成状況) (平成31年4月1日現在)
	平成27年3月31日 現状値	目標事業量 (平成27年度～令和元年度)	
通常保育事業 (保育園等定員)	保護者が労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育園での保育を実施する事業		2,694人
	1,904人	2,809人	(保育園 31園) (認定こども園 4園) (地域型保育事業 4園)
延長保育事業 (延長保育実施施設定員)	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間(7:00～18:00)を超えて保育を行う事業		2,595人
	1,904人	2,801人	
放課後児童 健全育成事業 (学童保育所定員)	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に、放課後や長期休業中の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業		1,705人(33か所)
	1,425人 (30か所)	1,795人(34か所)	
子育て短期支援事業 (ショートステイ利用可能人数)	保護者が病気やけがにより子どもの養育が困難となった場合に7日間を限度に子どもを預かる事業		100人(1か所)
	0人	210人(2か所)	
地域子育て支援 拠点事業 (拠点数)	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業		18か所
	17か所	20か所で実施	
(一般型) 一時預かり事業 (利用可能人数)	専業主婦等が育児疲れの場合や急病の場合などに保育園において一時的な保育を行う事業		19,920人(9か所)
	17,520人 (8か所)	35,400人 (12か所)	
病児保育事業 (利用可能人数)	病気や病気の回復期にあり、保育園等での集団保育が困難な子どもを一時的に預かる事業		885人(3か所)
	885人(3か所)	1,180人(4か所)	
ファミリーサポート センター事業 (利用可能人数)	子どもの預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)が相互に助け合い、地域の中で子育てをすることを支援する事業		8,000人
	延べ6,200人	延べ6,800人	

※目標事業量はすべて公立、私立それぞれを合算した数値

5 子ども・子育て支援に係るニーズ調査の結果と分析

(1) 将来人口の推計

① 人口の推計にあたって

本計画では、将来の子どもの人口を推計することによって、ニーズ量を算出することを求められている事業については、佐倉市人口推計の数値を使用しています。

② 子どもの人口の推計

本市の将来の子どもの人口を推計した結果は下表のとおりです。令和2年以降、子どもの人口の減少が予想されます。

計画期間における年齢別子どもの推計人口 (単位：人)

年齢	元年	2年	3年	4年	5年	6年
0歳	950	909	879	855	833	811
1歳	1,084	1,008	972	939	913	890
2歳	1,084	1,076	1,042	1,005	971	944
3歳	1,246	1,143	1,108	1,073	1,035	1,000
4歳	1,282	1,197	1,156	1,120	1,085	1,046
5歳	1,329	1,257	1,215	1,173	1,137	1,101
小計(就学前乳幼児)	6,975	6,590	6,372	6,165	5,974	5,792
6歳	1,362	1,398	1,271	1,228	1,186	1,149
7歳	1,330	1,373	1,405	1,277	1,235	1,192
8歳	1,366	1,390	1,379	1,412	1,283	1,241
小計(小学校低学年児童)	4,058	4,161	4,055	3,917	3,704	3,582
9歳	1,469	1,375	1,400	1,389	1,422	1,292
10歳	1,432	1,493	1,380	1,404	1,393	1,426
11歳	1,546	1,427	1,498	1,384	1,409	1,397
小計(小学校高学年児童)	4,447	4,295	4,278	4,177	4,224	4,115
合計	15,480	15,046	14,705	14,259	13,902	13,489

※令和元年は平成31年3月末現在の実績値。令和2年以降は推計値。

資料：佐倉市人口推計

(2) ニーズ調査の概要

① 目的

本計画策定に向けて、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたニーズ調査を実施しました。

なお、調査結果は、第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果報告書にまとめてあります。

② 実施期間

平成30年12月14日～12月28日にかけて実施し、郵送により調査票を配布・回収しました。

③ 実施対象

就学前の子どもを持つ保護者 1,000人

小学生の児童を持つ保護者 1,000人

④ 回収率

調査票の配布・回収状況 (単位：枚)

調査票	調査対象者数	回収数	有効回収数	回収率
就学前児童	1,000	545	544	54.4%
小学生児童	1,000	516	516	51.6%
合 計	2,000	1,061	1,061	53.0%

資料：子育て支援課

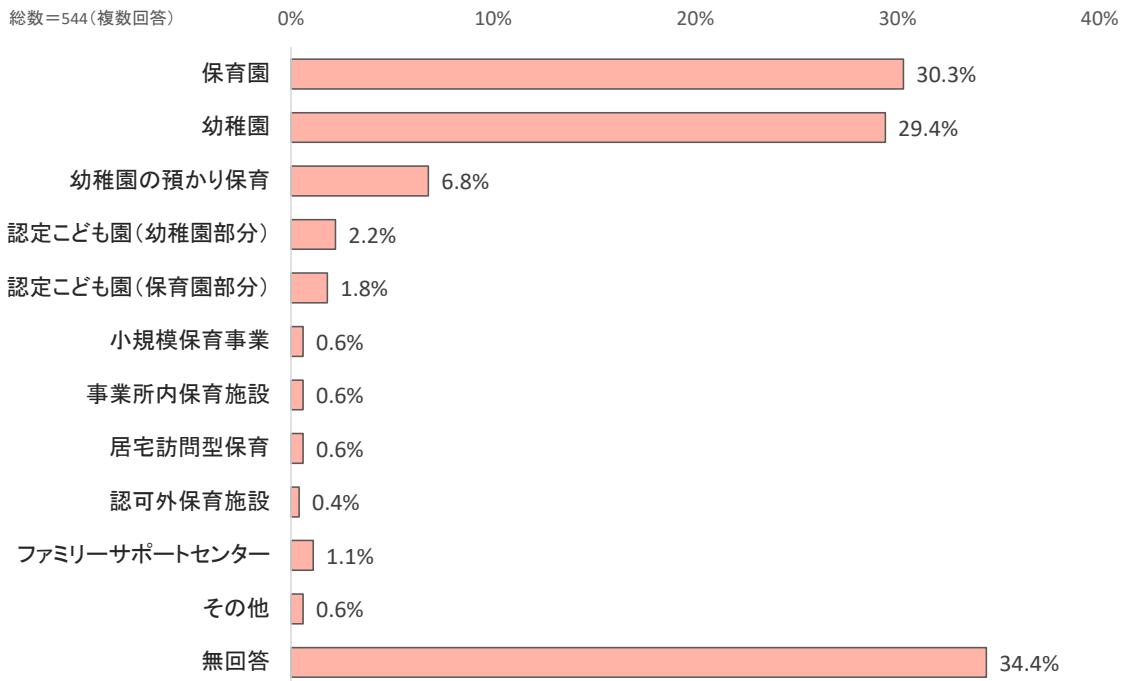
(3) ニーズ調査結果（抜粋）

① 未就学児童が平日に利用している教育・保育事業（複数回答）

「保育園」が30.3%で最も多く、次いで「幼稚園」が29.4%、「幼稚園の預かり保育」が6.8%となっています。

平成25年度調査では、3歳から5歳では「幼稚園」の利用が51.9%で最も多く、「保育園」の利用は18.5%でしたが、平成30年度調査では3歳から5歳でも保育園の利用が30%を超えています。

第2章 子どもと子育ての現状



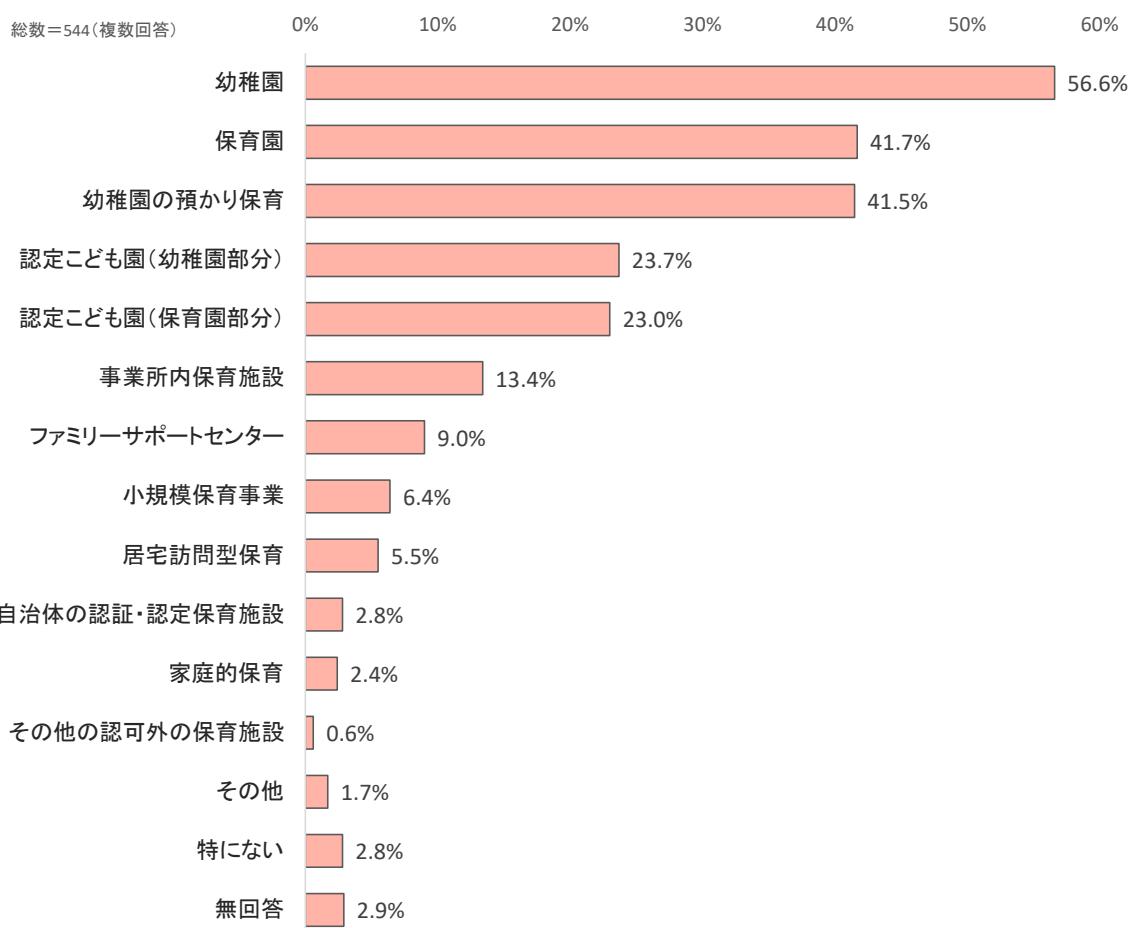
(単位 上段 : 人 下段 : %)

	全体	年齢						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
全体	544	125	45	107	87	59	119	2
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
幼稚園	160	-	2	17	51	24	66	-
	29.4	-	4.4	15.9	58.6	40.7	55.5	-
幼稚園の預かり保育	37	-	1	2	9	9	16	-
	6.8	-	2.2	1.9	10.3	15.3	13.4	-
保育園	165	17	8	37	30	29	42	2
	30.3	13.6	17.8	34.6	34.5	49.2	35.3	100.0
認定こども園 幼稚園部分	12	-	-	-	1	4	7	-
	2.2	-	-	-	1.1	6.8	5.9	-
認定こども園 保育園部分	10	3	2	2	1	1	1	-
	1.8	2.4	4.4	1.9	1.1	1.7	0.8	-
小規模保育事業	3	1	-	2	-	-	-	-
	0.6	0.8	-	1.9	-	-	-	-
事業所内保育施設	3	-	1	2	-	-	-	-
	0.6	-	2.2	1.9	-	-	-	-
居宅訪問型保育	3	1	1	-	-	-	1	-
	0.6	0.8	2.2	-	-	-	0.8	-
その他の認可外保育施設	2	-	-	1	-	1	-	-
	0.4	-	-	0.9	-	1.7	-	-
自治体の認証・認定 保育施設	1	-	-	1	-	-	-	-
	0.2	-	-	0.9	-	-	-	-
ファミリーサポート センター	6	-	3	2	-	-	1	-
	1.1	-	6.7	1.9	-	-	0.8	-
その他	3	-	-	1	-	-	2	-
	0.6	-	-	0.9	-	-	1.7	-
無回答	187	105	28	47	3	1	3	-
	34.4	84.0	62.2	43.9	3.4	1.7	2.5	-

② 現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業（複数回答）

「幼稚園」が 56.6%で最も多く、次いで「保育園」が 41.7%、「幼稚園の預かり保育」が 41.5%となっています。実際の利用よりも「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」の希望が多くなっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育」の希望が大きく増加していました。



第2章 子どもと子育ての現状

(単位 上段 : 人 下段 : %)

	全体	年齢						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
全体	544	125	45	107	87	59	119	2
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
幼稚園	308	51	29	71	55	30	71	1
	56.6	40.8	64.4	66.4	63.2	50.8	59.7	50.0
幼稚園の預かり保育	226	43	19	44	40	24	55	1
	41.5	34.4	42.2	41.1	46.0	40.7	46.2	50.0
保育園	227	76	13	47	29	25	36	1
	41.7	60.8	28.9	43.9	33.3	42.4	30.3	50.0
認定こども園	129	34	15	25	19	8	28	-
幼稚園部分	23.7	27.2	33.3	23.4	21.8	13.6	23.5	-
認定こども園	125	45	13	17	19	12	19	-
保育園部分	23.0	36.0	28.9	15.9	21.8	20.3	16.0	-
小規模保育事業	35	18	3	6	2	-	5	-
	6.4	14.4	6.7	5.6	2.3	-	4.2	-
家庭的保育	13	7	-	2	1	-	3	-
	2.4	5.6	-	1.9	1.1	-	2.5	-
事業所内保育施設	73	28	5	11	9	7	13	
	13.4	22.4	11.1	10.3	10.3	11.9	10.9	
居宅訪問型保育	30	7	4	7	6	1	5	-
	5.5	5.6	8.9	6.5	6.9	1.7	4.2	-
その他の認可外保育施設	3	-	1	-	-	1	1	-
	0.6	-	2.2	-	-	1.7	0.8	-
自治体の認証・認定保育施設	15	4	1	3	3	-	4	-
	2.8	3.2	2.2	2.8	3.4	-	3.4	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
ファミリーサポートセンター	49	10	5	7	11	6	10	-
	9.0	8.0	11.1	6.5	12.6	10.2	8.4	-
その他	9		1	2	1	2	3	-
	1.7	-	2.2	1.9	1.1	3.4	2.5	-
無回答	16	2	2	2	4	2	4	-
	2.9	1.6	4.4	1.9	4.6	3.4	3.4	-

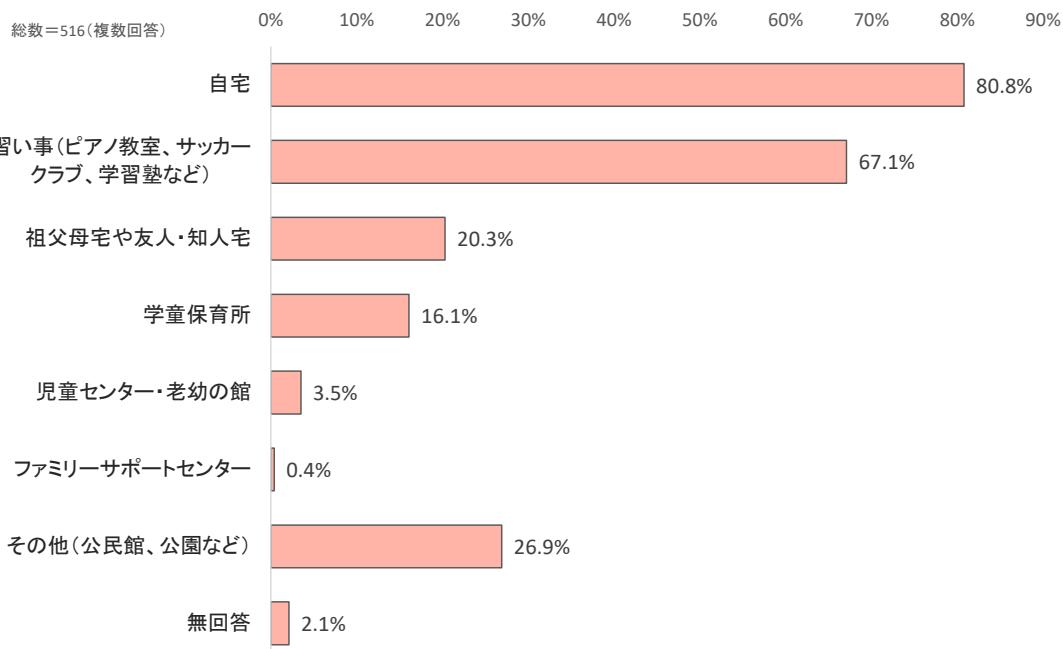
年齢別に見ると、0歳で「保育園」が60.8%、「認定こども園の保育園部分」が36.0%、「小規模保育事業」が14.4%、「事業所内保育施設」が22.4%と、他の年齢と比較して多くなっています。

第2章 子どもと子育ての現状

③ 小学生の放課後(平日の小学校終了後)の過ごし方 (複数回答)

「自宅」が80.8%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が67.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が20.3%となっています。

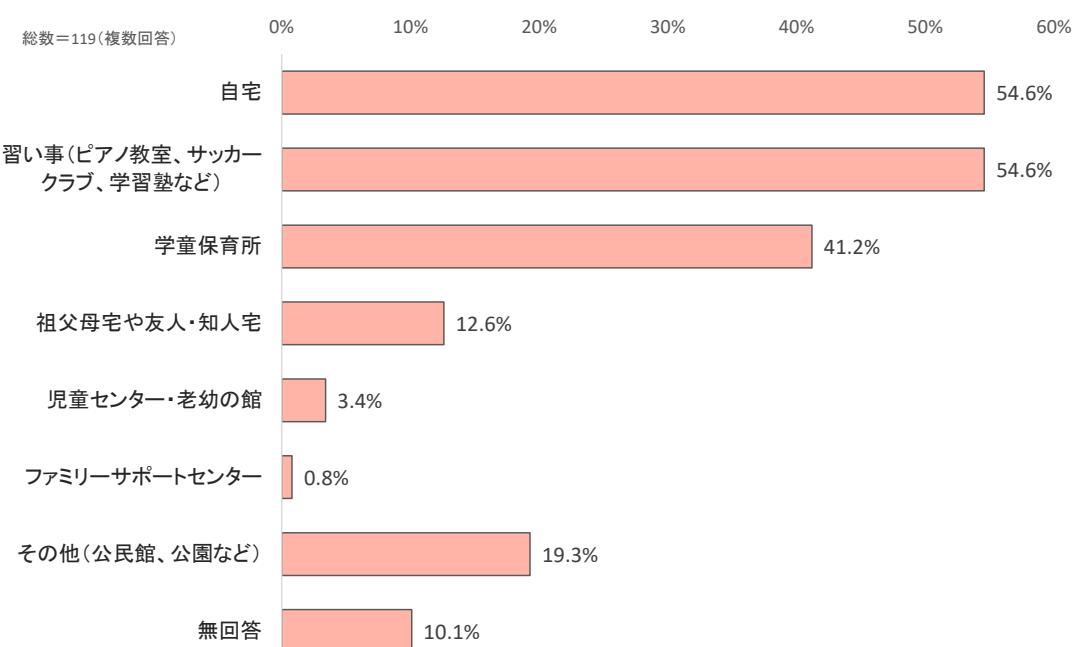
平成25年度調査では、「自宅」が最も多く、次いで「習い事」、「学童保育所」の順となっていました。



④ 未就学児童の保護者が希望する小学校低学年の放課後(平日の小学校終了後)の過ごし方 (複数回答)

「自宅」と「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」がそれぞれ54.6%で最も多く、次いで「学童保育所」が41.2%となっています。

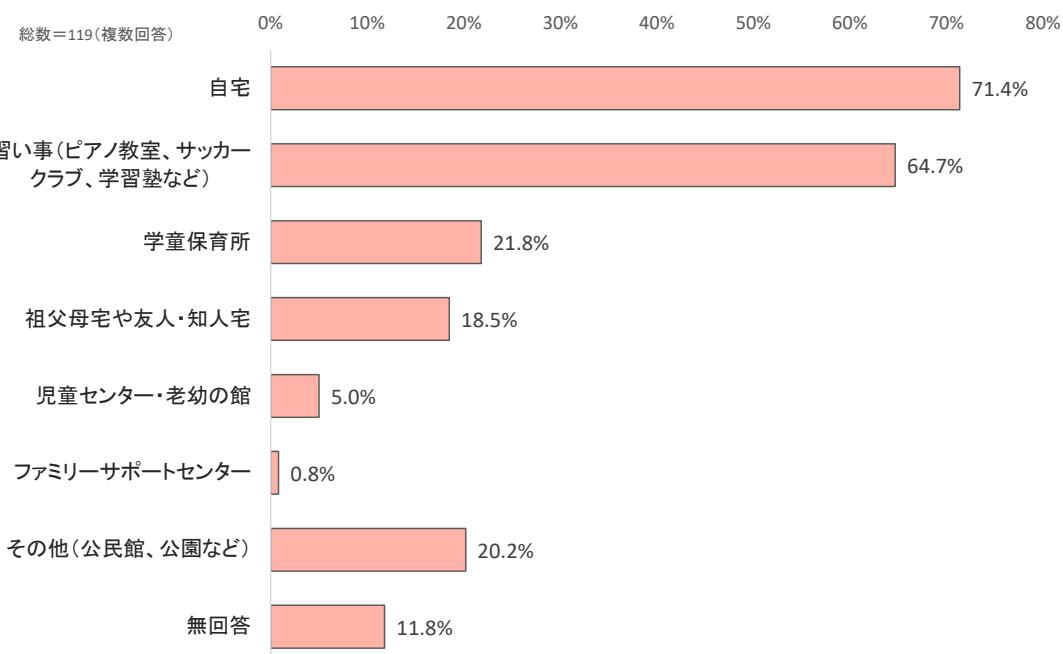
平成25年度調査では、「習い事」が最も多く、次いで「学童保育所」となっていました。



⑤ 未就学児童の保護者が希望する小学校高学年の放課後(平日の小学校終了後)の過ごし方(複数回答)

「自宅」が71.4%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が64.7%、「学童保育所」が21.8%となっています。

平成30年度調査では「自宅」が最も多いのに対し、平成25年度調査では「習い事」が最も多く、次に「自宅」となっていました。いずれの調査においても、低学年と比べると高学年では「学童保育所」を希望する割合が小さくなっています。



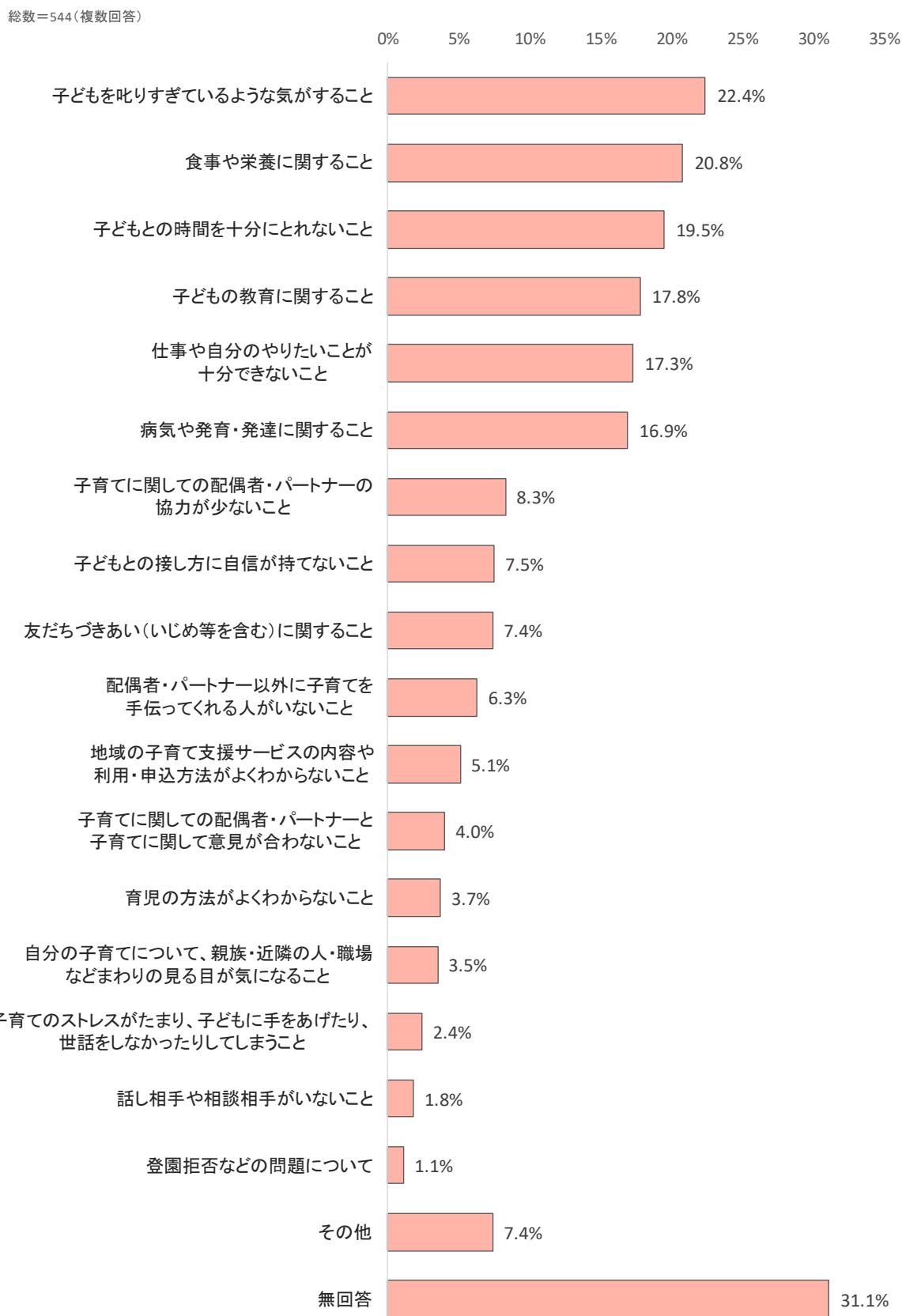
⑥ 子育て(教育を含む)において悩みや不安を持っているか(複数回答)

<未就学児童>

「子どもを叱りすぎているような気がすること」が22.4%で最も多く、次いで「食事や栄養に関するここと」が20.8%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が19.5%となっています。

平成25年度調査、平成30年度調査の両方で、「子供を叱り過ぎているような気がすること」が最も多くなっていました。今回の調査では前回と比較して、「子どもとの時間を十分にとれないこと」や「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」とが増えています。一方で、前回の調査で上位であった、「友達づきあい(いじめ等を含む)に関するここと」が減少していました。

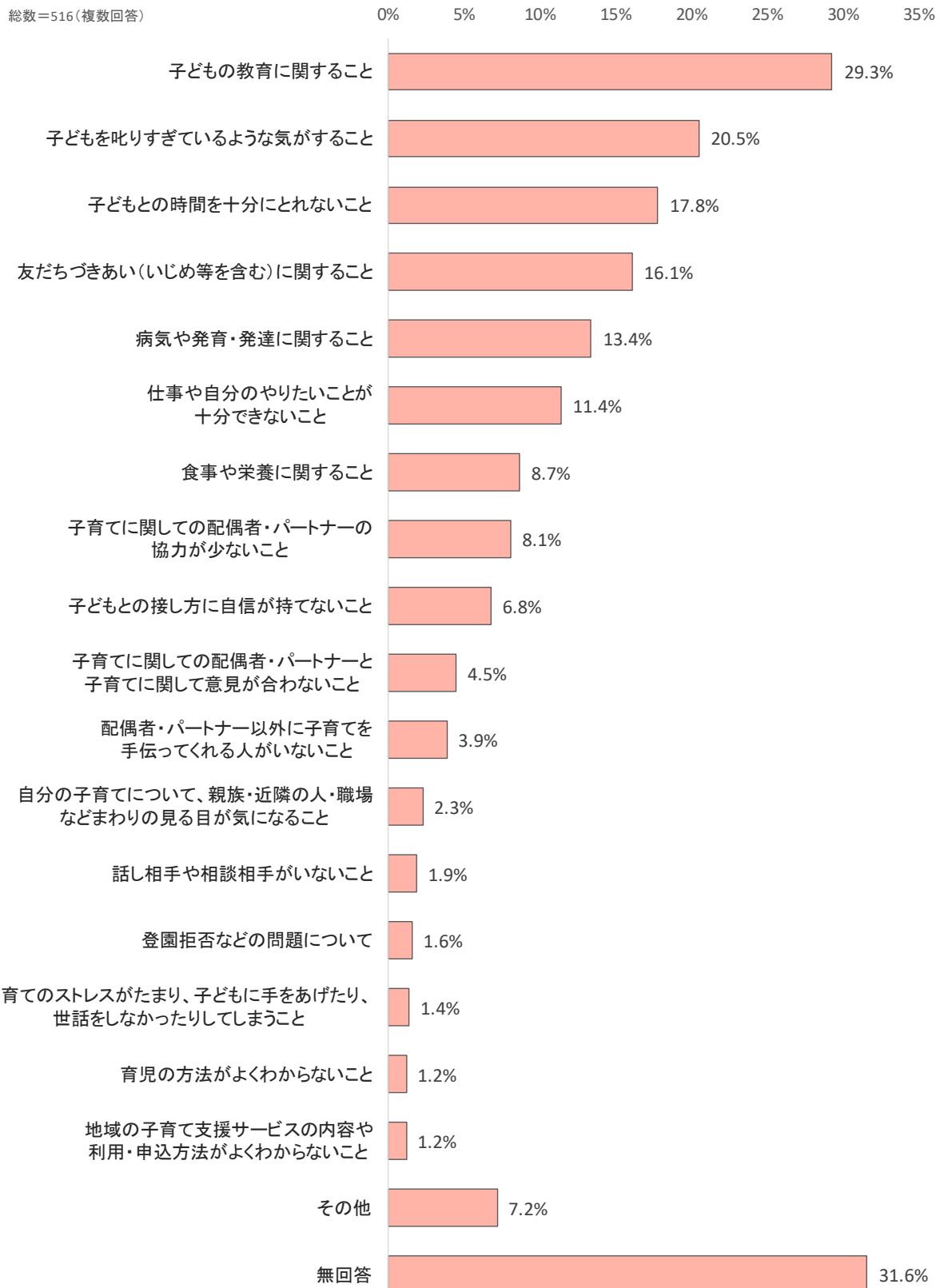
第2章 子どもと子育ての現状



<小学生児童>

「子どもの教育に関するこ」が 29.3%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」が 20.5%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 17.8%となっています。

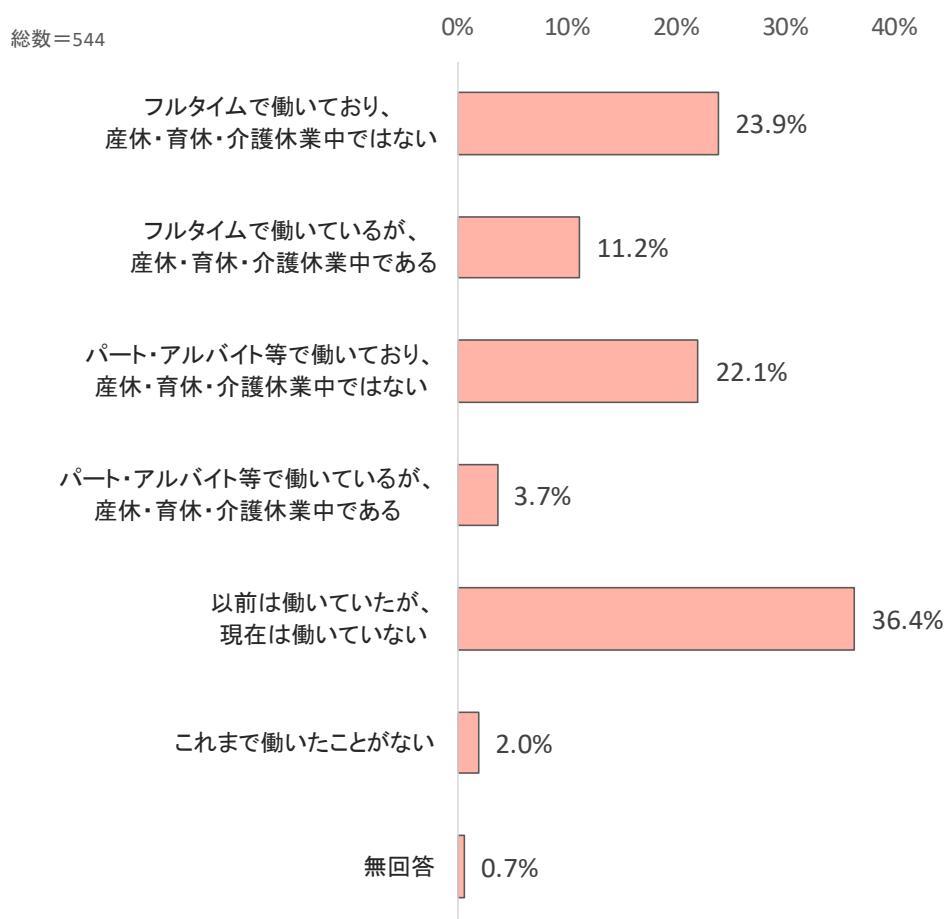
平成 25 年度調査で最も多かったのは「友達づきあい(いじめ等を含む)に関するこ」でした。



第2章 子どもと子育ての現状

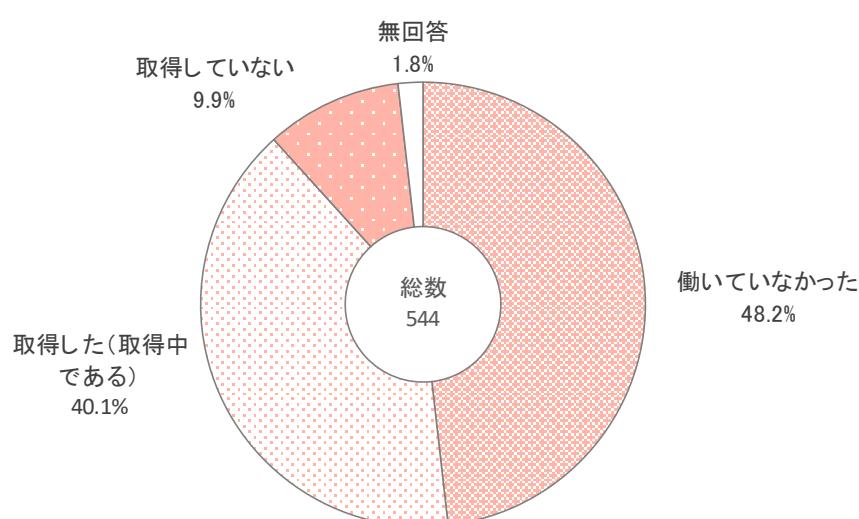
⑦ 母親の働きかたについて<未就学児童>

「以前は働いていたが、現在は働いていない」が36.4%で最も多く、次いで「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」が23.9%、「パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」が22.1%となっています。



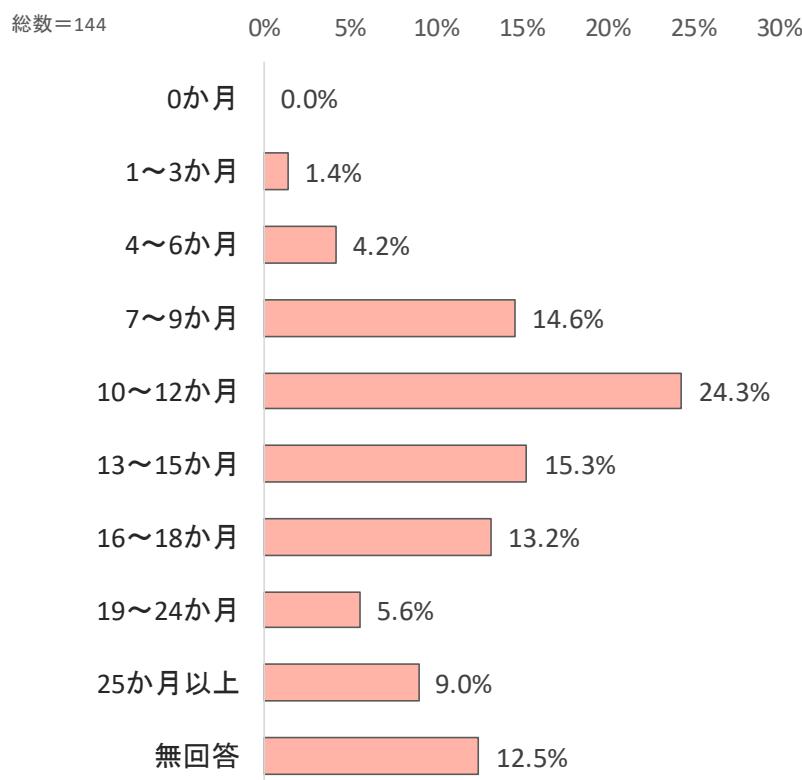
⑧ 母親の育児休業の取得状況<未就学児童>

「働いていなかった」が48.2%で最も多く、次いで「取得した(取得中である)」が40.1%、「取得していない」が9.9%となっています。



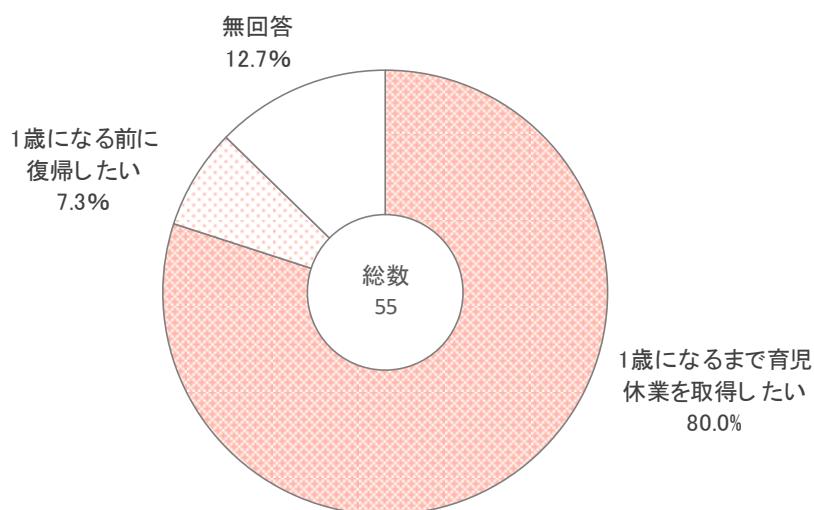
<実際の育児休業の取得期間(母親)>

「10～12か月」が24.3%で最も多く、次いで「13～15か月」が15.3%、「7～9か月」が14.6%となっています。



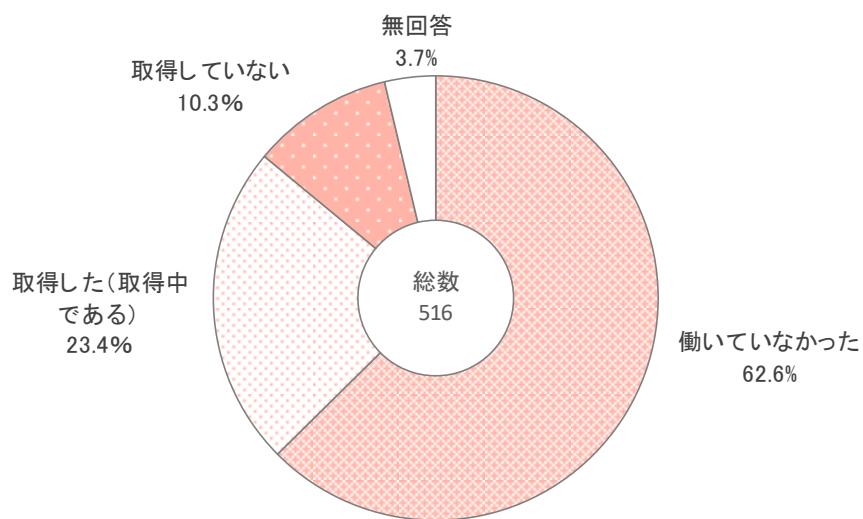
<1歳になったときに必ず利用できる事業がある場合の、母親の育児休業の取得希望>

「1歳になるまで育児休業を取得したい」が80.0%、「1歳になる前に復帰したい」が7.3%となっています。



⑨ 母親の育児休業の取得状況<小学生児童>

「働いていなかった」が 62.6% で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が 23.4%、「取得していない」が 10.3% となっています。



<未就学児童保護者との比較>

未就学児童の調査では、育児休業を「取得した（取得中である）」が 40.1% ですが、小学生児童の調査では 23.4% です。このことから、未就学児童を養育する保護者の世代では、育児休業を取得しながら仕事を継続する人の割合が増加しています。

(4) ニーズ調査結果等を踏まえた今後の方向性

- ◆ 幼稚園は、令和元年5月1日現在、公立3園、私立7園あり、定員は2,630名ですが、在園児数は1,764名となっており、定員に対し、在園児数が少ない幼稚園もあります。近年は、認定こども園へ移行する幼稚園もあり、認定こども園の幼稚園部分の定員は374名となっており、在園児数は382名です。
- ◆ 保育施設は、平成31年4月1日現在、定員は2,694名、在園者数は2,468名となっており、在園者数は総定員数を下回っています。しかし、平成31年4月1日時点で待機児童が29名発生しており(1歳児22名、2歳児7名)、3歳未満児の受け入れ枠拡大が喫緊の課題となっています。
- ◆ 前回のニーズ調査では、0歳から2歳児が保育園を利用する割合が高かったものの、3歳から5歳では幼稚園の利用が大部分を占めていました。しかし、今回行った調査では、3歳以上児も保育園の利用割合が高くなっています。
- ◆ 利用を希望する施設の調査結果では、現在の利用の有無にかかわらず、幼稚園の希望が最も多いという結果になりました。幼稚園の預かり保育の利用希望も多く、就労している保護者についても幼稚園の利用希望が多いことがわかります。
- ◆ 小学生の放課後の過ごし方としては、自宅で過ごす、習い事に行くことが多くなっています。低学年では3割ほどが学童保育所を利用していますが、高学年になると利用割合が減少しています。
- ◆ 子育てに係る悩みや不安を持っている家庭も多く、今回の調査では、未就学児童・小学生児童保護者とも「子どもを叱り過ぎているような気がすること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」という回答が目立っています。子育て支援に関する事業の実施や市からの情報発信には、多忙な子育て世代が利用しやすいような工夫が必要だと考えられます。
- ◆ 育児休業についての調査では、保育園に必ず入れるのであれば、1歳になるまで育児休業の取得を希望する保護者の割合が8割と、非常に高くなっていることを踏まえ、教育・保育施設の量の見込みの参考としています。
- ◆ 人口推計では子どもの数は減少していきますが、妊娠・出産後も仕事を続ける保護者の割合は増加していくと考えられます。また、志津北部地区や根郷地区については、人口の増加が予想されるため、保育の受け皿整備を検討する必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

I 計画の基本理念

子どもは、社会の宝であり、未来の希望であり、一人ひとりの子どもの幸せは、私たち市民すべての願いです。

子育て支援に関する取組を進めるにあたっては、すべての子ども一人ひとりが、かけがえのない個性ある存在として認められ、健やかに成長できる社会、すなわち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが必要です。

同時に、子育ては保護者が第一義的責任を持ちながら、社会のすべての人が、子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが大切です。

この基本的な考え方は、第2期計画となっても変わるものではありません。

このため、本計画における基本理念についても、第1期計画を継承し、次のとおりとします。

**手をつなぎ、みんなで育てよう！
笑がお いっぱい 佐倉っ子**

「手をつなぎ」は、親子のきずなを基本とすることを、「みんなで育てよう」は、地域全体が、子育てをしている保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを、「笑がお いっぱい」は、すべての子どもが、限りない愛情をもって育まれることで、当たり前に幸せで、健やかに成長できる社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを、「佐倉っ子」は、次代の社会の担い手である子どもたちを表現しています。

2 計画の基本目標

基本理念の「手をつなぎ、みんなで育てよう！笑がお いっぱい 佐倉っ子」を実現するために、子ども、家庭、地域の観点から、次の3つの基本目標を定め、子育て支援に関する取組を進めていきます。

(1) 子どもが幸せなまち

～すべての子どもが 自分を大切にし、大切にされるまちづくり～

(2) 子育てを楽しめるまち

～子どもを産み・育てる すべての家庭が

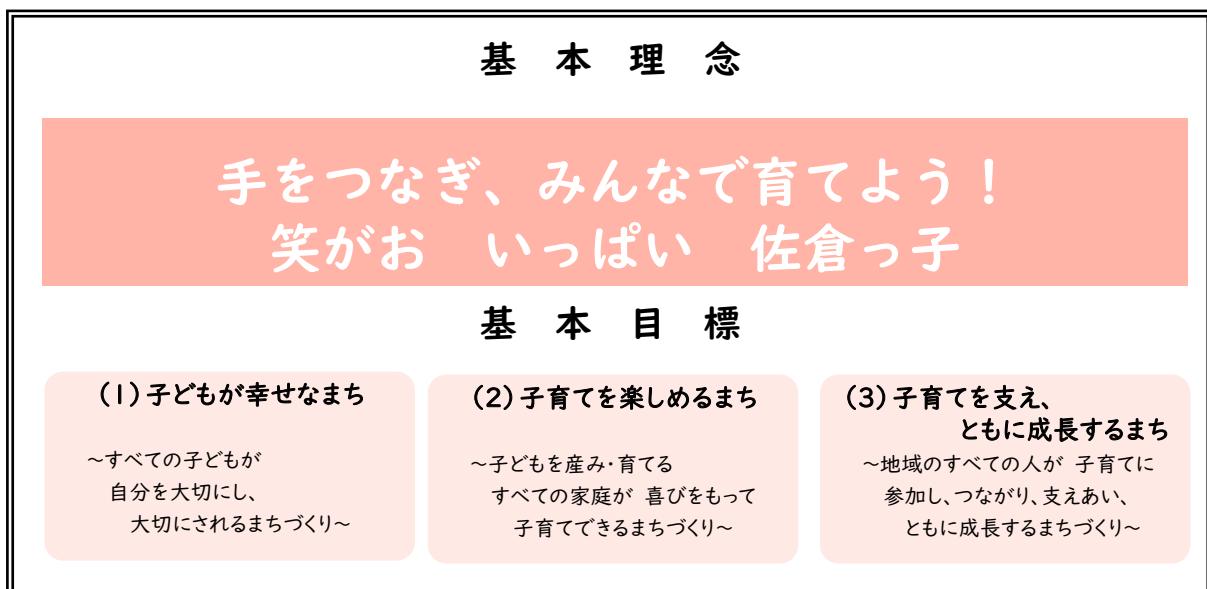
喜びをもって子育てできるまちづくり～

(3) 子育てを支え、ともに成長するまち

～地域のすべての人が 子育てに参加し、

つながり、支えあい、ともに成長するまちづくり～

3 計画の体系



基本目標	取組	7つの取組のために実施する事業	子どもの貧困対策
子どもが 幸せなまち	教育・保育環境の整備	幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携を実施する事業など	
	子どもの居場所の充実	すべての子どもが安心して過ごせる居場所を作る事業など	
	子どもの生きる力と 豊かな心を育む	子どもが気軽に相談できる環境づくりを推進する事業など	
子育てを 楽しめるまち	妊娠から子育てまでの 切れ目のない支援	妊娠・出産期から乳幼児期における母子保健事業を推進する事業など	
	仕事と子育ての 両立支援	保育施設、学童保育所における待機児童を解消する事業など	
	すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実	児童虐待の予防、発見、フォローアップの体制づくりを強化する事業など	
子育てを支え、 ともに成長するまち	地域が連携して子育てを行う支援の輪の拡大	ファミリーサポートセンター事業の充実を図る事業など	
教育の支援			
生活の支援			
保護者の就労・ 経済的支援			
支援につなぐ 体制整備			

第4章

子ども・子育て支援施策



第4章 子ども・子育て支援施策

I 子ども・子育て支援制度の事業体系

平成27年4月に施行した子ども・子育て支援法により、幼児期の教育・保育の提供、地域における子育て支援の施策が位置づけられています。

(1) 子どものための教育・保育給付

幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業等を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられています。また、利用者への給付は、施設が代理受領し、施設の利用に充てられる仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育のみの就学前の子ども 〔保育の必要性なし〕	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども〔保育の必要性あり〕	保育園 認定こども園(保育園部分)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども〔保育の必要性あり〕	保育園 認定こども園(保育園部分) 地域型保育事業

(2) 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が施行され、保育園、認定こども園の3歳児クラス以上の保育料が無償化されました。

また、次の事業の利用料についても無償化の対象として施設等利用費が支払われています。

- ・子ども・子育て支援法の適用を受けない幼稚園の保育料と預かり保育
- ・特別支援学校
- ・認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で13の事業が定められています。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・利用者支援事業 | ・地域子育て支援拠点事業 |
| ・妊婦健康診査 | ・乳児家庭全戸訪問事業 |
| ・養育支援訪問事業 | ・子育て短期支援事業 |
| ・一時預かり事業 | ・ファミリーサポートセンター事業 |
| ・延長保育事業 | ・病児保育事業 |
| ・放課後児童健全育成事業 | ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | |

(4) 仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立を支援するため、従業員のための保育園を作る企業に対して、設置や運営に要する費用を国が補助する事業です。(企業主導型保育事業)

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(ニーズ量)は、子ども・子育て支援に係るニーズ調査の結果を参考に、地域の特徴や利用実績等を検証しながら、補正を加え推計値としました。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、対象事業ごとに市内全域を区域とする1区域、身近な地域で保育サービスを享受できる範囲を考慮した5区域、小学校区を区域とする23区域の3種類の区域を設定しています。

<1区域(市内全域)の対象事業>

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業

<1区域(市内全域)の主な特徴>

市内全域で見ると、西側の志津北部区域、志津南部区域に人口が多く、住宅地、マンション、商業施設が集中しており、このため教育・保育施設も多く設置されています。

一方、東側は佐倉区域、根郷・和田・弥富区域のうち和田・弥富では人口減少が進んでいますが、根郷は、区画整理事業により住宅地や商業施設の設置が進み、人口が増加傾向にあります。

このため根郷地区に待機児童が発生しており、施設整備の検討が必要な状況となっています。

<5区域の対象事業>

教育・保育の提供、延長保育事業、一時預かり事業

*5区域(佐倉区域、根郷・和田・弥富区域、臼井・千代田区域、志津北部区域、志津南部区域)

<5区域の主な特徴>

◆ 佐倉区域

市の北東に位置する佐倉区域は、佐倉城跡を中心とする旧城下町の雰囲気を残しており、市役所、国立歴史民俗博物館が設置されています。中心部には京成佐倉駅があり、駅南側にかけて人口が多いことから、教育・保育施設も多く整備されています。

◆ 根郷・和田・弥富区域

市の南東に位置する根郷・和田・弥富区域は、区域北部にJR 佐倉駅があり、近年、駅北側の寺崎地区において大規模な区画整理事業が進められました。これに伴い行われた宅地開発により、地区内的一部で人口の増加があることから、高まる保育需要に対し、教育・保育施設の更なる整備を行う必要があります。

◆ 臼井・千代田区域

市の中西部に位置する臼井・千代田区域は、区域北部に京成臼井(うすい)駅があり、駅を中心とする住宅街、商業施設が多い地区と、印旛沼に代表される、自然環境が豊かな地区が混在しています。区域全体に住宅街が点在していることから、教育・保育施設も区域全体にバランスよく整備されていますが、今後、宅地開発が見込まれており、保育の需要の増加に対応した施設整備を行う必要があります。

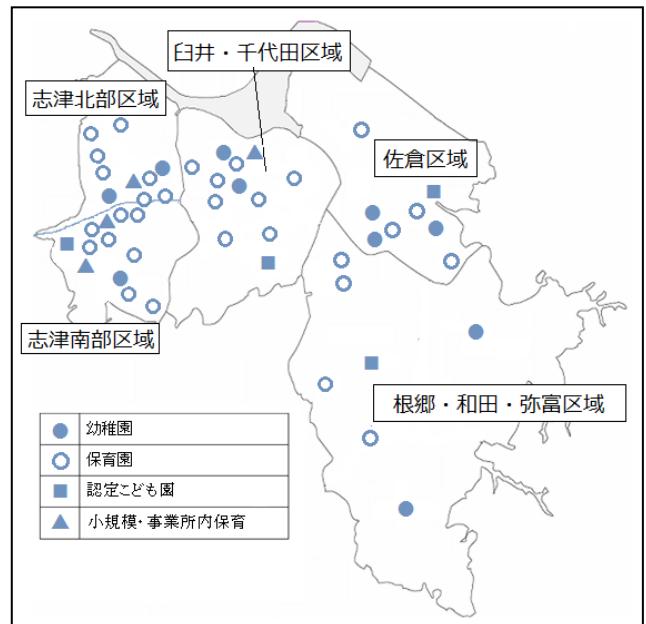
◆ 志津北部区域

市の北西部に位置する志津北部区域は、区域南部にユーカリが丘駅があり、ユーカリが丘駅を基点とする山万ユーカリが丘線が駅北側にラケット状に展開しています。

沿線には大規模マンション、住宅街が点在し、これまでも人口が多い区域でしたが、駅西側に大規模な区画整理事業が進められ、大型ショッピングモールが開業する等今後も人口増加が見込まれており、教育・保育施設の整備が必要となる区域です。

◆ 志津南部区域

市の南西部に位置する志津南部区域は、区域北部に志津駅があり、駅を中心とする広大な住宅街が広がっており、教育・保育施設も人口が多い地区を中心に適切に整備されています。



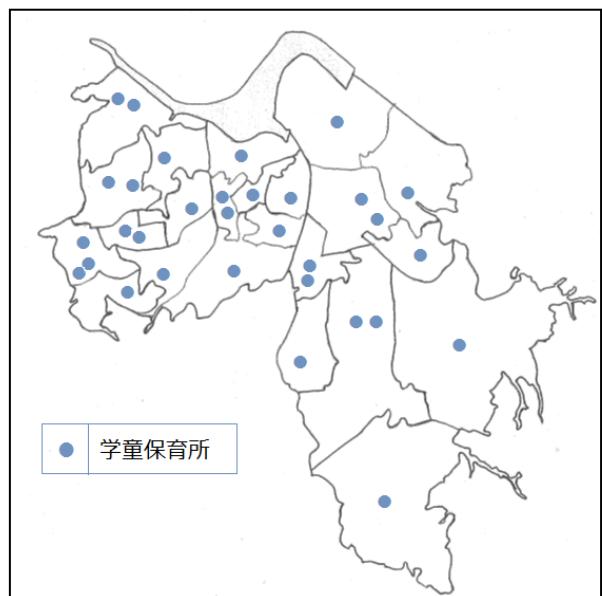
第4章 子ども・子育て支援施策

<23区域(小学校区域)の対象事業>

放課後児童健全育成事業

<23区域(小学校区域)の主な特徴>

学童保育所は、放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区を区域としました。



本市における量の見込みの区域設定

区分	区域	区域設定の理由
教育・保育の提供	5区域	身近な地域で保育サービスを享受できる範囲を考慮し、佐倉市高齢者福祉・介護計画で用いられている日常生活圏域と同様の5区域としました。※1
地域子ども・子育て支援事業	①延長保育事業	※1と同じ。
	②放課後児童健全育成事業	放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区域としました。
	③子育て短期支援事業	市内全域の子どもを対象として事業を実施するため1区域としました。
	④地域子育て支援拠点事業	市内全域の子どもを対象として事業を実施するため1区域としました。
	⑤一時預かり事業	※1と同じ。
	⑥病児保育事業	市内全域の子どもを対象として事業を実施するため1区域としました。
	⑦ファミリーサポートセンター事業	市内全域の子どもを対象として事業を実施するため1区域としました。
	⑧利用者支援事業	市内全域の子どもを対象として事業を実施するため1区域としました。
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	訪問事業であるため1区域としました。
	⑩妊婦健康診査	県内外の医療機関等を利用することを妊婦自身が選択できる事業であるため1区域としました。
	⑪養育支援訪問事業	訪問事業であるため1区域としました。
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	対象世帯への給付事業であり、地域性は無いことから1区域としました。
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	おもに対象世帯への給付事業であり、地域性は無いことから1区域としました。

4 教育・保育の提供

※令和4年度までは4月1日実績値。

(Ⅰ) 区域別量の見込みと確保量 <市全体>

■1号 (教育標準時間認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定子ども	1,755	1,742	1,589	1,589	1,394	1,394
	教育利用希望の強い2号	613	570	552	523	523	523
	合計(A)	2,368	2,312	2,141	2,112	1,917	1,917
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園)	374	689	689	689	993	993
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	2,630	2,070	2,070	2,070	1,670	1,670
	合計(B)	3,004	2,759	2,759	2,759	2,663	2,663
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		636	447	618	647	746	746

■2号 (3~5歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み	2号認定子ども(A)	1,456	1,528	1,547	1,553	1,645	1,690	
	特定教育・ 保育施設	保育園	1,415	1,362	1,395	1,390	1,422	1,403
		認定こども園	115	256	256	256	316	316
	合計(B)	1,530	1,618	1,651	1,646	1,738	1,719	
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		74	90	104	93	93	29	

■3号 (1~2歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み	3号認定子ども(A)	982	956	908	898	1,004	1,014	
	特定教育・ 保育施設	保育園	781	763	786	818	856	846
		認定こども園	55	121	121	121	121	121
確保方策	地域型保育事業	38	52	57	48	48	48	
	一時預かり(幼稚園型Ⅱ)	6	6	6	0	0	0	
	合計(B)	880	942	970	987	1,025	1,015	
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		▲102	▲14	62	89	21	1	

第4章 子ども・子育て支援施策

■3号（0歳・保育認定子ども）

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3号認定子ども（A）	142	137	112	139	143	144
確保方策	特定教育・保育施設	236	233	230	232	232	231
	認定こども園	12	23	24	24	30	30
	地域型保育事業	16	20	16	8	8	8
	合計（B）	264	276	270	264	270	269
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		122	139	158	125	127	125

◆確保方策（施設数）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定教育・保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	保育園	31	30	31	33	33	33
	認定こども園	4	7	7	7	8	8
地域型保育事業		4	6	6	5	5	5
一時預かり（幼稚園型Ⅱ）		1	1	1	0	0	0
幼稚園		10	8	8	8	7	7

<確保の内容>

- ◆ 令和2年度 【認定こども園へ移行】保育園1園、幼稚園2園
【新規開園】小規模保育事業1か所、事業所内保育施設1か所
- ◆ 令和3年度 【新規開園】保育園1園
- ◆ 令和4年度 【保育園へ移行】小規模保育事業1か所
【新規開園】保育園分園1園
- ◆ 令和5年度 【認定こども園へ移行】幼稚園1園
- ◆ 令和6年度 【民間保育園へ移行】保育園1園

施設類型ごとの箇所数・定員数のまとめ

施設類型	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員
幼稚園	10	2,630	8	2,130	8	2,130	8	2,130	7	1,730	7	1,730
佐倉区域	3	710	1	210	1	210	1	210	1	210	1	210
	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80
	2	770	2	770	2	770	2	770	2	770	2	770
	2	670	2	670	2	670	2	670	2	670	2	670
	1	400	1	400	1	400	1	400	0	0	0	0
保育園	31	2,413	30	2,333	31	2,387	32	2,415	32	2,455	32	2,425
佐倉区域	4	370	4	370	4	370	4	360	4	360	4	360
	4	343	4	343	5	363	5	378	5	378	5	378
	8	522	8	522	8	536	8	539	8	539	8	539
	8	608	7	528	8	608	8	608	8	608	8	608
	7	570	7	570	7	570	7	570	7	570	7	540
認定こども園	4	556	7	1,089	7	1,090	8	1,090	8	1,490	8	1,490
佐倉区域	1	282 (195+87)	3	711	3	711	3	711	3	711	3	711
	1	109 (73+36)	1	109	1	109	1	109	1	109	1	109
	1	75 (25+50)	1	75	1	75	1	75	1	75	1	75
	0	0	1	104	1	105	1	105	1	105	1	105
	1	90 (81+9)	1	90	1	90	1	90	2	490	2	490
地域型保育 (小規模保育事業等)	4	49	6	70	6	71	5	53	5	53	5	53
佐倉区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	1	19	1	19	1	19	1	19	1	19
	1	3	2	5	2	6	2	6	2	6	2	6
	1	18	1	18	1	18	0	0	0	0	0	0
	2	28	2	28	2	28	2	28	2	28	2	28

※認定こども園の（ ）の数字は、（教育＋保育）の人数内訳です。

第4章 子ども・子育て支援施策

(2) 区域別の量の見込みと確保量〈佐倉区域〉

■1号 (教育標準時間認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定子ども	396	429	402	355	355	355
	教育利用希望の強い2号	163	110	114	114	114	114
	合計(A)	559	539	516	469	469	469
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園)	195	495	495	495	495	495
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	710	210	210	210	210	210
	合計(B)	905	705	705	705	705	705
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		346	166	189	236	236	236

■2号 (3~5歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	2号認定子ども(A)	257	334	349	366	388	398
確保方策	特定教育・保育施設 認定こども園	221	221	221	210	210	210
	他区域からの充当分	-	-	-	※6	※28	※38
	合計(B)	281	371	371	360	360	360
	需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A	24	37	22	0	0	0

※根郷・和田・弥富区域、臼井・千代田区域から充当

■3号 (1~2歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3号認定子ども(A)	173	194	169	159	178	180
確保方策	特定教育・保育施設 認定こども園	115	115	115	119	119	119
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	他区域からの充当分	-	-	-	-	-	※1
	合計(B)	142	175	175	179	179	180
	需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A	▲31	▲19	6	20	1	0

※根郷・和田・弥富区域から充当

■3号 (0歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3号認定子ども(A)	21	31	16	25	26	26
確保方策	特定教育・保育施設 認定こども園	34	34	34	34	34	34
	地域型保育事業	0	6	6	3	3	3
	合計(B)	34	40	40	37	37	37
	需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A	13	9	24	12	11	11

◆確保方策（施設数）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定教育・保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	保育園	4	4	4	4	4	4
	認定こども園	1	3	3	3	3	3
地域型保育事業		0	0	0	0	0	0
幼稚園		3	1	1	1	1	1

<確保の内容>

◆ 令和2年度 【認定こども園へ移行】幼稚園2園

(3) 区域別の量の見込みと確保量〈根郷・和田・弥富区域〉

■1号（教育標準時間認定子ども）

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定子ども	45	38	39	32	32	32
	教育利用希望の強い2号	5	7	6	7	7	7
	合計(A)	50	45	45	39	39	39
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園)	73	73	73	73	73	73
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	80	80	80	80	80	80
	合計(B)	153	153	153	153	153	153
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		103	108	108	80	80	80

■2号（3～5歳・保育認定子ども）

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	2号認定子ども(A)	200	204	204	203	215	221
確保方策	特定教育・保育施設	保育園	214	214	217	222	222
		認定こども園	18	18	18	18	18
	他区域への充当分		-	-	-	※▲6	※▲25
	合計(B)	232	232	235	234	215	221
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		32	28	31	31	0	0

※佐倉区域へ充当

■3号（1～2歳・保育認定子ども）

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3号認定子ども(A)	127	142	141	144	161	163
確保方策	特定教育・保育施設	保育園	111	111	125	133	133
		認定こども園	12	12	12	12	12
	地域型保育事業		0	16	16	19	19
	他区域への充当分		-	-	-	-	※▲1
	合計(B)	123	139	153	164	164	163
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		▲4	▲3	12	20	3	0

※佐倉区域へ充当

第4章 子ども・子育て支援施策

■3号（0歳・保育認定子ども） (単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3号認定子ども（A）	26	27	20	17	17	18
確保方策	特定教育・保育施設	37	37	40	44	44	44
	認定こども園	6	6	6	6	6	6
	地域型保育事業	0	3	3	0	0	0
	合計（B）	43	46	49	50	50	50
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		17	19	29	33	33	32

◆確保方策（施設数）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定教育・保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	保育園	4	4	5	5	5	5
	認定こども園	1	1	1	1	1	1
	地域型保育事業	0	1	1	1	1	1
幼稚園		2	2	2	2	2	2

<確保の内容>

- ◆ 令和2年度 【新規開園】小規模保育事業 1か所
- ◆ 令和3年度 【新規開園】保育園 1園

（4）区域別の量の見込みと確保量〈臼井・千代田区域〉

■1号（教育標準時間認定子ども） (単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定子ども	426	276	375	305	305	305
	教育利用希望の強い2号	162	105	140	127	127	127
確保方策	合計（A）	588	381	515	432	432	432
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	25	25	25	25	25	25
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	770	770	770	770	770	770
	合計（B）	795	795	795	795	795	795
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		207	414	280	363	363	363

■2号（3～5歳・保育認定子ども） (単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	2号認定子ども（A）	330	320	302	291	308	317
確保方策	特定教育・保育施設	308	308	322	321	321	321
	認定こども園	28	28	28	28	28	28
	他区域への充当分	-	-	-	-	※▲3	※▲19
	合計（B）	336	336	350	349	346	330
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		6	16	48	58	38	13

※佐倉区域へ充当

第4章 子ども・子育て支援施策

■3号(1~2歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3号認定子ども(A)	211	189	186	187	209	211
確保方策	特定教育・保育園	165	167	173	181	181	181
	保育施設 認定こども園	16	16	16	16	16	16
	地域型保育事業	7	9	9	9	9	9
	一時預かり(幼稚園型Ⅱ)	6	6	6	0	0	0
	他区域からの充当分	-	-	-	-	※3	※5
	合計(B)	194	198	204	206	209	211
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		▲17	9	18	19	0	0

※志津南部区域から充当

■3号(0歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3号認定子ども(A)	32	22	26	26	27	27
確保方策	特定教育・保育園	49	50	44	40	40	40
	保育施設 認定こども園	6	6	6	6	6	6
	地域型保育事業	1	1	1	1	1	1
	合計(B)	56	57	51	47	47	47
	需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A	24	35	25	21	20	20

◆確保方策(施設数)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定教育・保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	保育園	8	8	8	8	8	8
	認定こども園	1	1	1	1	1	1
地域型保育事業		1	2	2	2	2	2
一時預かり(幼稚園型Ⅱ)		1	1	1	0	0	0
幼稚園		2	2	2	2	2	2

<確保の内容>

◆令和2年度【新規開園】事業所内保育施設1か所

第4章 子ども・子育て支援施策

(5) 区域別の量の見込みと確保量 <志津北部区域>

■1号 (教育標準時間認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定子ども	290	297	292	304	304	304
	教育利用希望の強い2号	75	78	89	84	84	84
	合計(A)	365	375	381	388	388	388
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	15	15	15	15	15
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	670	670	670	610	610	610
	他区域への充当分	-	0	0	-	※▲18	※▲18
	合計(B)	670	685	685	625	607	607
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		305	310	304	237	219	219

※志津南部区域へ充当

■2号 (3~5歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	2号認定子ども(A)	367	366	386	388	411	422
	特定教育・保育園 認定こども園	352	299	315	317	349	349
確保方策	他区域からの充当分	-	-	-	-	※11	※22
	合計(B)	352	350	366	368	411	422
	需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A	▲15	▲16	▲20	▲20	0	0

※志津南部区域から充当

■3号 (1~2歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3号認定子ども(A)	253	238	230	235	263	265
	特定教育・保育園 認定こども園	197	173	177	189	197	197
確保方策	地域型保育事業	0	33	33	33	33	33
	他区域からの充当分	-	-	-	-	※33	※35
	合計(B)	209	218	222	222	263	265
	需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A	▲44	▲20	▲8	▲13	0	0

※志津南部区域から充当

■3号 (0歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3号認定子ども(A)	34	27	24	38	39	39
	特定教育・保育園 認定こども園	59	56	56	62	62	62
確保方策	地域型保育事業	0	5	6	6	6	6
	合計(B)	6	6	6	0	0	0
	需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A	65	67	68	68	68	68
	需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A	31	40	44	30	29	29

◆確保方策（施設数）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定教育・保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	保育園	8	7	7	9	9	9
	認定こども園	0	1	1	1	1	1
地域型保育事業		1	1	1	0	0	0
幼稚園		2	2	2	2	2	2

<確保の内容>

- ◆ 令和2年度 【認定こども園へ移行】保育園1園
- ◆ 令和4年度 【保育園へ移行】小規模保育事業1か所
【新規開園】保育園分園1園

(6) 区域別の量の見込みと確保量〈志津南部区域〉

■1号（教育標準時間認定子ども） (単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定子ども	356	371	326	307	307	307
	教育利用希望の強い2号	113	105	106	96	96	96
	合計(A)	469	476	432	403	403	403
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園)	81	81	81	81	385	385
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	400	400	400	400	0	0
	他区域からの充当分	0	0	0	0	※18	※18
	合計(B)	481	481	481	481	403	403
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		12	5	49	78	0	0

※志津北部区域から充当

■2号（3～5歳・保育認定子ども） (単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	2号認定子ども(A)	302	304	306	305	323	332
確保方策	特定教育・保育施設 認定こども園	320	320	320	320	320	301
	他区域への充当分	-	-	-	-	※▲11	※▲22
	合計(B)	329	329	329	329	378	348
	需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A	27	25	23	24	55	16

※志津北部区域へ充当

第4章 子ども・子育て支援施策

■3号(1~2歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3号認定子ども(A)	218	193	182	173	193	195
確保方策	特定教育・保育施設	保育園	193	193	193	193	183
		認定こども園	0	0	0	0	30
	地域型保育事業		19	19	23	23	23
	他区域への充当分		-	-	-	-	※▲36
	合計(B)		212	212	216	216	210
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		▲6	19	34	43	17	1

※臼井・千代田区域、志津北部区域へ充当

■3号(0歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3号認定子ども(A)	29	37	26	33	34	34
確保方策	特定教育・保育施設	保育園	57	57	57	57	56
		認定こども園	0	0	0	0	6
	地域型保育事業		9	9	5	5	5
	合計(B)		66	66	62	62	68
	需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		37	29	36	29	34
							33

◆確保方策(施設数)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定教育・保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	保育園	7	7	7	7	7	7
	認定こども園	1	1	1	1	2	2
地域型保育事業		2	2	2	2	2	2
幼稚園		1	1	1	1	0	0

<確保の内容>

- ◆ 令和5年度 【認定こども園へ移行】幼稚園1園
- ◆ 令和6年度 【民間保育園へ移行】保育園1園

5 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもを対象とし、通常保育時間以外の時間において、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業です。

<提供区域> 5区域

<現状>(※令和4年度時点)

- ◆ 延長時間は、下記の通りとなります。

- 18時30分までが保育園1園、認定こども園1園、事業所内保育事業所1園
- 19時までが保育園20園・認定こども園が2園・小規模保育事業所2か所、
- 19時30分までが小規模保育事業所1園
- 20時までが保育園12園です。

<量の見込みと確保量>

利用者数(単位：人)

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み		1,003	983	1,148	1,202	1,190
B 確保量	2,545	2,584	2,633	2,640	2,776	2,746
(施設数)	(36か所)	(38か所)	(39か所)	(40か所)	(41か所)	(41か所)
B-A		1,581	1,650	1,492	1,574	1,556

<確保の内容>

- ◆ 延長保育を実施する施設では、事業を継続します。
- ◆ 令和5年度以降に開園する保育園、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業等)についても延長保育事業を実施するよう促します。
- ◆ 保護者のニーズ調査結果を勘案し、延長保育事業の時間拡大について検討します。

- ◆ 令和2年度 【新規開園】小規模保育事業1か所、事業所内保育施設1か所
- ◆ 令和3年度 【新規開園】保育園1か所
- ◆ 令和4年度 【保育園へ移行】小規模保育事業1か所、【新規開園】保育園分園1園
- ◆ 令和5年度 【認定こども園へ移行】幼稚園1か所

＜区域別の量の見込みと確保量＞

＜佐倉区域＞

佐倉	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		181	168	230	230	230
B 確保量	370	370	370	360	360	360
(施設数)	(4 か所)					
B-A		189	202	130	130	130

＜根郷・和田・弥富区域＞

利用者数 (単位 : 人)

根郷・和田・弥富	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		110	184	173	173	173
B 確保量	379	398	418	433	433	433
(施設数)	(5 か所)	(6 か所)	(7 か所)	(7 か所)	(7 か所)	(7 か所)
B-A		288	234	260	260	260

＜臼井・千代田区域＞

利用者数 (単位 : 人)

臼井・千代田	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		187	158	238	238	238
B 確保量	572	574	591	591	591	591
(施設数)	(9 か所)	(10 か所)				
B-A		387	433	353	353	353

＜志津北部区域＞

利用者数 (単位 : 人)

志津北部	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		295	251	263	279	279
B 確保量	626	646	656	658	698	698
(施設数)	(9 か所)	(9 か所)	(9 か所)	(10 か所)	(10 か所)	(10 か所)
B-A		351	405	395	419	419

＜志津南部区域＞

利用者数 (単位 : 人)

志津南部	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		230	222	243	281	269
B 確保量	598	598	598	598	694	664
(施設数)	(9 か所)	(9 か所)	(9 か所)	(9 か所)	(10 か所)	(10 か所)
B-A		368	376	355	413	395

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により、日中、家庭にいない小学生に、放課後や長期休業中の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

<提供区域> 23 区域(小学校区域)

<現状>(※令和4年度時点)

- ◆ すべての小学校区で6年生までの受け入れ体制が整っています。
- ◆ 小学校の余裕教室や専用施設等を利用して36か所で実施し、1,682人の児童が在籍しています。(令和4年4月1日現在)
- ◆ 開所時間:月～金は放課後～19時、土曜日は7時～18時、長期休業期間は7時～19時です。
- ◆ 月額利用料は7,000円、ただし、8月は10,000円です。
- ◆ 運営は委託しています。

<放課後子供教室との一体整備について>

保育需要が高いため、今計画期間においては、学童保育所整備を優先します。

<量の見込みと確保量>

(単位：人)

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み		1,755	1,702	1,682	1,638	1,616
1年生	487	503	499	502	483	494
2年生	410	467	446	455	444	427
3年生	385	325	357	369	353	344
4年生	227	251	215	215	216	207
5年生	117	155	123	87	90	90
6年生	64	54	62	54	52	54
B 確保量	1,705	1,820	1,860	1,860	1,885	1,885
(施設数)	(33か所)	(35か所)	(36か所)	(36か所)	(37か所)	(37か所)
B-A		65	158	178	247	269

※井野小学校区域、小竹小学校区域及び間野台小学校区域、王子台小学校区域において、区域を越えて同一施設を利用しているため、2か所が重複して計上されています。

<確保の内容>

- ◆ 高学年の受入れについては、余裕教室等を活用して場所を確保します。
- ◆ 定員を超過し過密状態になっている施設については、余裕教室の活用や専用施設の確保などを検討します。
- ◆ 令和2年度 【整備】青菅小学校区域2か所、井野小学校区域1か所
- ◆ 令和4年度 【拡張】西志津小学校区域1か所、【移転整備】寺崎小学校区域1か所
- ◆ 令和6年度 【整備】間野台小学校区域1か所、志津小学校区域1か所

第4章 子ども・子育て支援施策

<区域別の量の見込みと確保量>

<内郷小学校区域>

(単位：人)

内郷小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		41	43	39	42	43
1 年生	9	15	9	5	6	8
2 年生	7	8	15	7	6	7
3 年生	6	8	7	15	15	12
4 年生	3	4	7	5	6	6
5 年生	4	3	3	5	0	7
6 年生	3	3	2	2	3	3
B 確保量	65	65	65	65	65	65
(施設数)	(1 か所)					
B-A		24	22	26	23	22

<佐倉小学校区域>

(単位：人)

佐倉小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		103	128	129	125	116
1 年生	37	29	36	40	36	31
2 年生	30	34	34	34	34	31
3 年生	23	17	35	24	25	25
4 年生	9	14	10	24	21	21
5 年生	10	5	8	5	6	5
6 年生	4	4	5	2	3	3
B 確保量	120	120	120	120	120	120
(施設数)	(2 か所)					
B-A		17	▲8	▲9	▲5	4

<佐倉東小学校区域>

(単位：人)

佐倉東小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		47	46	46	50	52
1 年生	6	16	10	14	16	20
2 年生	13	7	14	12	12	13
3 年生	11	11	8	10	8	8
4 年生	6	10	5	6	10	8
5 年生	3	3	7	0	0	0
6 年生	4	0	2	4	4	3
B 確保量	60	60	60	60	60	60
(施設数)	(1 か所)					
B-A		13	14	14	10	8

第4章 子ども・子育て支援施策

〈白銀小学校区域〉

(単位：人)

白銀小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		55	56	42	43	43
1 年生	15	7	13	9	9	13
2 年生	17	16	7	9	10	9
3 年生	8	14	17	4	4	4
4 年生	10	5	10	12	9	8
5 年生	4	10	1	7	9	7
6 年生	2	3	8	1	2	2
B 確保量	40	40	40	40	40	40
(施設数)	(1 か所)					
B-A		▲15	▲16	▲2	▲3	▲3

〈寺崎小学校区域〉

(単位：人)

寺崎小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		105	107	111	115	124
1 年生	21	39	36	47	37	44
2 年生	22	26	35	32	46	37
3 年生	29	0	19	29	27	38
4 年生	15	18	15	1	2	2
5 年生	15	22	2	1	2	2
6 年生	7	0	0	1	1	1
B 確保量	90	90	90	90	115	115
(施設数)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(3 か所)	(3 か所)
B-A		▲15	▲17	▲21	0	▲9

〈山王小学校区域〉

(単位：人)

山王小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		39	41	34	36	39
1 年生	14	4	10	6	8	9
2 年生	3	15	7	8	6	7
3 年生	9	3	14	6	9	6
4 年生	7	9	2	10	8	11
5 年生	1	7	7	1	2	2
6 年生	1	1	1	3	3	4
B 確保量	65	65	65	65	65	65
(施設数)	(1 か所)					
B-A		26	24	31	29	26

第4章 子ども・子育て支援施策

〈根郷小学校区域〉

(単位：人)

根郷小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		111	115	116	113	110
1 年生	28	36	31	30	29	29
2 年生	28	26	32	29	26	25
3 年生	21	21	24	25	23	21
4 年生	16	15	14	19	20	19
5 年生	9	0	9	7	9	9
6 年生	9	3	5	6	6	7
B 確保量	115	115	115	115	115	115
(施設数)	(2 か所)					
B-A		4	0	▲1	2	5

〈弥富小学校区域〉

(単位：人)

弥富小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		18	19	20	22	21
1 年生	5	3	2	2	3	5
2 年生	2	4	4	2	1	1
3 年生	5	3	4	5	5	2
4 年生	4	5	2	4	6	5
5 年生	1	2	5	3	3	4
6 年生	2	1	2	4	4	4
B 確保量	50	50	50	50	50	50
(施設数)	(1 か所)					
B-A		32	31	30	28	29

〈和田小学校区域〉

(単位：人)

和田小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		21	21	19	22	22
1 年生	3	2	3	2	2	2
2 年生	6	4	1	4	5	3
3 年生	4	5	4	3	6	7
4 年生	7	3	5	4	3	5
5 年生	3	5	3	3	2	2
6 年生	4	2	5	3	4	3
B 確保量	15	30	30	30	30	30
(施設数)	(1 か所)					
B-A		9	9	11	8	8

〈印南小学校区域〉

(単位：人)

印南小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		31	19	23	27	24
1 年生	8	9	3	7	11	7
2 年生	5	9	7	3	4	6
3 年生	6	4	6	7	5	6
4 年生	6	5	1	5	6	4
5 年生	5	2	1	1	1	1
6 年生	1	2	1	0	0	0
B 確保量	70	70	70	70	70	70
(施設数)	(1 か所)					
B-A		39	51	47	43	46

〈王子台小学校区域〉

(単位：人)

王子台小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		62	44	49	54	55
1 年生	14	13	14	19	20	18
2 年生	16	13	11	14	20	20
3 年生	9	15	8	12	10	13
4 年生	11	6	4	4	4	4
5 年生	7	12	3	0	0	0
6 年生	6	3	4	0	0	0
B 確保量	55	55	55	55	55	55
(施設数)	(2 か所)					
B-A		▲7	11	6	1	0

〈染井野小学校区域〉

(単位：人)

染井野小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		51	39	37	37	36
1 年生	11	22	14	9	11	11
2 年生	7	12	3	9	12	13
3 年生	7	10	6	4	9	7
4 年生	5	3	3	12	2	1
5 年生	3	3	2	7	1	2
6 年生	0	1	1	1	2	2
B 確保量	45	45	45	45	45	45
(施設数)	(1 か所)					
B-A		▲6	6	8	8	9

第4章 子ども・子育て支援施策

〈臼井小学校区域〉

(単位：人)

臼井小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		53	43	42	40	34
1 年生	17	19	20	10	7	8
2 年生	12	12	13	15	16	10
3 年生	15	11	5	10	8	8
4 年生	7	9	1	4	6	5
5 年生	0	2	3	0	0	0
6 年生	0	0	1	3	3	3
B 確保量	50	50	50	50	50	50
(施設数)	(1 か所)					
B-A		▲3	7	8	10	16

〈千代田小学校区域〉

(単位：人)

千代田小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		80	67	58	59	51
1 年生	21	24	21	12	27	11
2 年生	17	17	18	20	17	14
3 年生	14	17	12	15	20	12
4 年生	12	11	9	5	10	7
5 年生	7	9	4	4	5	5
6 年生	2	2	3	2	4	2
B 確保量	65	65	65	65	65	65
(施設数)	(1 か所)					
B-A		▲15	▲2	▲7	6	14

〈間野台小学校区域〉

(単位：人)

間野台小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		103	91	107	102	95
1 年生	32	23	38	44	28	29
2 年生	26	33	24	33	40	25
3 年生	22	21	11	21	24	30
4 年生	9	21	11	1	1	2
5 年生	4	1	7	7	7	7
6 年生	3	4	0	1	2	2
B 確保量	70	70	70	70	70	70
(施設数)	(2 か所)					
B-A		▲33	▲21	▲37	▲32	▲25

第4章 子ども・子育て支援施策

〈青菅小学校区域〉

(単位：人)

青菅小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		142	170	165	164	156
1 年生	35	47	46	43	47	40
2 年生	34	30	42	43	39	43
3 年生	38	22	31	37	32	29
4 年生	14	26	28	26	28	25
5 年生	0	16	21	11	13	14
6 年生	0	1	2	5	5	5
B 確保量	95	195	195	195	195	195
(施設数)	(2 か所)	(4 か所)				
B-A		53	25	30	31	39

〈井野小学校区域〉

(単位：人)

井野小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		124	131	125	123	122
1 年生	47	39	33	34	36	38
2 年生	34	47	37	30	29	30
3 年生	29	30	32	26	24	22
4 年生	10	5	23	23	20	18
5 年生	3	3	5	9	11	10
6 年生	1	0	1	3	3	4
B 確保量	115	115	135	135	135	135
(施設数)	(2 か所)	(2 か所)	(3 か所)	(3 か所)	(3 か所)	(3 か所)
B-A		▲9	4	10	12	13

〈小竹小学校区域〉

(単位：人)

小竹小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		72	79	75	73	71
1 年生	30	25	31	28	23	22
2 年生	21	30	19	24	22	18
3 年生	14	14	20	11	17	16
4 年生	3	2	6	9	7	11
5 年生	1	1	2	2	2	2
6 年生	3	0	1	1	2	2
B 確保量	60	60	80	80	80	80
(施設数)	(1 か所)	(1 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)
B-A		▲12	1	5	7	9

第4章 子ども・子育て支援施策

〈志津小学校区域〉

(単位：人)

志津小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		126	110	115	113	117
1 年生	30	27	27	33	30	37
2 年生	19	28	25	26	25	23
3 年生	30	17	21	24	26	25
4 年生	20	23	14	17	16	17
5 年生	16	17	11	9	10	9
6 年生	6	14	12	6	6	6
B 確保量	100	100	100	100	100	100
(施設数)	(2 か所)					
B-A		▲26	▲10	▲15	▲13	▲17

〈上志津小学校区域〉

(単位：人)

上志津小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		96	80	82	83	86
1 年生	29	18	22	22	27	29
2 年生	19	29	17	17	17	21
3 年生	24	15	21	21	20	16
4 年生	13	21	9	9	10	12
5 年生	12	6	8	8	5	4
6 年生	0	7	3	3	4	4
B 確保量	110	110	110	110	110	110
(施設数)	(2 か所)					
B-A		14	30	28	27	24

〈下志津小学校区域〉

(単位：人)

下志津小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		53	49	52	54	52
1 年生	12	17	16	19	19	17
2 年生	14	11	12	13	13	13
3 年生	3	13	10	11	11	11
4 年生	12	1	7	7	8	8
5 年生	5	9	1	2	3	3
6 年生	0	2	3	0	0	0
B 確保量	65	65	65	65	65	65
(施設数)	(1 か所)					
B-A		12	16	13	11	13

第4章 子ども・子育て支援施策

〈西志津小学校区域〉

(単位：人)

西志津小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		153	136	132	131	135
1 年生	43	50	42	51	50	54
2 年生	43	40	43	43	46	45
3 年生	38	39	26	35	31	33
4 年生	20	21	22	3	4	3
5 年生	4	2	3	0	0	0
6 年生	0	1	0	0	0	0
B 確保量	120	120	120	120	150	150
(施設数)	(3 か所)					
B-A		▲33	▲16	▲12	19	15

〈南志津小学校区域〉

(単位：人)

南志津小学校 区域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		69	68	64	66	67
1 年生	20	19	22	16	19	18
2 年生	15	16	16	20	19	22
3 年生	20	15	16	11	10	10
4 年生	8	14	7	13	14	13
5 年生	0	5	7	4	4	4
6 年生	6	0	0	0	0	0
B 確保量	65	65	65	65	65	65
(施設数)	(1 か所)					
B-A		▲4	▲3	▲1	▲1	▲2

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、病気やけが、育児による疲労やストレスなど、身体上、精神上、環境上の理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護を行う事業です。

<提供区域> I 区域(市内全域)

<現状>(※令和4年度時点)

- ◆ 平成28年度から、乳児院に委託して実施しています。
※3歳未満の子を対象に7日間を限度に預かり
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度より休止中です。

<量の見込みと確保量>

(単位：人/年)

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み		0	0	70	70	70
B 確保量	100	100	100	100	100	100
(施設数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		100	100	30	30	30

<確保の内容>

- ◆ 令和2年度～6年度 増減なし

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳児・幼児とその保護者が自由に利用し、遊びを通して交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する相談を受ける事業です。

<提供区域> I 区域(市内全域)

<現状>(※令和4年度時点)

- ◆ 佐倉市子育て支援センター1か所、公立保育園7園、私立保育園8園、私立認定こども園2園、私立事業所内保育所1園に加え、令和5年3月から、佐倉市子育て交流センターにおいて本事業を実施しています。
- ◆ 令和3年度の延べ利用者数は12,709人で、新型コロナウイルス感染症の影響により、減少傾向となっております。

区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
(人) 年	延べ利用者数	子育て支援センター	15,494	16,826	13,037	10,305	9,262	9,881	2,084	3,745
		公立保育園	14,094	13,181	11,018	9,138	8,293	6,058	2,301	2,416
		私立保育園等	9,194	11,170	10,229	9,579	11,223	11,534	4,989	6,548
		計	38,782	41,177	34,284	29,022	28,778	27,473	9,374	12,709
施設数(か所)		16	18	18	19	19	18	19	19	

<量の見込みと確保量>

(単位:人/年)

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み		9,374	12,709	30,345	33,870	33,870
B 確保量	42,665	44,380	44,380	45,070	52,120	52,120
(施設数)	(18か所)	(19か所)	(19か所)	(20か所)	(20か所)	(20か所)
B-A		33,291	29,956	14,725	18,250	18,250

<確保の内容>

- ◆ 量の見込み分の確保はできています。
- ◆ 実施施設では、地域の拠点となるべく事業の周知をより積極的に行っていく必要があります。
- ◆ 令和2年度【施設増】1施設
- ◆ 令和4年度【施設増】1施設

(5) 一時預かり事業

病気やけが、冠婚葬祭、仕事など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった時に、幼稚園及び保育園で子どもを一時的に預かる事業です。

<提供区域> 5区域

<現状>(※令和4年度時点)

- ◆ (幼稚園・認定こども園) 幼稚園と認定こども園では、在園児を対象にすべての園で実施しています。令和3年度の延べ利用者数は約80,219人でした。
- ◆ (一般型) 保育施設では、公立保育園4園、私立保育園5園、私立の認定こども園1園、私立の小規模保育事業所1園で実施しています。令和3年度の延べ利用者数は4,091人でした。

<量の見込みと確保量>

〈幼稚園・認定こども園〉		年間延べ利用人数(単位:人/年)				
市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み		72,527	80,219	86,414	96,126	107,257
B 確保量	137,188	134,908	135,028	134,938	134,968	134,968
(施設数)	(13か所)	(13か所)	(13か所)	(13か所)	(13か所)	(13か所)
B-A		62,381	54,809	48,524	38,842	27,711

<確保の内容>

- ◆ 市内全域では量の確保はできていますが、臼井・千代田区域については、量の見込み分の確保ができていません。今後は、需要に応じた預かり保育の拡充について協議していきます。
- ◆ 令和2年度～令和6年度 増減なし

〈一般型※2〉		年間延べ利用人数(単位:人/年)				
市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み		3,692	4,091	6,600	6,700	6,900
B 確保量	20,520	20,520	20,520	22,950	23,760	25,380
(施設数)	(9か所)	(9か所)	(9か所)	(11か所)	(11か所)	(12か所)
B-A		16,828	16,429	16,350	17,060	18,480

※2 一般型……主に保育園等において、在園児以外の乳幼児を一時的に預かる事業

*表中の「量の見込み」は年間の延べ利用人数(見込数)を表します。一方、「確保量」はどの年齢の子どもが利用するか特定できないという事業の特性から、施設毎の1日当たりの確保枠数に開所日数を乗じた値として表記しています。

<確保の内容>

- ◆ 市内全域で、量の見込み分は確保できています。
- ◆ 令和4年度:【施設増】2施設
- ◆ 令和5年度【施設増】1施設、【施設減】1施設
- ◆ 令和6年度【施設増】1施設

<区域別の量の見込みと確保量>

<幼稚園型・佐倉区域> (単位：人/年)

佐倉	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		28,511	29,865	33,002	36,034	39,509
B 確保量	68,528	68,408	68,558	68,588	68,618	68,528
(施設数)	(4 か所)					
B-A		39,897	38,693	35,586	32,584	29,019

<幼稚園型・根郷・和田・弥富区域> (単位：人/年)

根郷・和田・弥富	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		1,264	1,361	1,625	1,827	2,058
B 確保量	7,600	6,340	3,910	4,000	3,880	4,000
(施設数)	(3 か所)					
B-A		5,076	2,549	2,375	2,053	1,942

<幼稚園型・臼井・千代田区域> (単位：人/年)

臼井・千代田	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		25,991	29,786	30,860	35,365	40,528
B 確保量	29,558	29,558	29,558	29,558	29,558	29,558
(施設数)	(2 か所)					
B-A		3,567	772	▲1,302	▲5,807	▲10,970

<幼稚園型・志津北部区域> (単位：人/年)

志津北部	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		8,177	9,371	10,739	12,306	14,103
B 確保量	19,734	19,734	19,734	19,734	19,734	19,734
(施設数)	(2 か所)					
B-A		11,557	10,363	8,995	7,428	5,631

<幼稚園型・志津南部区域> (単位：人/年)

志津南部	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		8,584	9,837	10,190	10,594	11,057
B 確保量	13,148	13,148	13,148	13,148	13,148	13,148
(施設数)	(2 か所)					
B-A		4,564	3,311	2,958	2,554	2,091

第4章 子ども・子育て支援施策

<区域別の量の見込みと確保量>

<一般型・佐倉区域>

(単位：人/年)

佐倉	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		980	785	2,100	2,000	2,000
B 確保量	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020
(施設数)	(3 か所)					
B-A		5,100	5,100	5,020	5,020	5,020

<一般型・根郷・和田・弥富区域>

(単位：人/年)

根郷・和田・弥富	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		645	707	1,500	1,500	1,500
B 確保量	5,400	5,400	5,400	6,210	6,210	6,210
(施設数)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(3 か所)	(3 か所)	(3 か所)
B-A		4,755	4,693	4,710	4,710	4,710

<一般型・臼井・千代田区域>

(単位：人/年)

臼井・千代田	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		190	213	400	500	500
B 確保量	810	810	810	810	1,620	1,620
(施設数)	(1 か所)					
B-A		620	597	410	1,120	1,120

<一般型・志津北部区域>

(単位：人/年)

志津北部	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		1,407	1,762	2,000	2,000	2,000
B 確保量	5,670	5,670	5,670	7,290	7,290	7,290
(施設数)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(3 か所)	(3 か所)	(3 か所)
B-A		4,263	3,908	5,290	5,290	5,290

<一般型・志津南部区域>

(単位：人/年)

志津南部	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		470	624	700	700	900
B 確保量	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	3,240
(施設数)	(1 か所)	(2 か所)				
B-A		1,150	996	920	920	2,340

(6) 病児保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育園等での集団生活が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない時に、一時的に預かる事業です。

<提供区域> I 区域(市内全域)

<現状>(※令和4年度時点)

- ◆ 病後児保育は佐倉地区1か所(平成25年8月~)、志津地区1か所(平成24年12月~)で実施しています。
- ◆ 平成29年6月から志津地区で「病児保育事業」を開始いたしました。
- ◆ 令和3年度の延べ利用者数は120人です。
- ◆ 平成24年度に事業を開始してから利用者は増加傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年度からは減少しています。

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
延べ利用者数	98人	134人	101人	270人	332人	324人	50人	120人
施設数	3か所	3か所	3か所	4か所	4か所	3か所	3か所	3か所

<量の見込みと確保量>

年間延べ利用者数(単位:人/年)

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み		55	120	885	885	885
B 確保量	862	855	820	885	885	885
(施設数)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
B-A		800	700	0	0	0

<確保の内容>

- ◆ 今後は、病児保育事業の利用ニーズから施設数の適正化を検討します。
- ◆ 確保量は、施設ごとの定員に年間開所日数を乗じて算出しました。
- ◆ 令和2年度~6年度 増減なし

(7) ファミリーサポートセンター事業

子どもの預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）が相互に助け合い、地域の中で子育てをすることを支援する事業です。

<提供区域> I 区域（市内全域）

<現状>（※令和4年度時点）

- ◆ 佐倉市ファミリーサポートセンター1か所（委託）
- ◆ 令和3年度末の会員数は、提供会員156人、依頼会員1,044人、両方会員20人の合計1,220人で、延べ利用者数は2,708人です。
- ◆ 平成28年度からの延べ利用者数は横ばいでいたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、減少傾向にあります。

区分	24年 度	25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度	30年 度	元年 度	2年 度	3年 度
延べ利用者数 (人/年)	2,256	2,672	3,054	3,577	4,239	4,301	4,280	3,994	1,980	2,708
提供会員数（人）	94	122	134	169	184	183	157	141	150	156
依頼会員数（人）	335	441	538	673	805	846	924	998	1,023	1,044
両方会員数（人）	59	63	66	65	71	63	47	33	21	20

<量の見込みと確保量>

年間延べ利用者数（単位：人/年）

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み		1,980	2,708	5,400	5,800	6,300
B 確保量	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
(施設数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		6,020	5,292	2,600	2,200	1,700

<確保の内容>

- ◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。今後は、佐倉市ホームページやこうほう佐倉等で周知を図り、特に提供会員の増加を促します。
- ◆ 提供会員1人当たりの活動を週1回と見込み、確保量を算出しました。
- ◆ 令和2年度～6年度 増減なし

(8) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ、子育て世代包括支援センター）

「子育てコンシェルジュ（基本型）」

子どもや保護者の身近な場所で、幼稚園、保育園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて、相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行う事業です。

「子育て世代包括支援センター（母子保健型）」

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に、保健師等の専門職が相談、支援を実施し、必要に応じて個別プランを作成するなど、保健・医療・福祉等の関係機関による切れ目のない支援を行う事業です。

<提供区域> I 区域（市内全域）

<現状>（※令和4年度時点）

◆ 子育てコンシェルジュ（基本型）

平成26年10月より市内2か所（市役所こども保育課の窓口及び民間事業者）で開所しました。令和5年3月に佐倉市子育て交流センターに増設し、市内3か所で実施しています。令和3年度相談件数は4,554件です。

◆ 子育て世代包括支援センター（母子保健型）

平成28年4月より市内4か所で開所しました。平成30年11月に1か所増設し、市内5か所で実施しています。令和3年度相談者数は864人です。

<量の見込みと確保量>

「子育てコンシェルジュ（基本型）」

年間相談件数（単位：件）

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み	/	6,112	4,554	5,080	6,050	6,050
B 確保量（相談可能件数）	/	5,000	5,000	5,161	7,100	7,100
B-A	/	▲1,112	446	81	1,050	1,050

「子育て世代包括支援センター（母子保健型）」

年間相談人数（単位：人）

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み	/	864	864	800	800	800
B 確保量（相談可能人数）	/	782	782	800	800	800
B-A	/	▲82	▲82	0	0	0

<確保の内容>

◆ 令和4年度「子育てコンシェルジュ（基本型）」1か所増

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。訪問事業を実施することで、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とし、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保する事業です。

<提供区域> I 区域(市内全域)

<現状>(※令和4年度時点)

- ◆ 令和3年度は出生した子ども842人に対し、訪問人数787人、実施率は93.5%です。
- ◆ 対象者から、出生通知書(ハガキ)や電話、メール等で訪問希望の連絡があれば、約2週間以内に日程調整の電話連絡を行い、保健師や助産師等が約束した日に訪問しています。
- ◆ 通知書の返送がない場合は、電話による勧奨のほか直接訪問を行う等により、育児状況の確認を行っています。

<量の見込みと確保量>

年間訪問人数（単位：人）

市内全域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		735	787	855	833	811
B 確保量		786	842	910	890	870
B-A		51	55	55	57	59

<確保の内容>

- ◆ 佐倉市人口推計の0歳児人口の推計値から、量の見込みを算出しています。
- ◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。

(10) 妊婦健康診査事業

妊娠健康診査に係る費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、疾患の早期発見、予防に努め、健やかな妊娠、出産を支援する事業です。

<提供区域> I 区域(市内全域)

<現状>(※令和4年度時点)

- ◆ 令和3年度は782人の妊婦に対して、妊婦健康診査受診券を10,948枚発券し、利用されたのは9,940枚、利用率(受診率)は90.8%です。
- ◆ 県内外の医療機関、助産所に委託して実施しています。

<量の見込みと確保量>

妊婦健康診査受診券発券枚数(単位:枚)

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み		9,801	9,940	9,940	10,080	10,080
B 確保量		12,096	10,948	10,948	11,200	11,200
B-A		2,295	1,008	1,008	1,120	1,120

<確保の内容>

- ◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。
- ◆ 母子健康手帳交付時に受診票を渡すことにより周知を図り、利用を促進します。

(11) 養育支援訪問事業

児童福祉法に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<提供区域> I 区域(市内全域)

<現状>(※令和4年度時点)

- ◆ 令和3年度の延べ訪問件数は406件です。
- ◆ こんにちは赤ちゃん訪問事業や関係機関からの連絡等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、保健師や育児支援ヘルパー等が訪問し、相談や支援を行っています。

<量の見込みと確保量>

延べ訪問件数(単位:件)

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み		430	406	420	420	420
B 確保量		420	420	420	420	420
B-A		▲10	14	0	0	0

<確保の内容>

- ◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。
- ◆ 関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助」

低所得で生計維持が困難である教育・保育認定保護者の子どもが、特定教育・保育を受けた際に、当該保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等(実費徴収額)を助成する事業です。

「施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助」

幼稚園を利用する年収 360 万円未満世帯相当の子ども、または第3子以降の子どもの保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る)に係る実費徴収額に対して、一部を補助する事業です。

なお、本市では、主食費分も含めて給食費の補助を実施します。

<量の見込みと確保量>

本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業では無いことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「新規参入施設等への巡回支援」

保育園などの特定教育・保育施設等を新設する際に、運営や実施に関する相談・助言、手続きに関する支援等を行うことで、民間事業者の新規参入を支援する事業です。

「認定こども園特別支援教育・保育経費」

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」

地域等のニーズに応えるため、就学前の子どもを対象とした野外保育等の多様な集団活動について、利用する幼児の保護者の負担軽減のため、利用料を一部補助する事業です。

<現状>(※令和4年度時点)

◆ 「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」について、1つの集団活動に在籍する児童4人の利用料の一部補助を行っています。

<量の見込みと確保量>

本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業では無いことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

第5章

基本施策の展開



第5章 基本施策の展開

～基本目標達成のための7つの取組～

基本目標Ⅰ 子どもが幸せなまち

子どもが幸せなまちを実現するためには、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、幸せと利益が最大限に守られ、自己肯定感を育むことが必要です。

子どもたちが自己肯定感をもち、心身ともに健やかに成長することができるよう「教育・保育環境の整備」「子どもの居場所の充実」「子どもの生きる力と豊かな心を育む」に係る取組を推進します。

(Ⅰ) 教育・保育環境の整備

- ◆ <重点事業Ⅰ>幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携を実施します。

小学校就学後も、家庭や幼稚園、保育園、認定こども園で培った力を発揮できるよう、幼稚園等と小学校が連携することで、幼児期における子どもの育ちと学びをつなぎ、就学した子どもたちが意欲的に小学校生活を送ることができる環境づくりを目指します。

取組		幼稚園等から小学校への円滑な接続を踏まえた、連続性・一貫性のあるカリキュラムの整備や、職員・子どもの交流活動等を実施するため、幼稚園等と小学校において連携協定を締結することを推進します。						
指標 1	連携協定 締結数	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度 (計画)	3年度 (実績)	4年度	5年度	6年度
		新規1件	新規1件	新規1件	新規0件			
		合計1件	合計1件	合計2件	合計1件	合計3件	合計4件	合計5件

- ◆ 教育・保育従事者の資質の向上に取り組みます。

乳幼児期の発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するため、研修を充実させることにより、教育・保育従事者の専門性と資質の向上を図り、子どもたちが心身ともに健やかに成長する環境づくりを行います。

- ◆ 給食内容の充実と、食物アレルギーへの対応を推進します。

子どもの健康の増進、食育の観点から、保育園、認定こども園等における給食内容の充実を図るとともに、食物アレルギーをもつ子どもが安心して給食を食べるために、「佐倉市食物アレルギーマニュアル」に基づき、保育園、認定こども園等に対して、組織的に安全・安心な食物アレルギー対応が行えるよう周知します。

(2) 子どもの居場所の充実

- ◆ <重点事業2>すべての子どもが安心して過ごせる居場所を作ります。

子どもたちが楽しく安心して過ごすことができるよう、児童センターや公民館、図書館等を活用して、気軽に参加できるさまざまな活動を実施することにより、子どもたちの安全な遊び場の確保・充実を図ります。

取組		児童センター、公民館、図書館、ヤングプラザで実施する児童向け事業の充実を図ります。						
指標 2	年度 人数	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度 (計画)	3年度 (実績)	4年度	5年度	6年度
		児童センター 利用者人数	148,377 人	44,583 人	149,328 人			
	公民館 事業参加人数	1,200 人	1,089 人	1,200 人	2,124 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人
	図書館 事業参加人数	3,500 人	52 人	3,500 人	736 人	3,500 人	3,500 人	3,500 人
	ヤングプラザ 事業参加人数	4,000 人	185 人	4,000 人	1,159 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人

- ◆ 子ども食堂等地域の子どもの居場所づくりを推進します。

子ども食堂・学習支援団体等、地域で運営している居場所について、多くの子どもたちが利用できるように更なる周知を行います。

また、既に市内にある子ども食堂・学習支援団体等のネットワークの会議等に参加し、情報提供・情報収集・課題共有等に努め、市の施策検討に活かします。

※子ども食堂や学習支援団体の設置数は、市が直接支援・整備している訳ではなく、NPOなどの自主的な立ち上げについて、既存の市内のネットワークに繋げるなど、情報提供含め間接的・側面的な支援を行う方式であるため、指標としておりません。

- ◆ 学校施設を開放し、子どもたちが安心して外遊びができる環境づくりを推進します。

体育館や校庭等の学校施設を開放し、子どもたちが安心して外遊びができる場を確保します。また、「新・放課後子ども総合プラン」に定める事業の充実を図ります。

(3) 子どもの生きる力と豊かな心を育む

- ◆ <重点事業3>子どもが気軽に相談できる環境づくりを推進します。

子どもが成長していく過程の中で、不安を感じたり、悩んだときに、安心して相談できる場を確保するとともに、子ども自身が相談できる力を育むための相談体制の充実を図ります。

また、いじめや不登校等の問題に対しては、子どもが精神的、肉体的な傷を負うことがないよう、関係機関や地域との連携を強化し、いじめの発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。

取組		いじめや不登校等の問題に対応するため、スクールカウンセラー、心の教育相談員、学校支援アドバイザー、学校教育相談員を配置し、来所・電話相談を実施します。						
指標 3	年度 人数	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度 (計画)	3年度 (実績)	4年度	5年度	6年度
	スクールカウンセラー配置校数	14校	14校	14校	34校		34校	34校
	心の教育相談員配置校数	8校	8校	8校	8校	8校	8校	8校
	学校支援アドバイザー配置校数	34校	34校	34校	34校	34校	34校	34校
	学校教育相談員相談件数	700件	723件	700件	1090件	700件	700件	700件

- ◆ 子どもが主体的に社会参加する機会を促進します。

子どもの社会参加を促進するため、子どもが主体的に活動できるような事業を実施するとともに、子どもが中心となって主催するイベント・行事等を通して、子ども自身が意見を表明し、企画していく力を持つための支援を行います。

基本目標2 子育てを楽しめるまち

子育てを楽しめるまちを実現するためには、子どもを産み育てたいという願いが実現され、子育てを行う家庭が抱える不安や負担に対して適切な支援を行っていくことが必要です。

子育てが楽しく、安心して子どもを産み育てられるよう、「妊娠から子育てまでの切れ目のない支援」「仕事と子育ての両立支援」「すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実」に係る取組を推進します。

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

- ◆ <重点事業4>妊娠、出産期から乳幼児期における母子保健事業を推進します。

妊婦が安心して、そして安全に出産が迎えられ、母子が心身ともに健康な生活を送ることができるように、これまでの母子保健事業の充実を図ります。

取組		妊娠期、出産期、乳幼児期における母子保健事業の利用を促進することで、妊産婦・乳幼児の健康の保持・増進とともに、その時期の不安や悩みを聞くことにより、保護者の負担を軽減し、適切な支援を行います。						
指標4	年度 人数	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度 (計画)	3年度 (実績)	4年度	5年度	6年度
		妊娠・出産について満足している人の割合	86.0%	79.5%	86.0%	87.7%	86.0%	86.0%
	産婦健康診査受診率	90.0%	87.0%	90.0%	90.8%	90.0%	90.0%	90.0%
	3歳児健康診査受診率	93.0%	94.0%	94.0%	93.6%	95.0%	95.0%	95.0%

- ◆ 子育て世代包括支援センターによる相談支援を充実します。

支援を必要とする方たちが適切な時期に支援が受けられるように、子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等による面接、相談を充実させることにより、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行います。

- ◆ 安心できる小児医療の体制を維持します。

安心して子どもを産み、育てる環境をつくるため、夜間・休日の救急医療体制を維持するとともに、子どもの医療費助成を行います。

(2) 仕事と子育ての両立支援

- ◆ <重点事業5>保育施設、学童保育所における待機児童を解消します。

働きながら子育てしやすい環境を充実させるために、新たに施設整備を進めるとともに、既存の施設を活用することにより、保育の受け皿を整備し、待機児童ゼロを目指します。

取組		保育需要の増加が見込まれる地区を中心に施設整備等を行い、待機児童を解消します。						
指標 5	年度 人数	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度 (計画)	3年度 (実績)	4年度	5年度	6年度
	保育園等 定員数	2,866人	2,859人	2,991人	2,925人	2,919人	3,055人	3,025人
	保育園等 待機児童数	0人	11人	0人	0人	0人	0人	0人
	学童保育所 定員数	1,860人	1,860人	1,920人	1,860人	1,860人	1,885人	1,935人
	学童保育所 待機児童数	0人	7人	0人	0人	33人	0人	0人

- ◆ さまざまな働き方に対応した、多様な保育サービスを充実します。

幼稚園における預かり保育や保育園等における延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育事業の実施や拡充することにより、さまざまな働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。

- ◆ ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成に努めます。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、誰もが家庭的責任や地域活動を担うことができるというライフスタイルを確立するため、講演会等の啓発事業を行い、事業主、雇用者その他の方々に向けた情報発信を行います。

(3) すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実

◆ <重点事業6>児童虐待の予防、発見、フォローアップの体制づくりを強化します。

児童相談所、警察、医療機関、学校、保育施設等関係機関によるネットワークを強化し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援を引き続き推進します。

取組		乳児のいる家庭を訪問し、乳児と保護者的心身の状況や家庭環境の把握と助言を行い、適切なサービス提供に結び付け、子育て家庭の孤立化を防ぎます。 養育に課題を抱える家庭に対し必要な支援を行うため、関係機関との連携強化や家庭児童相談の充実を図り、相談体制を強化します。						
指標 6	年度 人数	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度 (計画)	3年度 (実績)	4年度	5年度	6年度
		乳児家庭全戸訪問実施率	95%	95%	95%	93%	95%	95%
	児童虐待防止ネットワーク会議開催数	83回	80回	80回	65回	65回	65回	65回

◆ ひとり親家庭に対する支援を充実します。

ひとり親家庭の抱えている育児や生活に関する悩みや就労に対する相談窓口を充実させるとともに、経済的負担の軽減を実施することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を行います。

◆ 障害のある子どもへの支援を充実します。

障害のある子どもの早期発見や、年齢・発達等に応じた相談支援を充実させるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等における受け入れ体制の充実や、関係機関の連携を強化し、障害等のために支援を必要とする子どもの療育環境の充実を図ります。

また、障害のある子どももない子どもも、ともに育つ取組を進めるため、障害に対する理解の促進を図ります。

基本目標3 子育てを支え、ともに成長するまち

子育てを支え、ともに成長するまちを実現するためには、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支えていく事業を進めることで、子どもと地域の大人の交流を深め、地域の活性化を行っていくことが必要です。

地域全体で子育て家庭を支えるために、「地域が連携して子育てを行う支援の輪の拡大」に係る取組を推進します。

(1) 地域が連携して子育てを行う支援の輪の拡大

- ◆ <重点事業7>ファミリーサポートセンター事業の充実をはかります。

ファミリーサポートセンター事業を実施し、地域での子育て支援の基盤形成を推進します。

取組		ファミリーサポートセンター事業の依頼会員、提供会員の募集を広く行うことにより、保育園の送迎や子どもの預かり等を地域の方が支援し、地域で子育てを支援する活動を推進します。						
指標 7	年度 人数	2 年度	2 年度	3 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
		(計画)	(実績)	(計画)	(実績)			
	依頼会員 数	924 人	1,023 人	944 人	1,044 人	1,044 人	1,044 人	1,044 人
	提供会員 数	167 人	150 人	177 人	156 人	187 人	197 人	207 人
両方会員 数		52 人	21 人	57 人	20 人	62 人	67 人	72 人

- ◆ 子育て支援サービスに関するわかりやすい情報提供を行います。

子育て中の家庭が気軽に利用できる相談や学習の場、親子の交流の場づくり等を積極的に進めるとともに、子育て支援サービスに関する情報が必要としている方に届くよう、子育てコンシェルジュによる支援や、SNS などさまざまなメディアを活用して情報提供を行います。

- ◆ 地域における子育て支援の拠点を充実します。

子育て支援の拠点として、児童センターや老幼の館において親子の交流の場を提供するとともに、地域の方と共同してイベントを企画・運営する等、地域と子どもの交流が図れる事業を実施します。

- ◆ 地域のボランティア団体等との情報交換、交流の場を設定します。

基本目標達成のための関連事業一覧

No	関連目標	取組の名称	取組の内容	主な所属
1	1-(1)	幼稚園教諭、保育士等の資質の向上	幼稚園、保育園、認定こども園、学童保育所等に従事する職員を対象とした合同研修を毎月開催し、子どもの育ちにかかわる幅広い分野の研修を、施設の種別をこえて行うことにより、総合的な教育・保育の質の向上を図ります。	こども保育課
2	1-(1)	教育・保育従事者の人材確保施策の充実	保育士等の資格がありながらも保育園等の現状がわからず、働くことに不安がある方などを対象にした研修の実施や、認定こども園に勤務する保育士資格がない方が資格を取得した場合、取得のためにかかった費用を補助する事業等を実施することにより、教育・保育従事者の人材確保に努めます。	こども政策課
3	1-(1)	日本語適応事業の実施	学校に在籍する児童の国際化に対応するため、日本語の習得や教科指導を行うとともに、児童の指導を通じて家庭への支援を行います。	指導課
4	1-(2)	地域において親子で集える場の周知	親子を対象とした集いの場を子育て支援ガイドブックや SNS 等を活用し周知します。	こども保育課
5	1-(3)	乳幼児とのふれあい体験の推進	育児に対する関心、知識等を高めるために、中学生等を対象として乳幼児とのふれあい体験の場を設けます。	社会教育課
6	1-(3)	ルームさくらの運営	学校に行けない小・中学生を対象に、学習面のサポート、集団生活への適応を促し、社会的自立に向けて支援します。	教育センター
7	1-(3)	子どもの権利についての啓発	子どもの権利条約及び子どもの権利について、子育て支援情報誌等を活用して啓発活動を進めます。	こども政策課

第5章 基本施策の展開

No	関連目標	取組の名称	取組の内容	主な所属
8	1-(3)	人権について学ぶ機会の提供	小・中学校において、人権週間の期間を中心に、人権集会を開催する等、子どもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。	自治人権推進課
9	2-(1)	妊婦面接、相談支援の実施	妊婦面接を実施することにより、支援をする妊婦の早期把握、早期支援を図ります。また、不安のある妊婦や健康上心配のある妊婦に対し、訪問による相談に応じ、健やかな妊娠、出産を支援します。	母子保健課
10	2-(1)	新生児が生まれた家庭への全戸訪問の実施	保健師、助産師の訪問による新生児訪問（主に第1子）・こんにちは赤ちゃん訪問（第2子以降）事業を実施し、育児不安の軽減、子育て関連情報の周知を図ります。	母子保健課
11	2-(1)	産後ケア事業の実施	家族等からの育児支援が受けられない産後の母子を対象に、宿泊、通所、訪問サービスを利用して心身のケアや育児サポートを行います。	母子保健課
12	2-(1)	健康カレンダーの発行	市の各種保健事業のスケジュールや医療機関一覧、急病診療所の情報等を掲載した健康カレンダーを発行し、医療機関についての情報提供を進めます。	健康推進課
13	2-(1)	小児初期急病診療所の運営	医療機関が休診となる平日の夜間、日曜、祝日、年末年始の昼夜間において、小児の急病に対応します。	健康推進課
14	2-(1)	子ども医療費の助成	0歳から中学3年生までの子どもの医療費を助成し、入院1日・通院1回 200円、調剤費を無料とすることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭課
15	2-(2)	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	保護者の病気やケガ、育児不安、出産、看護等の事情により、子どもを家庭で養育できない場合に、子どもを一時的に預かります。	こども保育課

No	関連目標	取組の名称	取組の内容	主な所属
16	2-(2)	父親の育児参加の啓発	パパママクラス等の体験型学習や相談を通じて、父親の育児参加の啓発、育児に関する不安の軽減を図ります。	母子保健課
17	2-(3)	子育てに関する講座・研修の実施	子育て講座や研修の開催により、子どもどうまくコミュニケーションをとる方法を学ぶことで、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。	こども保育課
18	2-(3)	養育支援ヘルパーの派遣	子どもの養育について支援を必要とする家庭に、養育支援ヘルパーを派遣し、養育環境の整備を図ります。	こども家庭課
19	2-(3)	ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の配置	ひとり親家庭が一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員による日常生活の支援を行います。	こども家庭課
20	2-(3)	ひとり親家庭に対する経済的支援・就労支援の実施	児童扶養手当の支給等による経済的負担の軽減、ひとり親家庭自立支援員等による就労支援を実施します。	こども家庭課
21	2-(3)	子どもの成長・発達に関する相談支援の実施	小児発達の専門医や言語聴覚士等が、子どもの成長・発達に関する相談に応じ、保護者の不安軽減を図ります。	母子保健課
22	2-(3)	就学相談の実施	学校教育相談員等が、子どもの成長や学習等の相談に応じ、必要に応じて学校(園)と連携を図りながら支援を行います。	教育センター
23	2-(3)	保育所等訪問支援事業の実施	児童発達支援センター等の職員が保育園等に通う障害児を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障害福祉課

第5章 基本施策の展開

No	関連目標	取組の名称	取組の内容	主な所属
24	2-(3)	巡回相談支援事業の実施	臨床心理士や障害の言語聴覚士等の専門職が保育園等を訪問し、保護者へ専門的な助言を行います。	こども保育課
25	2-(3)	ライフサポートファイルの作成	子どもの成長等の面において、特別な支援を必要とする方にライフサポートファイルを作成し、医療・保健・福祉・教育等の機関で、成長の様子や支援の内容を共有することで、一貫した支援に繋げます。	障害福祉課
26	2-(3)	障害に対する理解の促進と、共に育つ取組の実施	特別支援学校との交流・共同学習を行い、障害に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の更なる推進を図ります。	教育センター
27	3-(1)	地域子育て支援拠点事業の実施	親子で遊んだり、子育て仲間と情報交換をしたりする場を提供するとともに、子育てについての悩みや不安などの相談に応じます。	こども保育課
28	3-(1)	子育てコンシェルジュの配置	子育て支援の情報や保育サービスをわかりやすく案内するなど、様々な子育ての相談に応じる支援を行います。	こども保育課

第6章

佐倉市子どもの貧困対策計画

第6章 佐倉市子どもの貧困対策計画

I 佐倉市子どもの貧困対策計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・趣旨

令和元年度の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正に伴い、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的に実施することを目的とし、国において「子供の貧困対策に関する大綱」が見直され、基本的な方針や重点施策が新たに示されました。

このような状況を踏まえ、佐倉市においても、困難な状況にある子どもたちがいることが推測されることから、すべての子どもたちが、前向きで希望を持って健やかに成長できるよう、環境の整備や教育の機会均等などを進め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、佐倉市子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込む形で、佐倉市子どもの貧困対策計画を策定するものです。

(2) 計画策定の位置づけ

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村における子どもの貧困対策についての計画」として位置付けています。

(3) 計画の対象

妊娠期から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としますが、こども基本法の趣旨に鑑み、次期計画(R7~)においては、「子ども」は「心身の発達の過程にある者」とし、その家庭、地域、企業なども計画の対象に含めます。

(4) 計画期間、計画の進捗管理

佐倉市子ども・子育て支援事業計画に準じるものとします。

2 子どもの貧困と日本の子どもの状況

(1) 子どもの貧困について

子どもの貧困とは、子どもが経済的な困窮状態であることにより、発達の諸段階において、学習や教育の場で制約を受けるなど様々な機会が奪われた結果、不利益をこうむってしまうことをいいます。

子どもの貧困は、主に以下の3つの特徴をもっております。子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼし、地域社会からの孤立を招くことで、子どもの健やかな育ちを妨げるだけでなく、将来に希望を感じることができない状況になってしまことや、進学や就職における選択肢を狭めるなど、様々な制約をもたらし、社会にとっても大きな損失につながってしまうことがあります。

●見えにくく捉えづらい

貧困の自覚がなく、あっても表に出さないため、実態がわかりにくい

●社会的に孤立

社会的に孤立し、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう

●困難・ニーズは多様

世帯ごと、子どもごとに直面する困難やニーズは異なる

参考:内閣府資料 H29「国における子供の貧困対策の取組について」

(2) 子どもの貧困対策に関する国の動き

国は、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、子どもの貧困対策について推進してきました。

近年、社会状況の変化からも、子どもの貧困が大きな社会問題として取り上げられるようになりました。平成 30 年度の調査では、子どもの貧困率は 13.5%となっており、およそ 7 人に 1 人が貧困状態にある現状となっています。こういった状況や社会情勢の変化に対応するため、国は、令和元年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を改正し、各施策について子どもの状況に応じ、包括的かつ早期に対策を講じることとされました。

法律の改正に伴い、令和元年 11 月には、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を行うことを目的として、「子供の貧困対策に関する大綱」が見直されました。大綱では、子どもの将来はその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届きにくい子どもや家庭への支援などが明記されております。

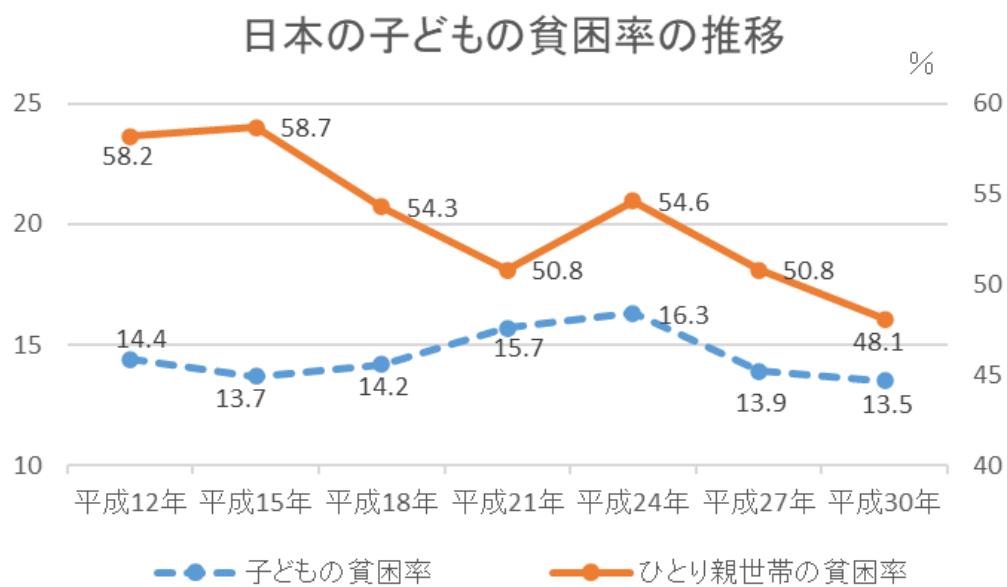
そして、これらの対策を総合的に推進していくために、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の 4 つの柱を重点施策として、様々な施策を推進することとされております。

(3) 子どもの貧困対策に関する千葉県の動き

千葉県では、すべての子どもが、夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成27年度に「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。この計画では、県内の子どもの貧困の現状を把握し、子どもの貧困に関する指標を設定し、指標の改善を図るため、4つの重点的支援施策として整理しています。

令和元年度に計画期間が満了を迎えたことから、国による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正や、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し等を踏まえ、次期計画となる「千葉県子どもの貧困対策推進計画」(令和2年度～令和6年度)を策定しました。

この計画では、新たに施策横断的な方針として、「親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援」、「支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援」など、3つの基本方針を定めるとともに、重点的支援施策として、現計画にある「教育の支援」「生活の支援」などに加えて、新たに「支援につなぐ体制整備」を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。



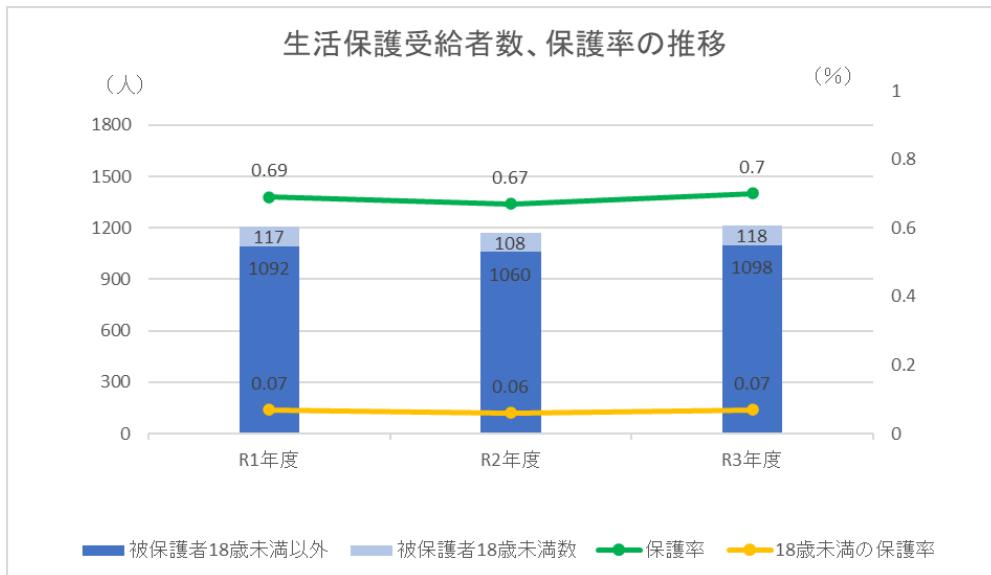
資料：厚生労働省国民生活基礎調査

※ひとり親世帯の貧困率は子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯を集計

3 佐倉市の子どもを取り巻く状況

(1) 生活保護を受給している子どもの状況(社会福祉課)

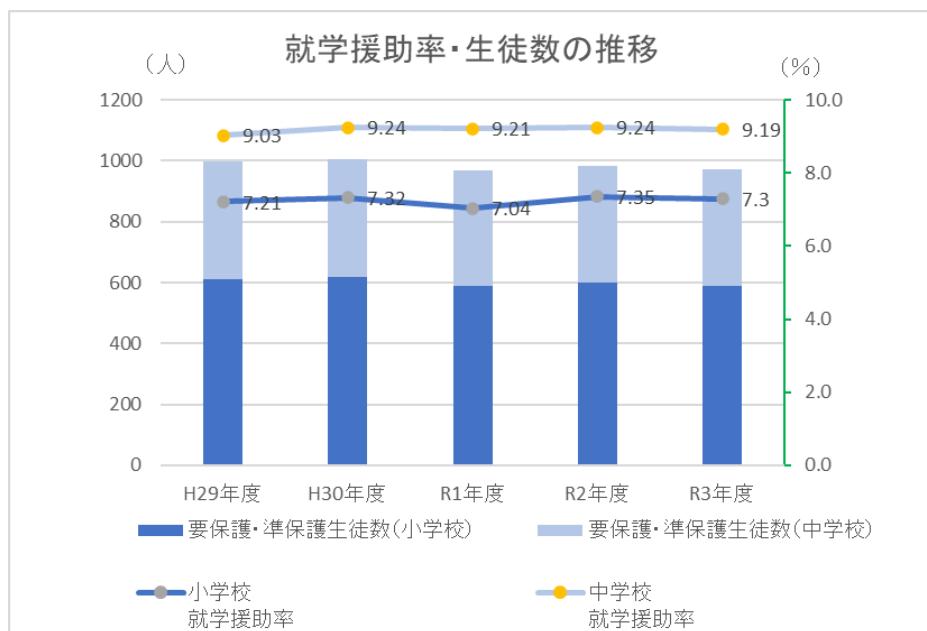
佐倉市で生活保護を受給している者で、18歳未満の子どもは令和3年度で118人、18歳未満の保護率は0.07%となっています。



※被保護者実人数は各年度3月末現在 [社会福祉課調べ]

(2) 就学援助について(学務課)

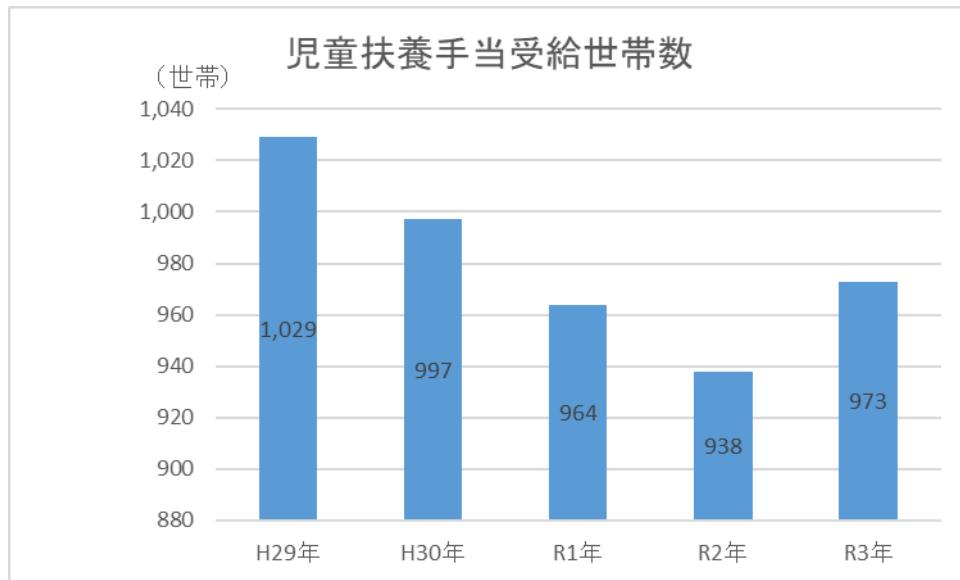
佐倉市における要保護及び準要保護を受けている児童生徒は、令和3年度で小学生589人、中学生384人となっています。また、これら児童生徒の全児童生徒に占める割合は、令和3年度で、小学生7.3%、中学生9.19%となっており、佐倉市の数値は、例年、国・県の数値を下回っている状況となっています。



[要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助実施状況等調査 学務課調べ]

(3) 児童扶養手当の受給世帯数(こども家庭課)

父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために児童扶養手当が支給されています。児童扶養手当の受給世帯数は減少傾向が続いておりましたが、令和3年度に増加しています。



※各年度 12月末現在

[こども家庭課調べ]

4 佐倉市子どもの生活状況調査及び資源量調査

(1) 調査の概要

① 目的

子どもの貧困対策に係る計画の策定に向け、佐倉市における子どもがいる世帯の生活状況や子どもの現状を把握し、子育て世帯等への施策に役立てる目的として実施しました。

② 実施期間・実施方法

令和4年1月11日～1月31日にかけて実施し、学校を経由して調査票を配布。児童生徒については学校にて回収、保護者については電子申請・郵送により調査票を回収しました。

③ 実施対象(令和4年1月1日時点)

公立小学校5年生、公立中学校2年生 合計2,805人

上記児童・生徒の保護者 2,805人

④ 回収率

調査票の配布・回収状況

(単位：枚)

調査票	調査対象者数	有効回収数	回収率
小学校5年生児童	1,360	1,328	97.6%
中学校2年生生徒	1,445	1,353	93.6%
その保護者	2,805	1,844	65.7%
合計	5,610	4,525	80.7%

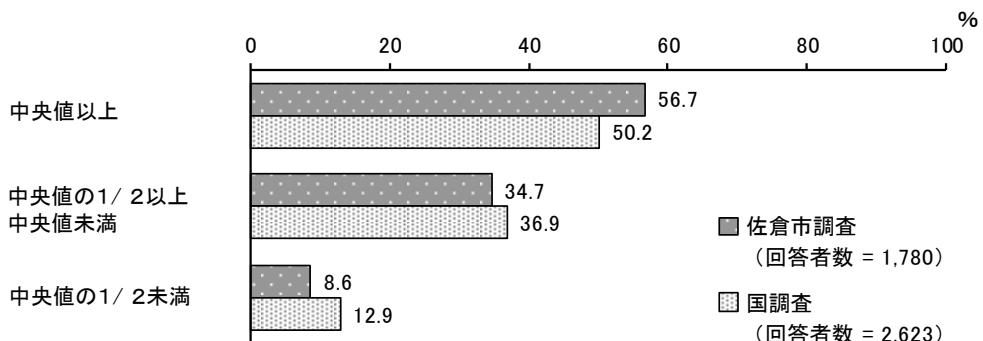
○資源量調査とヒアリングについて

資源量調査とは、仕事やボランティア活動などで、子ども達を見守る方々に対し、もし支援を必要とする子どもや保護者がいた場合に、どの様に接し、適切な支援につなげているかなど、現状や今後の展望について、関係団体等へ照会をしたものです。

100件の個人や団体に照会をし、63件の回答があり、一部の団体等へはヒアリングも行いました。回答の中で、利用者である子どもやその保護者は、生活困窮などで事業等を利用しているのではなく、地域交流や事業を利用する事自体が目的となっているとの意見が多く見られました。ことでした。仮に生活状況が気になる子どもがいた場合にも、対象児童や家庭との信頼関係を築き、相談しやすい環境を整えることに苦慮している状況がうかがえました。

(2) 調査結果（抜粋）

等価世帯収入について、国調査と比較すると、「中央値以上」の割合は、佐倉市では56.7%、国では50.2%、「中央値の1/2未満」の割合は、佐倉市では8.6%となっており、国に比べ、佐倉市では「中央値以上」の割合が高く、「中央値の1/2未満」の割合が低くなっています。



※国調査:令和3年 子供の生活状況調査

※国調査と比較するために、無回答を除いて集計しています。

等価世帯収入とは…

世帯全体の収入から、世帯員の生活水準を表したものといいます。一般的に等価世帯収入の中央値の1/2未満の世帯が生活が困窮しているとされています。

【算出例】世帯の収入を世帯員数で割ったとき、

- ・世帯の収入 600万円の2人世帯 → $600/2 = 300$ 万円
- ・世帯の収入 300万円の1人世帯 → $300/1 = 300$ 万円

となり、1人当たりは同じ値になります。しかし、実際には前者の2人世帯のように世帯人員が多い方が、共通の生活コストは割安になる傾向にあります。

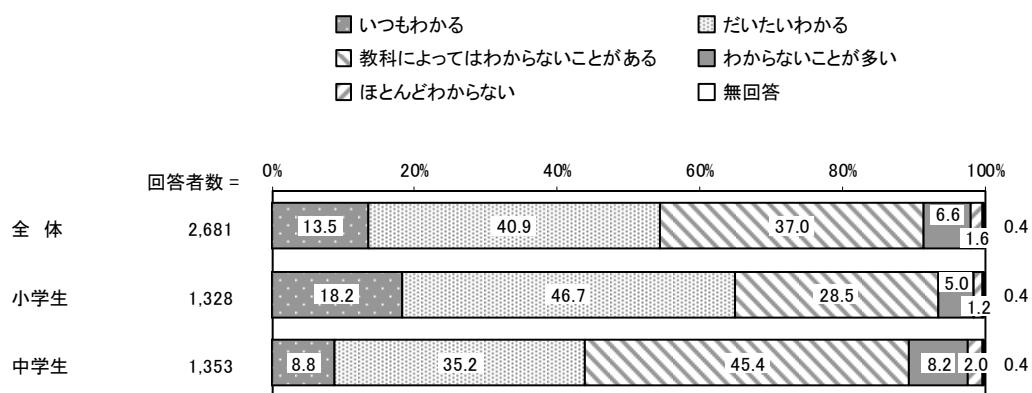
これを考慮し、世帯の収入(可処分所得) 600万円の等価世帯収入は次のように算出します。

- ・1人世帯 → $600\text{万円} \div \sqrt{1} = 600\text{万円}$
- ・2人世帯 → $600\text{万円} \div \sqrt{2} = 424\text{万円}$
- ・3人世帯 → $600\text{万円} \div \sqrt{3} = 346\text{万円}$
- ・4人世帯 → $600\text{万円} \div \sqrt{4} = 300\text{万円}$

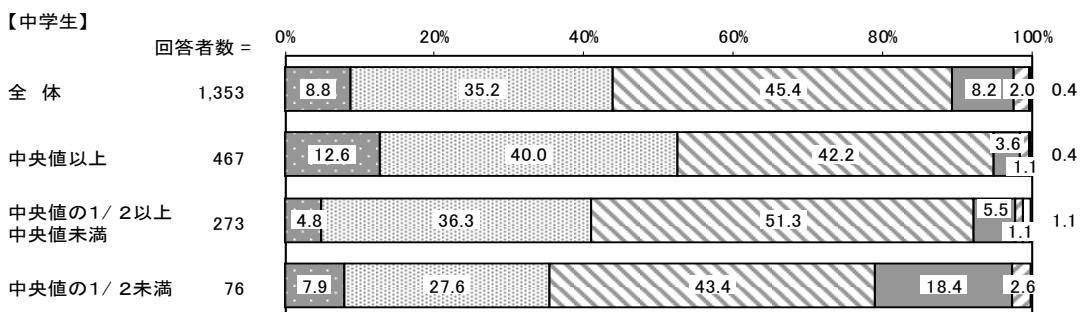
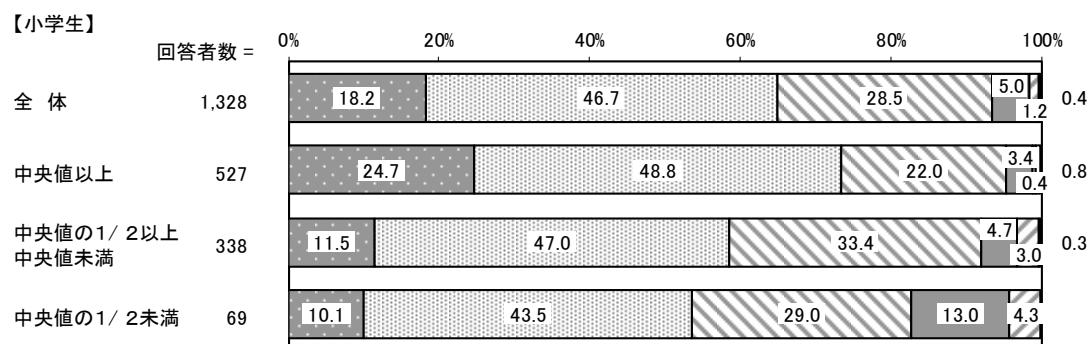
子どもの学びの状況(授業の理解度)

●あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。(あてはまるもの1つに○)

学校の授業がわからないことがあるかについて、中学生になると、「教科によってはわからないことがある」の割合が増加し、また小学生、中学生ともに、等価世帯収入の水準が中央値の1/2未満で「わからないことが多い」の割合が高くなっています。



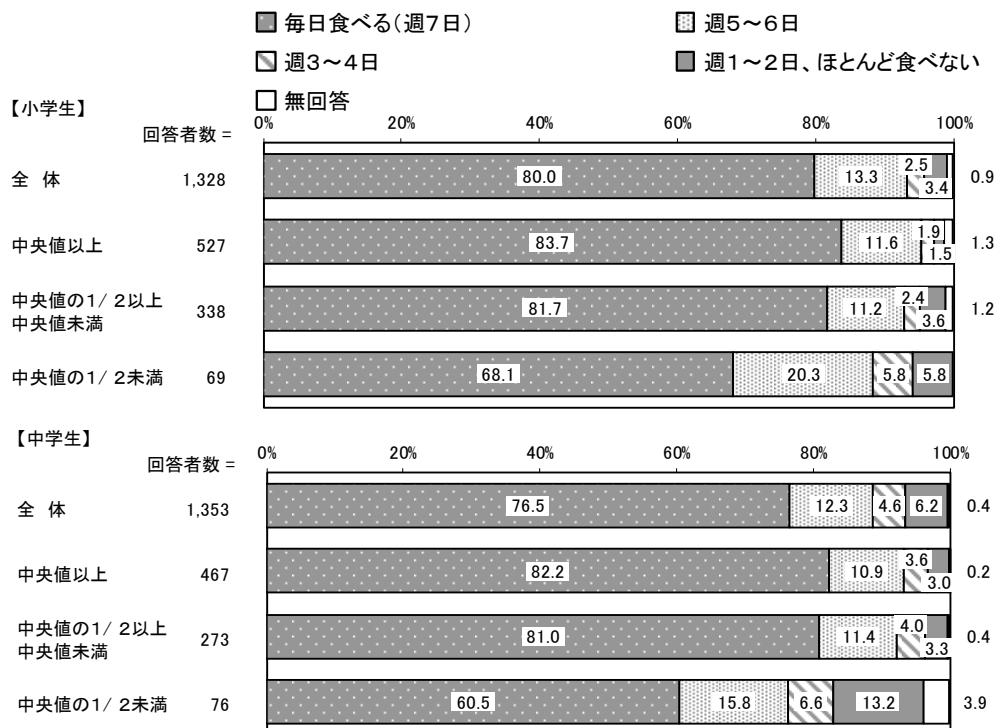
【等価世帯収入の水準別】



朝食の摂取状況について

●あなたは週にどのくらい食事をしていますか。

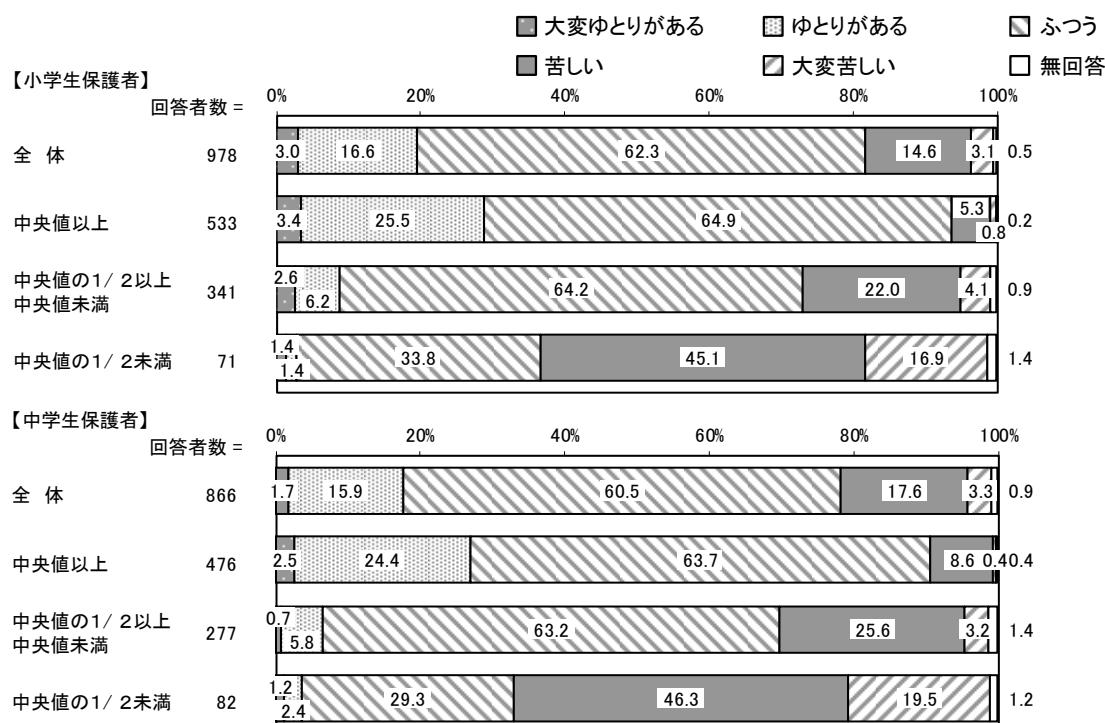
朝食の摂取状況について、小学生、中学生ともに、等価世帯収入の水準が中央値の1／2未満で「毎日食べる（週7日）」の割合が低くなっています。



現在の暮らしの状況について

●あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。

小学生保護者、中学生保護者ともに等価世帯収入の水準が中央値の1／2未満で、現在の暮らしが“苦しい”の割合が高くなっています。

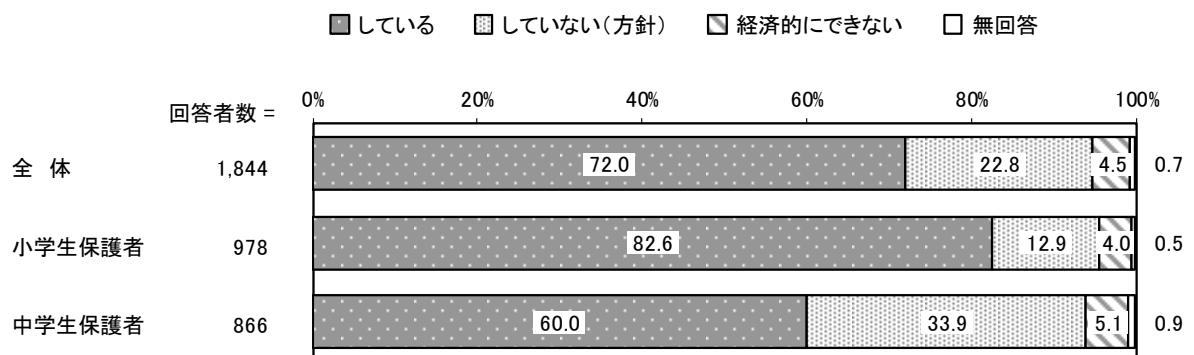


子どもの生活の状況(習い事や学習塾の状況について)

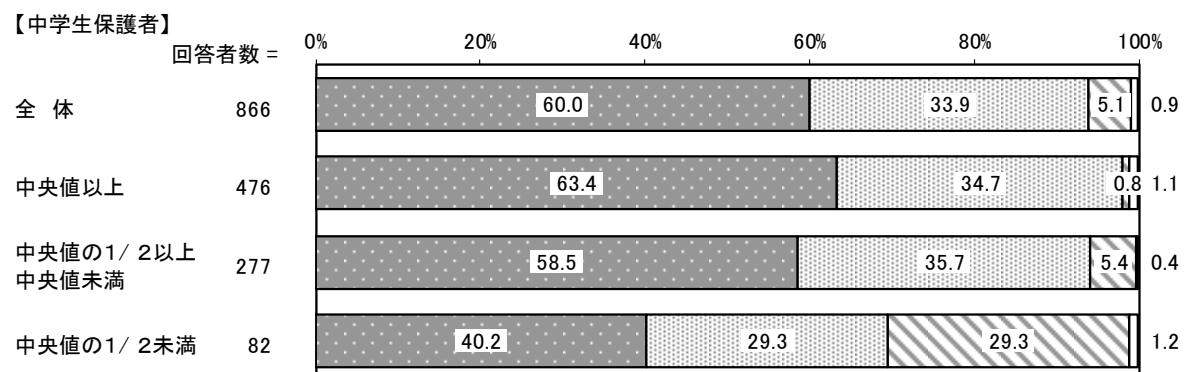
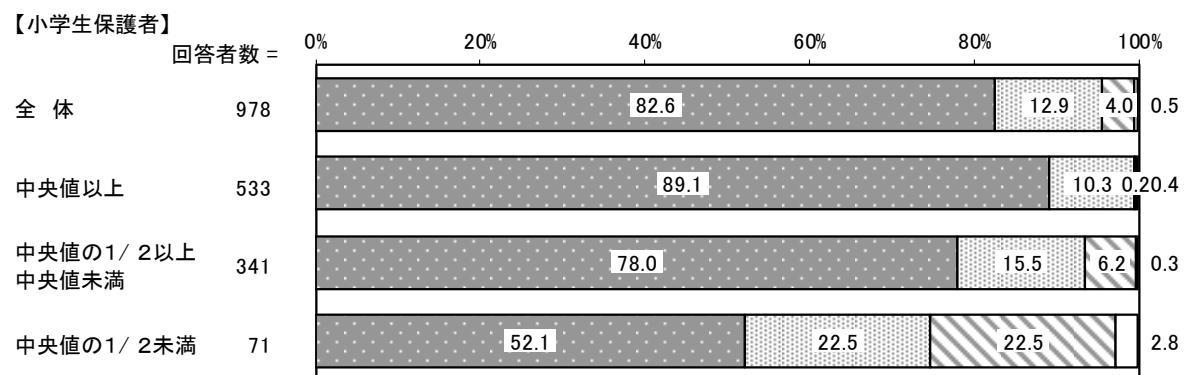
●習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる

全体では、「している」の割合が72.0%と最も高く、次いで「していない(方針)」の割合が22.8%となっています。

また、等価世帯収入の水準が中央値の1/2未満で、経済的にできないの割合が高くなっています。



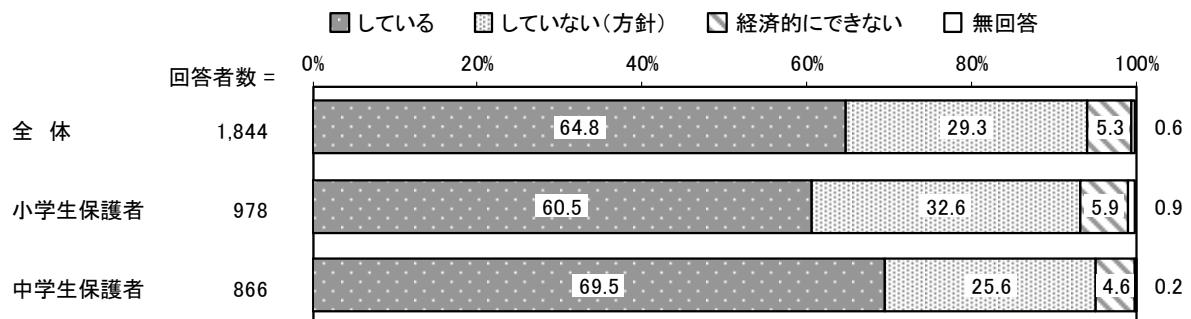
【等価世帯収入の水準別】



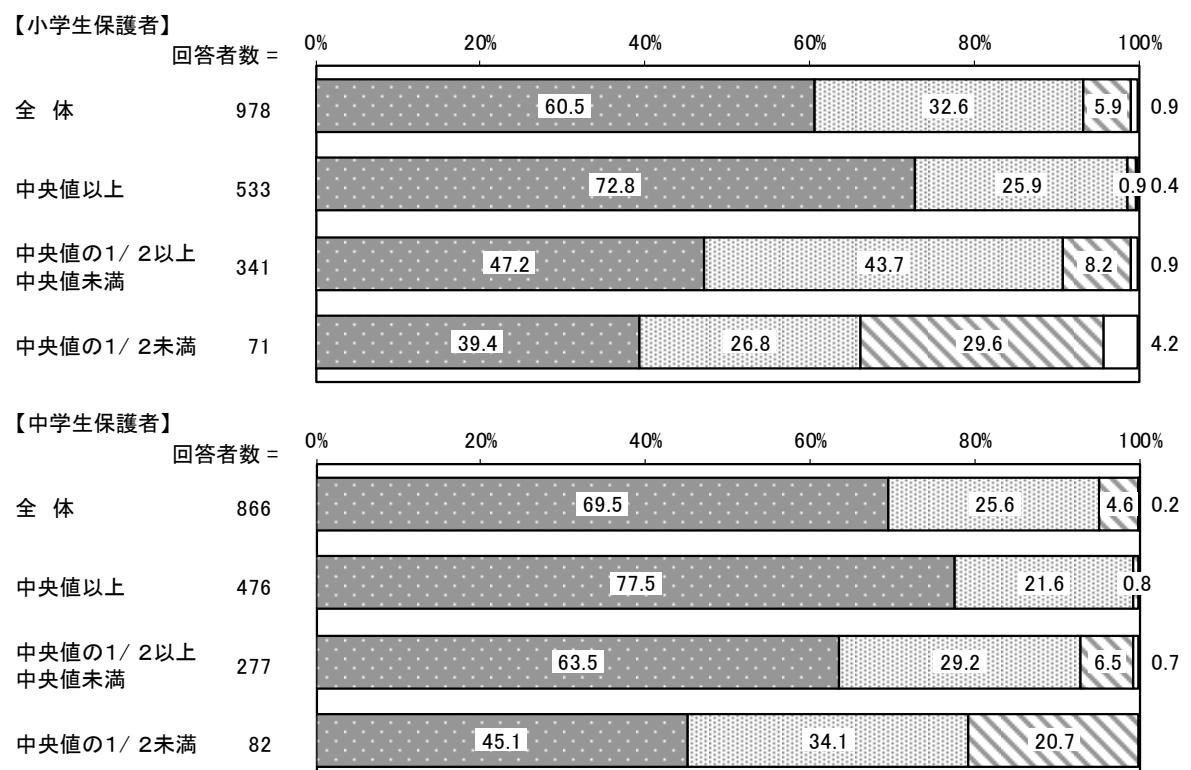
●学習塾に通わせる(家庭教師、通信教育を含む)

全体では、「している」の割合が64.8%と最も高く、次いで「していない(方針)」の割合が29.3%となっています。

また、等価世帯収入の水準が中央値の1/2未満で、経済的にできないの割合が高くなっています。



【等価世帯収入の水準別】



支援者より寄せられた意見やケース（資源量調査より）

学習支援施設の利用者で、外国籍の子が日本に来て2年で受験期を迎えるました。日本語にまだ慣れない中受験し、無事合格しました。

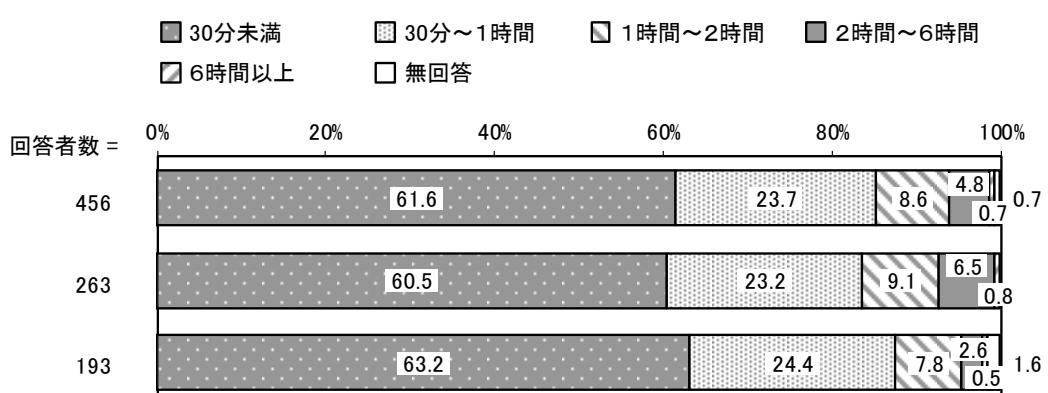
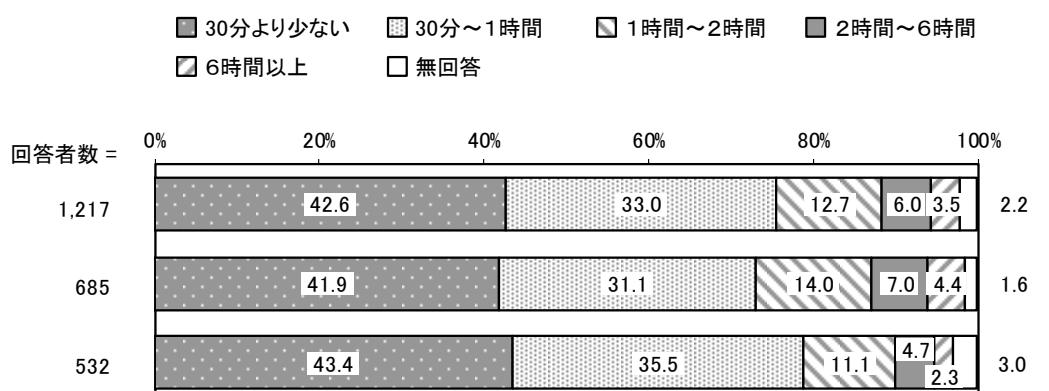
その後もアルバイトの際の履歴書の書き方や面接の練習にも寄り添い、今は専門学校に通っています。私たちもその子から力をもらいました。

家族のお世話の状況

●ふだん家族のお世話をしていますかという質問で「親」～「その他」のお世話をしていると答えた人にお聞きします。お世話する1日の時間はどれくらいですか。

ふだん(月曜日～日曜日)家族のお世話をしているかについて、全体では、「していない」の割合が最も高くなっています。一方で「親」や「きょうだい」の世話をしていると回答しているもののうち、「6時間以上」と回答しているのが、児童・生徒の回答で3.5%、保護者の回答で0.7%となっており、長時間家族の世話をしている子どもが少なからずいることがうかがえます。

6時間以上、家族の世話をしている子どもは、学校以外の勉強については、「家の人に教えてもらう」の割合が低くなっています、「自分で勉強をする」の割合も低くなっています。



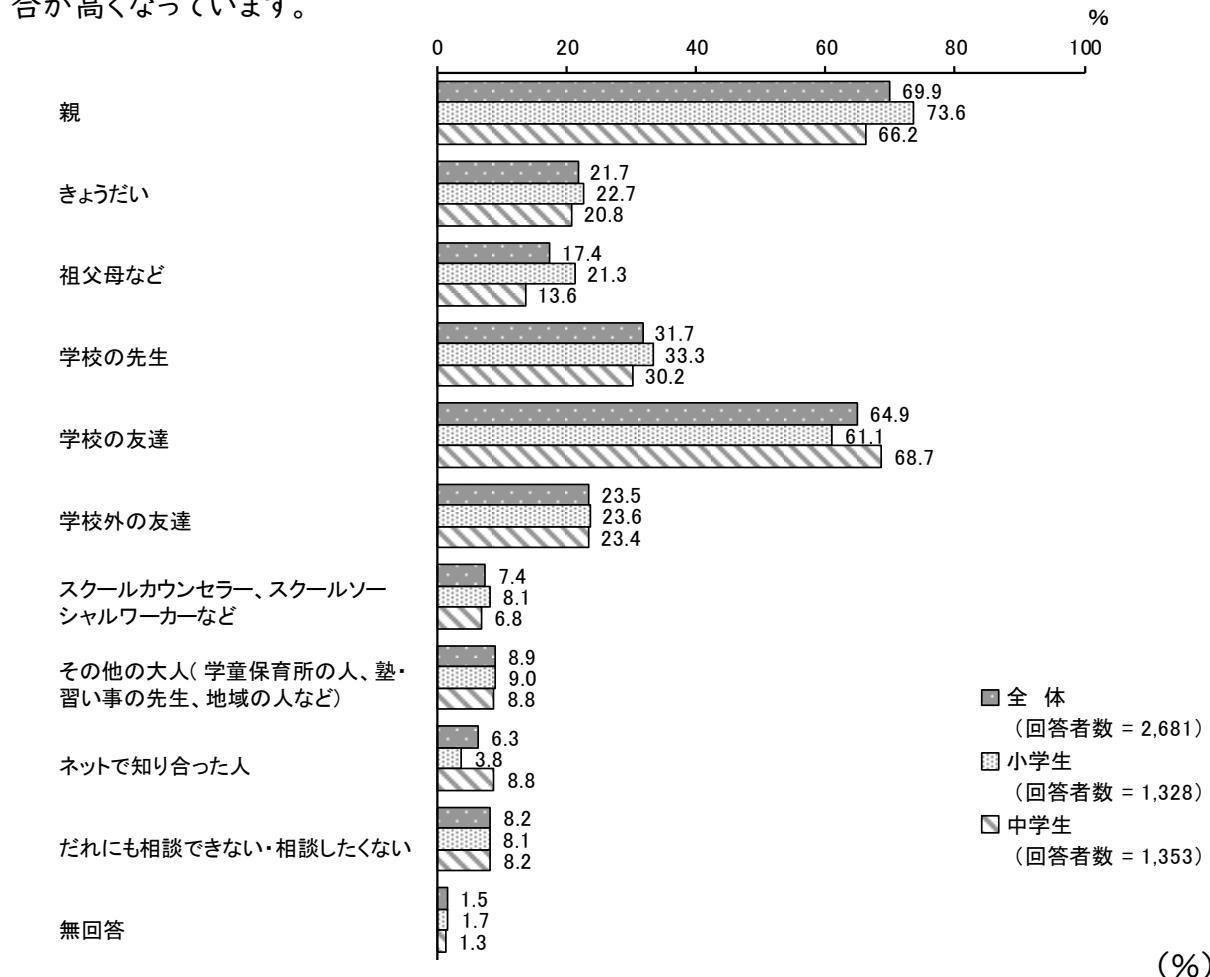
支援者より寄せられた意見やケース(資源量調査より)

子どもの居場所だけでなく、親の居場所作りも必要だと感じる。どこかに繋がることで、気持ちが共有でき、安心することもあると思います。

子どもと保護者、地域との関わり(相談先について)

- あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。
(あてはまるものすべてに○)

困っていることや悩みごとがあるときの相談相手について、小学生では「親」の割合が高く、中学生では「学校の友達」の割合が高くなっています。一方で「だれにも相談できない・相談したくない」の割合は、小学生、中学生ともに割弱となっています。また、中学生では、等価世帯収入の水準が中央値の1/2未満で、「だれにも相談できない・相談したくない」の割合が高くなっています。



【中学生】	回答者数(件)	親	きょうだい	祖父母など	学校の先生	学校の友達	学校外の友達	スクールソーシャルワーカー等	その他の人(塾の先生、地域の人等)	たん	ネットで知り合つ	い・し・た・く・な・い誰に相談できな	無回答
全 体	1,353	66.2	20.8	13.6	30.2	68.7	23.4	6.8	8.8	8.8	8.2	1.3	
中央値以上	467	70.4	23.3	13.5	32.1	69.0	21.0	7.9	9.2	7.5	8.8	0.6	
中央値の1/2以上 中央値未満	273	68.9	20.1	16.5	34.4	72.2	22.3	8.1	12.8	9.5	5.9	0.7	
中央値の1/2未満	76	51.3	18.4	11.8	25.0	64.5	23.7	3.9	3.9	7.9	14.5	1.3	

5 佐倉市の子どもや家庭を取り巻く主な現状と課題

家庭の経済状況が厳しくなるにつれて、表れている特徴や考えられる課題について、次のとおりとなります。(経済状況によらない特徴等も含む)

【子どもたちへの支援に向けて】

●現状

- ・勉強時間が少なくなる傾向にある(中学生)
- ・学年が上がるにつれ、経済状況などを理解するようになり、進学希望が減少する傾向がある
- ・朝食を毎日食べる子の割合が低い傾向にある
- ・子どもが困っているとき、誰にも相談できない、したくないの割合が高い傾向にある(中学生)
- ・自己肯定感が低いなど、自分に自信がもてない状況がうかがえる
- ・習い事や学習塾等に経済的に通えないなど、学校以外での学習機会が不足する傾向にある
- ・キャンプ、スポーツ観戦、テーマパーク、旅行などの体験が少ない傾向にある
- ・外国籍の子どもが増えてきており、対応できる学習支援のボランティアスタッフが不足している
- ・発達に遅れはないものの、学習面で困難を示す子どもが増えている
- ・周りが気づきにくい様々な理由で、学習環境、生活環境に影響が出ていることがある



●課題

- ・適切なアドバイスをしてくれる他者と接する機会を通じて、生活力や自らSOSを出す力を身に付けることが必要
- ・学校で子どもが安心して学習ができる環境づくりを行っていくことを基本としつつ、学校以外での子どもの居場所作りや学習支援の取組、生活の支援のための取組を充実・強化していくことが必要
- ・金銭面が原因で進学を諦めてしまわないような支援が必要
- ・子どもが安心して生活でき、自分に自信をもつことにつながるような支援が必要
- ・子どもが将来望んでいる進路を自ら選択する手助けとなる支援が必要
- ・子どもの可能性を拓げることにつながる支援が必要
- ・子どもの成長を支える多様な体験ができるような支援や体制整備が必要
- ・外国籍の子どもに対する学習支援を充実することが必要
- ・小学校生活でつまずかないように、子どもの気になる行動への適切な早期支援が必要
- ・さまざまな情報交換を含め、幼保小による一層の連携が必要

【保護者への支援に向けて】

●現状

- ・経済的な理由などから子どもの進路について、妥協してしまうことがある
- ・保護者の生活習慣が、子どもに影響し、不規則な習慣が定着してしまうことがある
- ・子どもと接する時間や子どもに関する行事への参加が少なくなる傾向にある
- ・子どもの進学を希望する一方、早く家計を支えてほしいこともあり、理想と現実のギャップが発生している
- ・新型コロナウイルスの影響により、収入などの金銭面への不安を感じている
- ・虐待などが見られる場合、保護者自身の生活能力が乏しい、不安定な就労状況にあることが多い
- ・経済的な状況にかかわらず、子育てに対して、周りから学ぶ機会が少なく不安を感じている
- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、安定的な収入が得られない、子どもとの時間が取れない



●課題

- ・家計管理等を学ぶことができる機会の充実を図っていくことが必要
- ・就労支援により、継続的に収入が得られるようライフステージやライフサイクルに応じた支援が必要
- ・保護者に親としての力を付けていくような支援が必要
- ・保護者の経済的、精神的な安定に向けた支援が必要
- ・さまざまなニーズに合わせた教育、保育の確保が必要

【関係機関との連携体制の構築に向けて】

●現状

- ・学校以外での学習の場や、交流の機会が不足している
- ・子どもに関する相談機関や団体へ相談する人が少ない
- ・関係機関や各種団体間での連携が、個人情報保護の観点から困難な部分がある
- ・問題を発見してもどのように接し、どこにつなげればよいかわからない場合が多い



●課題

- ・子どもと常に接している関係機関や団体、さまざまな福祉や医療に関する関係機関において、子どもの貧困等に関する知識の普及や人材の確保が必要
- ・問題を発見した場合の明確な連携ネットワークの構築が必要
- ・学校以外での子どもの安全、安心な居場所作りを進めていくことが必要
- ・各機関が連携を取りやすい環境や体制づくりが必要

【気兼ねなく問題を打ち明けられる相談支援に向けて】

●現状

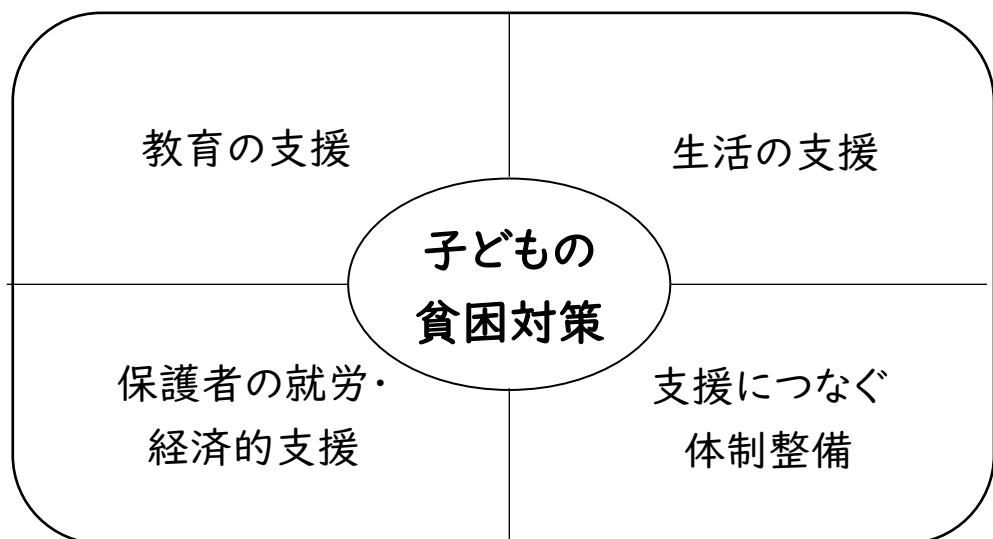
- ・親や友人など誰にも相談できない、したくない、自分の課題を相談してもよいのかとためらう
- ・子どもの相談相手としては、親の割合が高くなっている
- ・家庭や本人が行動を起こして、支援が始まるという流れがほとんどとなっている
- ・困難に直面している家庭や子どもについて、その全ての窓口を学校が担うのには限界がある
- ・長時間、親やきょうだいの世話をしている子が少なからずいる
- ・保護者も子どもも、厳しい困窮状況に置かれた場合、他の人に相談したり、助けを求めたりできることが多くある
- ・支援する側として、家庭の事情やプライバシーに介入する困難さがある



●課題

- ・「構えた」場所だけではなく、子どもが気兼ねなく利用できる場所や保護者が普段からよく利用している場所における相談窓口や、SNS等を活用した相談環境の整備、周知が必要
- ・ヤングケアラーや生理の問題など、周りが気付きにくい問題を抱えている子について、SOSを察知し適切なところにつなげられる人材や仕組みが必要
- ・子どもの相談に対して、親や周囲の大人が適切に対応できるような体制の整備が必要
- ・学校以外での相談窓口の充実や、支援につなげる人材の確保が必要
- ・いろいろな人が気軽に利用でき、たくさんの大人の目があるような居場所作りが必要

上記現状と課題に対して、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、千葉県子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、子どもの貧困対策について4つの類型に分類し、子どもの健やかな成長を応援する施策に取り組んでいきます。



6 子どもの貧困対策の全体像

●教育の支援

困難な状況にある子どもに対する学校教育の充実や教育の機会均等に関する支援

- ・学校における教育の充実
- ・幼保小連携の推進
- ・食育の推進
- ・学力向上支援
- ・教育の機会均等
- ・多様な体験の機会の創出
- ・就学支援
- ・幼児教育、保育の推進、
質の向上
- ・社会性の向上
- ・学習支援の充実
- ・教育費負担の軽減



●保護者の就労・経済的支援

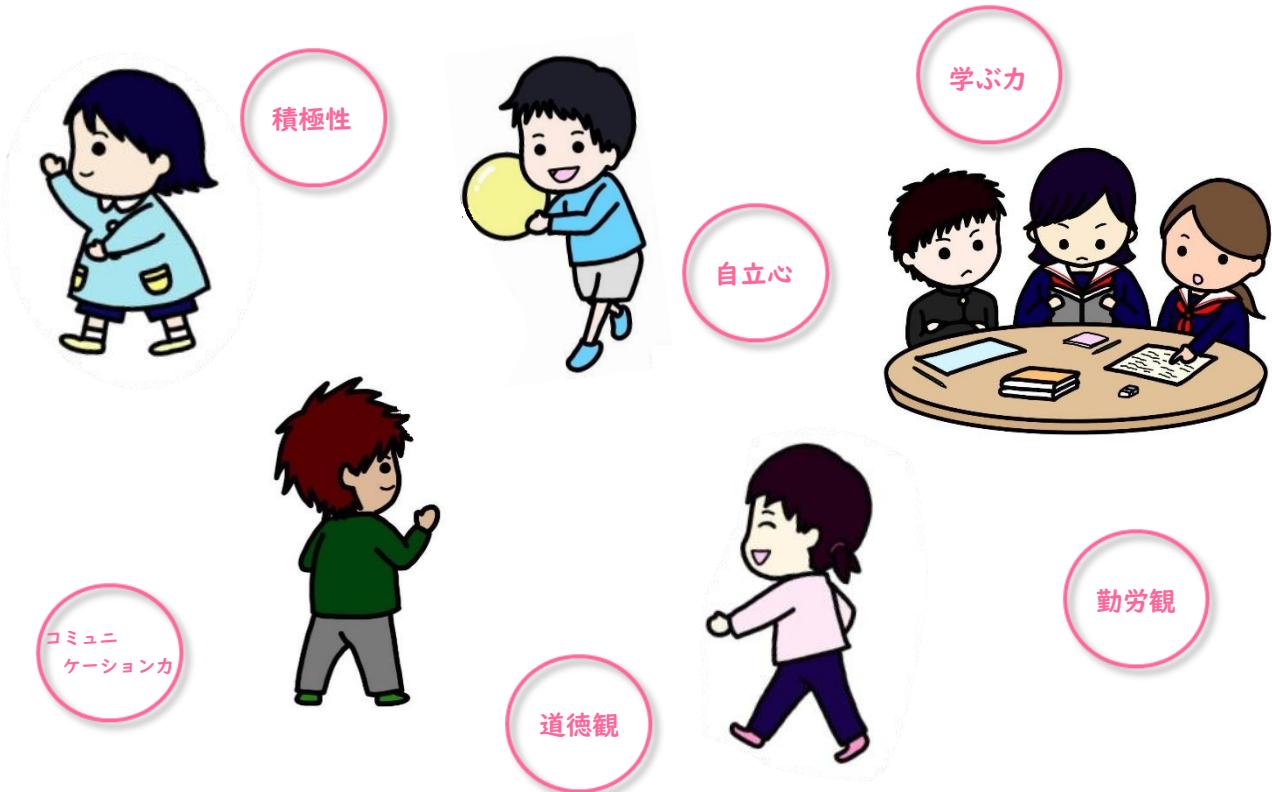
困難な状況にある子どもの保護者に対する就労の支援や経済的な支援

- ・就労支援
- ・仕事と家庭の両立支援
- ・児童手当等の着実な実施
- ・職業訓練への支援
- ・各種補助等の経済的支援
- ・多様な保育の充実
- ・ひとり親に対する支援
- ・教育費負担の軽減

●生活の支援

困難な状況にある子どもや保護者に対する生活の安定に関する支援

- ・保護者、子どもへの生活支援
- ・保育等の確保
- ・保護者の育児負担の軽減
- ・家庭環境改善への支援
- ・社会との交流の機会の提供
- ・社会的養育の充実
- ・親育ての支援
- ・食育の推進
- ・子育て支援のワンストップ化の推進
- ・子どもの居場所作り
- ・多様な体験の機会の創出



●支援につなぐ体制整備

行政や関係機関の支援と、支援が必要な子どもをつなぐ体制の整備

- ・「気づき」の機会の充実
- ・相談先の充実
- ・相談方法の充実
- ・早期の状況把握、対応
- ・支援人材の育成
- ・気軽に相談できる体制整備
- ・関係機関との連携体制の構築
- ・子どもの貧困に関する情報収集

7 子どもの貧困対策に関する施策の展開

I. 教育の支援

教育の機会均等が図られるよう、学校教育の充実や就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講じていきます。

(1) 学校を中心とした教育支援

家庭の状況や生まれた環境にかかわらず、子どもの学力が保障され、子どもたちが将来望んでいる進路を自ら選択できるように、学校教育の充実を図ります。

また、子どもたちの支援につなげていくために、学校関係者や子どもを取り巻く関係者に、支援に関する情報や相談先について、認識の共有を図るとともに、千葉県が任用するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、個々の状況に応じたきめ細やかな教育を推進します。

重点：学校における教育相談の充実、日本語適応事業の実施

(2) 教育や学習の機会均等の推進

家庭の状況や生まれた環境にかかわらず、子どもたちに対する教育、学習の機会均等を進め、子どもの可能性を拓げられるように、幼児教育、保育の推進・質の向上を図ります。

また、学校以外での学習支援体制の整備、子どもの成長を支える多様な体験の機会の創出など、教育・学習環境の充実を図ります。

重点：子どもの学習・生活支援事業、学校外における学習支援の充実に向けた検討

●佐倉市の取組の状況と方向性

No		H29	H30	R1	R2	R3	方向性
1	千葉県スクールソーシャルワーカーの対応件数 (千葉県による事業)	15 件	12 件	62 件	128 件	158 件	増加
2	学習支援施設(か所数)	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	維持・増加

2. 生活の支援

貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活の相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流機会の提供、その他貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し、必要な施策を講じていきます。

(1) 保護者の生活支援

子どもが社会から孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれてしまわないように、子どもの成長過程における原点である家庭教育の充実や、子どもの相談に対して、保護者が適切に対応できるよう「親育て」への支援を行います。また、保護者等の安定した生活や自立、健康の確保に向けて、支援体制を整備します。

重点：生活困窮者自立支援事業、家庭教育事業

(2) 子どもの生活支援

さまざまな困難を抱える子どもたちが健全に成長し、深刻な状況に陥ることのないよう、社会的養育が必要な子どもへの支援や生活習慣及び食習慣の改善に向けた相談支援を推進します。また、子どもが安心して利用できるような居場所作りや、適切なアドバイスをしてくれる他者と接する機会の提供などを通して、子どもが自らSOSを出す力や生活力を養えるような体制整備を推進します。

重点：自然を活かした親子の居場所づくり事業、子ども食堂等との連携事業

●佐倉市の取組の状況と方向性

No		H29	H30	R1	R2	R3	方向性
1	生活困窮者自立支援事業の支援プラン決定件数	121 件	117 件	133 件	154 件	149 件	維持
2	市内子ども食堂の数	3 団体	6 団体	8 団体	8 団体	11 团体	増加

3. 保護者の就労・経済的支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施や、所得の安定と向上に資するための就労の支援のほか、各種手当の支給、資金の貸付け等、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講じていきます。

(1) 保護者に対する就労支援

世帯の安定的な経済基盤を確保し、仕事と生活を両立し、安心して子どもを育てる環境作りを進めるため、ひとり親家庭に加え、生活が困難な状態にある世帯に対するきめ細やかな就労支援を進めるなど、職業生活の安定と向上に資する支援の充実を図ります。

重点:ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、仕事と生活の両立を支援する研修

(2) 経済的な支援

保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、日々の生活を安定させるため、各種手当を支給するほか、子育てをしていくうえでのさまざまな経済的負担を軽減することにより、困難な状況にある子どもや家庭において、貧困の連鎖を断ち切るきっかけとなる支援を行います。

重点:児童扶養手当の適切な支給、子ども医療費助成

●佐倉市の取組の状況と方向性

No		H29	H30	R1	R2	R3	方向性
1	ひとり親に対する就業・スキルアップ支援数	17件	9件	9件	7件	9件	維持
2	児童扶養手当の受給率(受給資格世帯)	86%	84%	83%	82%	82%	維持

支援者より寄せられた意見やケース（資源量調査より）

不登校の背景に経済的に困難な状況が伺えるケースがあり、経済的な支援制度を紹介し、関係機関とつながったことで、保護者の負担が軽減し、本人も学校に足が向くようになりました。

4. 支援につなぐ体制整備

行政や関係機関の支援と、支援が必要な子どもをつなぐ体制を整備していきます。

(1) 相談窓口の充実

虐待や貧困、ヤングケアラーなど、困難な状況にある子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために既存相談窓口の充実を図ります。また、SNSなどさまざまなプラットフォームを活用した情報発信や相談窓口の連携促進を図り、気軽に相談できるような体制整備を図ります。

重点:児童虐待、DV 等に関する相談・対応、ひとり親家庭における相談の充実

(2) 支援人材の育成

子どもを取り巻く環境に直接かかわる保育士、幼稚園教諭、学校の教職員などをはじめとして、各種相談員や支援員、ケースワーカー等に、子どもの貧困やヤングケアラーに関する理解を深め、問題の早期発見や相談に適切に対応できるような人材の育成を推進します。

重点:幼稚園教諭、保育士等の資質の向上、教職員の資質向上

(3) 社会全体での子どもの支援と連携体制の構築

困難な状況にある子どもの早期発見や、支援が届きにくい子どもや家庭に対してもアプローチできるように、常に子どもと接している機関や団体、福祉、教育、医療に関する関係機関の連携体制を構築し、社会全体で子どもを支援していく体制を推進します。また、このような取組や既存の制度及び施策等について積極的に情報収集、発信を行います。

重点:支援につなぐガイドブック等の作成の検討

●佐倉市の取組の状況と方向性

No		H29	H30	R1	R2	R3	方向性
I	家庭児童相談件数	718 件	725 件	890 件	761 件	785 件	質の向上

8 子どもの貧困対策に関する各種取組

I. 教育の支援

(1) 学校を中心とした教育の支援

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	学校における教育相談の充実 (スクールカウンセラー・心の教育相談員・スクールソーシャルワーカー)	市内の全小中学校に心の教育相談員や県が任用するスクールカウンセラーを配置し、様々な教育相談に対応します。また、必要に応じて県が配置するスクールソーシャルワーカーとも連携し、子どもや保護者への支援を充実します。	指導課 教育センター
2 重点	日本語適応事業の実施	学校に在籍する児童の国際化に対応するため、日本語の習得や教科指導を行うとともに、児童の指導を通じて家庭への支援を行います。	指導課
3	確かな学力の向上に向けた人材の配置事業 (英語指導助手・小学校理科実験支援員・特別支援教育支援員)	幼稚園及び全小中学校に英語指導助手を派遣し、生きた英語に触れる機会の充実と国際理解教育を推進します。 また、小学校理科実験支援員を小学校に派遣し、授業の充実と科学への関心・意欲の向上につなげます。 さらに、特別な支援を必要とする幼児児童生徒のいる幼小中学校に特別支援教育支援員を配置し、一人一人の教育的ニーズに応じた学習や生活支援の充実を図ります。	指導課 教育センター
4	少人数指導支援推進事業	多人数の学級を抱える学校に学校支援補助教員を配置し、きめ細かな少人数指導を実施し、個々の習熟度に応じた学習支援を行います。	学務課
5	学校支援アドバイザー	教職経験及び生徒指導の経験を有する学校支援アドバイザーを市内の学校に配置し、巡回指導を行うことで、学校で発生するいじめ問題やトラブル等への適切な助言や指導の業務を行います。また、学校支援アドバイザー会議を毎月開催し、教育委員会と情報を共有していきます。	指導課
6	学校におけるアンケート調査などの実施	各学校において児童生徒向けアンケートを実施し、いじめ、虐待などの早期発見につなげます。	指導課

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
7	インクルーシブ教育システム推進事業	「言語やきこえ」に課題がある子どもたちをことばの教室（通級指導教室）の中で、指導、支援します。また、インクルーシブ教育システム推進事業として、学校支援コーディネーターを派遣し、地域資源の組み合わせ（スクールクラスター）を活用し、ことば等発達に課題がある児童生徒への合理的配慮に基づく適切な支援につなげるために関係機関が連携し、継続的に支援を行うことのできる体制づくりを行います。	教育センター
8	ルームさくらの運営	学校に行けない小・中学生を対象に、学習面のサポート、集団生活への適応を促し、社会的自立に向けて支援します。	教育センター

(2) 教育や学習の機会均等の推進

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習意欲や基礎学力の向上といった学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間づくりや居場所づくりなどの必要な支援を行います。	社会福祉課
2 重点	学校外における学習支援の充実に向けた検討	経済的な事情により学習塾、スポーツ教室、教養を身に付けるための各種教室に通うことが難しい世帯の子どもたちに対する支援策について検討を進めます。	こども政策課
3	就学援助事業	生活保護を必要とする世帯、または生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう、入学準備費や学用品費、修学旅行費など就学に必要な費用を援助します。	学務課
4	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減するために、就学に必要な経費の一部を援助します。	学務課
5	生活保護（教育扶助・生業扶助）	<生活保護費等給付事業> (教育扶助) 小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給します。 (生業扶助) 高等学校等就学費として、高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給します。	社会福祉課
6	佐倉市高等学校等奨学金	経済的な理由によって高等学校等で修学することが困難な修学意欲のある方に対して、一定の条件のもとに授業料以外にかかる学資の一部を支援します。	教育総務課

第6章 佐倉市子どもの貧困対策計画

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
7	定時制高校への支援	市内に在住する千葉県立佐倉南高等学校三部制定時制課程の生徒の学習、クラブ活動等を支援するため、佐倉南高等学校定時制教育振興会に補助金を支給します。	教育総務課
8	好学チャレンジ事業	市内の全小中学校において夏季休業日に好学チャレンジ教室を実施し、補習的な学習機会を確保し、学習の支援を行います。また、佐倉市での使用教科用図書の内容に即した問題やテストを好学チャレンジプリントとして作成し、基礎・基本の確実な習得に活用する他、HP上でも公開します。	指導課 教育センター
9	夏季期間中の図書館・公民館の自習スペース開放	夏季休業期間中に、市内図書館及び公民館施設の一部を開放し、子どもたちの自習スペースを提供します。	社会教育課
10	公民館等主催子育て事業	幼児期の子どもやその保護者を対象とした各種教室等を開催し、運動や絵本の読み聞かせ、語りなどを通して、親子のコミュニケーションの促進を図ります。	各公民館
11	学校開放	学校教育に支障がない範囲で、教育委員会の所管する学校の施設を市民のスポーツ及びレクリエーション、学習その他公共活動の場として開放します。	社会教育課

2. 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	生活困窮者自立支援事業	佐倉市在住で、働きたくても働けない、住む所がないなど、主に経済的な理由により生活に困っている方（※生活保護世帯の方は除く）を対象に、生活全般にわたる困りごとの相談を実施します。相談窓口では相談者それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、困りごとの解決に向けた支援を行います。	社会福祉課
2 重点	家庭教育事業	子育てにおける家庭教育の重要性を認識し、問題解決ができるよう各種講座や講演会を開催します。また、家庭の教育力向上のため、市立幼稚園及び小中学校に家庭教育学級を開設します。また、様々な人権への理解を深めていただくため、毎年、人権教育についての講演会を実施します。	社会教育課

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
3	民生委員・児童委員制度	無報酬のボランティアとして、区域に住む高齢者や障がい者、児童の見守りを行います。また、区域の人からの生活上の相談に応じて、必要があれば現況の報告や相談を適切な機関に行い、その人にとって快適に暮らせるよう援助します。	社会福祉課
4	保育園・認定こども園・幼稚園	保護者が就労、病気、看護、介護、出産など何らかの事情で子どもの教育・保育をすることができるない場合において、児童福祉法に基づき保護者に代わり、教育・保育を実施します。 ・利用料金:3歳以上は無料（給食費等の実費除く）	こども保育課
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ)の実施	保護者の病気やケガ、育児不安、出産、看護等の事情により、子どもを家庭で養育できない場合に、子どもを一時的に預かります。	こども保育課
6	病児・病後児保育事業	子どもが病気にかかり、家庭での保育や集団生活が困難な場合に、専用の施設で子どもを一時的に預かる事業を行います。 ・病児保育…病気の回復期に至らない場合で、当面の症状の急変が認められない子どもが対象 ・病後児保育…病気の回復期にある子どもが対象	こども保育課
7	子育て支援センター事業	事前申し込みの必要なく、開放的な雰囲気で、気軽に立ち寄れ、親子で遊んだり、子育て仲間と情報交換をしたりできる場所・機会を提供します。 ・レイクピアウスイ3階 ・保育園等の子育て支援センター	こども保育課
8	佐倉市ファミリーサポートセンター事業	地域において、「子育てのお手伝いをしたい」提供会員と、「子育ての手助けをしてほしい」依頼会員とを紹介し、子育てが大変なときに地域で支援し合う相互援助活動をサポートする事業を行います。また、ひとり親等の方がファミリーサポートセンターを利用した場合はその一部を助成します。	こども保育課
9	養育支援ヘルパーの派遣	子どもの養育について支援を必要とする家庭に、養育支援ヘルパーを派遣し、養育環境の整備を図ります。	こども家庭課
10	ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の配置	ひとり親家庭が一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員による日常生活の支援を行います。	こども家庭課
11	障害者団体活動支援事業補助金	障害者の日常生活の充実を図るため、障害者や家族が自らの権利や自立のために社会に働きかける等の活動をしている団体を支援します。	障害福祉課
12	外国人に向けた生活支援	市内在住の外国人に向けた行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。	広報課

第6章 佐倉市子どもの貧困対策計画

(2) 子どもの生活支援

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	自然を活かした親子の居場所づくり事業	市内の公園を活用し、プレーパーク等の子育て世代応援イベントの開催を支援し、親子の居場所づくりを進めます。	公園緑地課 こども政策課
2 重点	子ども食堂等との連携事業	子ども食堂や地域食堂などといった市民の自発的な活動についての市民への周知を進め、子どもの居場所づくりを進めます。	こども政策課 社会福祉課
3	【再掲】 生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習・生活支援事業)	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習意欲や基礎学力の向上といった学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間づくりや居場所づくりなどの必要な支援を行います。	社会福祉課
4	学童保育	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ります。	こども保育課
5	児童センター・老幼の館	乳幼児から18歳までの児童及び児童の保護者がいつでも自由に来て過ごすことができる児童センター・老幼の館を運営し、遊びを通して子どもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、楽しい子育て・子育ちをサポートします。	こども保育課
6	ヤングプラザの運営	学校が終わった後や休みの日に、友達とちょっと寄って好きなことができる学校でもない、家庭でもない、小・中・高校生の居場所としてヤングプラザを運営します。	こども政策課
7	【再掲】 学校開放	学校教育に支障がない範囲で、教育委員会の所管する学校の施設を市民のスポーツ及びレクリエーション、学習その他公共活動の場として開放します。	社会教育課
8	青少年育成事業	青少年育成団体と連携し、各種の青少年を対象としたイベント・事業の開催を通して、子どもたちの自主性や社会性などを育み地域の方々と交流できる機会を提供します。	こども政策課
9	障害児等への療育支援	生活能力の向上や集団生活への適応のための訓練や療育を行います。(児童発達支援、放課後等デイサービス 等)	障害福祉課
10	巡回相談事業の実施	臨床心理士や障害の言語聴覚士等の専門職が保育園等を訪問し、保護者へ専門的な助言を行います。	こども保育課
11	ちゃれんじどフィットネスクラブ	遊びながら、楽しく身体を動かし、子どもの健康づくりをサポートしていくことを目的として、子どもに応じた運動教室を市と、佐倉市手をつなぐ育成会、順天堂大学学生の協力のもと開催します。	障害福祉課

第6章 佐倉市子どもの貧困対策計画

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
12	ライフサポートファイルの作成	特別な支援や配慮を必要とする子どもについて、保護者が成育歴や支援内容等を記録し、医療・保健・福祉・教育等の機関へ情報共有を行うライフサポートファイルの利用を促進し、乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて切れ目のない一貫した支援等に繋げます。	障害福祉課
13	児童発達支援センター機能の強化	児童発達支援センターにおいて、通所利用の未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施します。また、通所支援のほか、身近な障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施します。	障害福祉課

3. 保護者の就労・経済的支援

(1) 保護者に対する就労支援

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、就労に必要な技能資格を取得するために教育訓練講座を受講する場合の費用の一部を助成します。	こども家庭課
2 重点	仕事と生活の両立を支援する情報提供や講座等の実施	男女平等参画推進センターミウズにおいて、男女が共に助け合い、家事・育児に関わることの重要性について理解を深め、共に働き続けられるよう、仕事と生活の両立を支援する情報提供や講座等を実施します。	自治人権推進課
3	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	ひとり親家庭の親で、1年以上の養成機関で修業し、資格取得(看護師、保育士、調理師など)が見込まれる方を対象に訓練促進給付金等を支給します。	こども家庭課
4	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親または子が、高卒認定試験の対策講座を受講する場合の費用の一部を助成します。	こども家庭課
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭、寡婦の方が、技能習得のための通学、就職活動など自立のために必要な活動をするときや、疾病、看護、学校等の公的行事のために一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣して、食事の世話、乳幼児の保育等、日常生活の支援をします。	こども家庭課

第6章 佐倉市子どもの貧困対策計画

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
6	再就職支援セミナー (女性向け・全年齢向け)	千葉県ジョブサポートセンターとの共催により、佐倉市及び周辺市町で再就職支援セミナーを開催します。	商工振興課
7	地域職業相談室	求職者に雇用・就業に関する情報提供や知識習得の機会の提供を行い、就業促進や職業能力向上、雇用の安定化を図ります。また、企業の人手不足解消を図るため、女性・高齢者・障害者等の就労促進及び定着支援を行います。	商工振興課

(2) 経済的な支援

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	児童扶養手当	離婚等の理由で、ひとり親世帯となった家庭や父または母に重度の障害がある家庭等の児童を養育している人に対して、生活の安定と自立支援などを目的に手当を支給します。	こども家庭課
2 重点	子ども医療費助成	0歳から中学3年生までの子ども医療費を助成し、入院1日・通院1回200円、調剤費を無料とすることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭課
3	児童手当	中学生以下の児童を養育しているかたに、児童手当を支給します。	こども家庭課
4	特別児童扶養手当	一定の障害のある20歳未満の児童を家庭で育てている保護者(現に養育している者)に対して、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課
5	障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の重度障害児に対して、障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課
6	佐倉市心身障害児福祉年金	20歳未満の障害児の保護者に対して、佐倉市心身障害児福祉年金を支給します。	障害福祉課
7	ひとり親家庭等医療費等助成	18歳に達する日以後の年度末までの児童(児童の心身に基準以上の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日まで)を養育している母子家庭・父子家庭等のかたが保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します。	こども家庭課
8	ひとり親家庭等児童の入学及び就職祝い金	ひとり親家庭等で、小・中・高等学校に入学する児童や中学校を卒業して就職する児童を養育している方に祝い金を支給します。	こども家庭課
9	JR定期券の割引制度	児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、JR東日本の通勤定期券を購入する場合、3割引きが受けられる証明書を発行します。	こども家庭課

第6章 佐倉市子どもの貧困対策計画

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
10	母子、父子、寡婦への資金貸付	母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立を応援するため、各種資金を無利子又は低利子で貸付します。	こども家庭課
11	未熟児養育医療費給付	身体の発育が未熟な状態で生まれ、NICU（新生児集中治療室）等に入院を必要とするお子さんに対して、指定医療機関での医療費を公費助成します。健康保険法で対象としている医療費が給付の対象となり、入院治療における診療・医学的処置・治療等が受けられます。	母子保健課
12	予防接種事業	健康を保持するための経済的な負担を軽減し、感染症の予防と公衆衛生の向上を図るために、公費負担による定期予防接種を実施します。また、任意予防接種（おたふくかぜワクチン等）の費用の一部を助成し、子どもの健康保持と経済的な負担の軽減を図ります。	母子保健課
13	健康診査の公費助成	妊娠健診14回分と乳児健診2回分の公費助成により、病気の早期発見と経済的な負担の軽減を図ります。	母子保健課
14	佐倉市認可外保育施設利用者助成金	認可外保育施設に通園している子どもの保育料を一部助成します。	こども保育課
15	幼稚園給食費給付金	所得が一定以下の施設等利用給付認定を受けた子どもの保護者に対して、幼稚園に係る給食費の負担軽減を目的として、給付金を支給します。	こども政策課
16	施設等利用給付事業 幼稚園利用費等給付事業	経済的負担の軽減を目的として、幼稚園の利用料や預かり保育料、認可外保育施設等の利用料について助成します。	こども政策課

4. 支援につなぐ体制整備

(1) 相談窓口の充実

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	児童虐待、DV等に関する相談・対応	18歳未満の子どもとその家庭（妊娠婦も含む）を対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとに對し、専門の相談員が相談、対応します。きめ細やかな相談や支援を継続的に行い、児童虐待の未然防止、再発防止のため関係機関と連携した支援体制を構築し、それぞれの家庭にあったサポートを行います。	こども家庭課
2 重点	ひとり親家庭の相談の充実	離婚の際など養育費、住宅、就労、子育てにおいて新しい環境に慣れるまで様々な問題を解決していくかなければならない方に対し、経済的な負担や精神的な不安を少しでも軽くするために相談の充実を図ります。	こども家庭課

第6章 佐倉市子どもの貧困対策計画

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
3	児童虐待防止及び家庭児童相談紹介リーフレット配付	児童虐待防止及び家庭児童相談紹介リーフレットを窓口等で配付し、相談機関の周知を行います。	こども家庭課
4	教育相談・発達相談の実施	学校教育相談員を教育センター及びルームさくらに配置し、家庭でのしつけや、不登校、発達相談、就学相談など、学校生活における様々な不安や悩みなど、幅広く相談に対応します。	教育センター
5	子育て世代包括支援センター	子育てに不安や悩みを抱えている保護者が安心して子育てできるように、妊娠期から出産・子育て期までの様々な相談に応じます。	母子保健課
6	子育てコンシェルジュの配置	子育て支援の情報や保育サービスをわかりやすく案内するなど、様々な子育ての相談に応じる支援を行います。	こども保育課
7	暮らしサポートセンター佐倉（生活困窮者自立支援）	生活保護を受けていない方で、何らかの生活上の困りごとを抱えている方（年齢に制限はありません）が気軽に相談できるよう無料の相談窓口を開設し、様々な事情で生活に困窮する方への包括的な支援を実施します。	社会福祉課
8	健康相談事業	家庭における健康管理に資することを目的とし、専門職による、こころとからだの相談事業を実施しています。相談の中で、貧困の内容があれば、子どもも含めて必要な時は、暮らしサポートセンター佐倉などの関係機関に繋げます。	健康推進課
9	障害者相談支援事業所（療育支援コーディネーター）	市内指定相談支援事業所 9ヶ所において、障害者本人や、障害児の保護者または介護を行っている人から日常生活や社会生活を営むにあたっての相談を受け、必要な情報の提供や援助を行います。また、障害者相談支援事業所のうち1ヶ所に療育支援コーディネーターを配置し、障害児の保護者等が困った時に、医療機関・学校・福祉機関等と連携し適切なコーディネートを行います。	障害福祉課
10	女性のための相談事業	子どもとの問題やDV、離婚などの相談に応じるため男女平等参画推進センターミウズにおいて、カウンセラーによる「女性のための相談」を週1回実施します。	自治人権推進課
11	こども家庭センターの設置に向けた検討	児童福祉法の改正に伴い子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体的に運用するこども家庭センターの設置に向けた検討を進めます。	母子保健課 こども家庭課

(2) 支援人材の育成

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	幼稚園教諭、保育士等の資質の向上 (子どもの貧困に関する理解促進)	幼稚園、保育園、認定こども園学童保育所等に従事する職員を対象とした研修を実施し、子どもの育ちにかかる幅広い分野の研修を、施設の種別を超えて行うことにより、総合的な教育・保育の質の向上を図ります。	こども保育課
2 重点	教職員の資質向上 (子どもの貧困に関する理解促進)	学校で勤務する教育職員に対し、子どもの貧困・ヤングケアラーなど課題に対する気づきと対応等についての研修を行います。	指導課
3	人権について学ぶ機会の提供	小・中学校において、人権尊重のまちづくりデリバリー事業を実施するなど、子どもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。	自治人権推進課
4	子育てに関する講座・研修の実施	子育て講座や研修の開催により、子どもとくまくコミュニケーションをとる方法を学ぶことで、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。	こども保育課

(3) 社会全体での子どもの支援と連携体制の構築

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	支援につなぐガイドブック等の作成の検討	支援が必要な子どもを具体的な支援につなぐためのガイドブックの作成など、ツールの検討を行います。	こども政策課
2	地域と学校等の連携体制の充実	学校等と民生委員などの地域福祉との連携により、困難な状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制の充実に向けて検討を行います。	指導課 学務課
3	健康診査	産婦健診の実施により、産後うつの早期発見と虐待防止を図ります。また、幼児健診の実施により、病気や発育・発達の遅れの早期発見、虐待防止を図ります。また、健康診査での相談業務を通じて、心身の健康状態・生活状況の把握を行い、必要な支援につなげます。	母子保健課
4	母子保健推進事業	新生児が生まれた家庭への全戸訪問の実施やマタニティクラス・パパママクラス事業の開催を通じて、子どもや保護者的心身の健康状態・生活状況の把握を行い、必要な支援につなげます。	母子保健課
5	障害児巡回相談支援の実施	障害のある子どもの成長に伴った指導、訓練を進めるため、言語聴覚士等の専門職が保育園等を巡回し、専門的な支援を行います。	こども保育課

第6章 佐倉市子どもの貧困対策計画

No	取組の名称	取組の内容	主な所属
6	いじめ防止対策連絡協議会	いじめ防止などの対策を関係機関や関係団体と連携して推進するための協議会を開催します。	指導課
7	佐倉市児童虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童虐待を未然に防止するとともに、早期に発見し適切な保護等を図るため、児童虐待防止活動を実施します。	こども家庭課
8	青少年問題協議会	青少年問題協議会を開催し、青少年関連団体や教育・福祉などの行政関係機関相互の連絡調整を行い各団体の取組からみえる青少年を取り巻く課題について協議します。	こども政策課
9	【再掲】 インクルーシブ教育システム推進事業	インクルーシブ教育システム推進事業として、学校支援コーディネーターを派遣し、地域資源の組み合わせ(スクールクラスター)を活用し、ことば等発達に課題がある児童生徒への合理的配慮に基づく適切な支援につなげるために関係機関が連携し、継続的に支援を行うことのできる体制づくりを行います。	教育センター
10	市民活動団体の支援	市民公益活動サポートセンターにおいて、子ども・子育てに関する団体などの市民公益活動団体に対して、情報提供や交流・活動の場の提供等を行っています。また、市民公益活動団体が行う市民協働事業に対する支援として、助成金の交付や専門家等の技術的な支援等を実施します。	自治人権推進課
11	子どもの権利についての啓発	子どもの権利条約及び子どもの権利について、講演会の開催や子育て支援情報誌等を活用して啓発活動を進めます。	こども政策課
12	人権擁護委員活動の支援	子どもが抱える様々な悩み・問題に対応する「子どもの人権SOSミニレター」や、小学校等における人権教室の開催などの人権擁護委員活動を支援します。	自治人権推進課

5. その他関連する取組

(1) 佐倉市社会福祉協議会による取組

No	取組の名称	取組の内容	支援の類型
1	生活福祉資金貸付事業 (教育支援費・就学支度費)	<p>●教育支援費 就学するのに必要な経費について、高等学校:月 3.5 万円、短大・専門学校・高等専門学校:月 6 万円、大学:月 6.5 万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は随時。返済期間:原則 10 年以内</p> <p>●就学支度費 高等学校、大学、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校への入学に際し必要な経費について、50 万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は入学時のみ。返済期間:原則 10 年以内</p>	教育の支援 保護者の就労・ 経済的支援
2	菊地久治勉学奨励金奨学生募集事業	佐倉市在住のひとり親世帯かつ低所得世帯に属する意欲と能力のある学生に対し、給付型の奨学金を支給します。(年間 150 万円を限度)	教育の支援 保護者の就労・ 経済的支援
3	生活困窮世帯子ども支援事業	生活困窮になった世帯に属する子どもを対象に学校等へ通うために必要な資金やその他、佐倉市社会福祉協議会会长が必要と認める返済不要の資金について、世帯当たり年間 10 万円を上限に給付します。	保護者の就労・ 経済的支援
4	さくらあつたか食堂ネットワーク	社会福祉協議会が事務局となり、佐倉市内の子ども食堂、地域食堂で構成され、創意工夫をしながら「食を通じて、子どもたちが、子どもをよく見てくれる地域の大人たちと出会える場づくり」を行っています。	生活の支援

第7章

計画の実現のために



第7章 計画の実現のために

I 計画の推進体制

本計画では、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました（第4章）。また、3つの基本目標を達成するための7つの重点事業を定め、その他の取組を含めて施策を展開することとしました（第5章）。第6章では、子どもの貧困対策について4つの類型に分類し、子どもの健やかな成長を応援する施策に取り組んでいきます。

計画の推進にあたっては、市だけでなく、これまで同様、民間活力や国・県の財政支援を最大限活用し、本計画の実現に向け、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等、地域子ども・子育て支援事業の事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

2 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「佐倉市子育て支援推進委員会」において、その進捗状況を確認していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証結果に基づき、必要に応じて改善を図ります。

資料

I 佐倉市子育て支援推進委員会委員名簿

(令和4年5月現在)

区分	氏名	備考
学識経験者	早坂 恵子	委員長 千葉女子専門学校特任教諭
"	伊藤 祐子	千葉敬愛短期大学特任准教授
医師	越部 融	印旛市郡医師会佐倉地区推薦
歯科医師	秀島 潔	印旛郡市歯科医師会佐倉地区推薦
民生委員・児童委員	山本 純治	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
主任児童委員	泉 宏子	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
保育園の園長（私立）	本間 仁美	陽の木さくら保育園長 (私立保育園長会推薦)
幼稚園の園長（私立）	伊藤 瑞康	学校法人藤学園 理事長 (私立幼稚園協会推薦)
小学校長	宇梶 ユミ	山王小学校長 (小学校校長会推薦)
保育園、幼稚園、認定こども園、 小学校又は中学校の保護者	荒井 美保	公募
"	桑原 牧子	公募
"	中川 加奈子	公募
市民	伊藤 幸子	公募
"	黒木 裕子	公募
児童センター又は学童保育所長	斎藤 英晴	臼井老幼の館施設長

(敬称略)

2 幼稚園一覧

(令和5年4月予定)

地区	No	保育施設名	定員	住所
佐倉	1	佐倉幼稚園	210	鎌木町 934
根郷・ 和田・弥富	2	和田幼稚園	40	直弥 59-6
	3	弥富幼稚園	40	岩富町 145
臼井・ 千代田	4	臼井たんぽぽ幼稚園	370	王子台 1-10-7
	5	臼井幼稚園	400	臼井田 2435
志津北部	6	小竹幼稚園	210	小竹 795-1
	7	志津幼稚園	400	井野 1362

3 認定こども園一覧

(令和5年4月予定)

地区	No	保育施設名	定員		住所
佐倉	1	幼保連携型認定こども園 千成幼稚園	1号	195	千成 3-4-3
			2,3号	96	
	2	幼稚園型認定こども園 慈光幼稚園	1号	195	本町 54
			2,3号	90	
	3	幼稚園型認定こども園 佐倉城南幼稚園	1号	105	鎌木町 1-5
			2,3号	30	
根郷・ 和田・弥富	4	幼保連携型認定こども園 佐倉くるみ幼稚園	1号	73	石川 551-1
			2,3号	36	
臼井・ 千代田	5	吉見光の子モンテッソーリ 子どもの家(幼保連携型)	1号	25	吉見 193-1
			2,3号	50	
志津北部	6	モンテッソーリ光の子 (幼保連携型)	1号	15	上座 1219-4
			2,3号	90	
志津南部	7	幼稚園型認定こども園 さくら幼稚園	1号	81	西志津 2-23-19
			2,3号	9	
	8	幼保連携型認定こども園 志津わかば幼稚園	1号	304	上志津 874
			2,3号	96	

4 保育園等一覧

(令和5年4月予定)

地区	No	保育施設名	定員	住所
佐倉	1	佐倉保育園	130	鎌木町 98-3
	2	にじいろ保育園佐倉	60	白銀 1-24-5
	3	はくすい保育園	60	岩名 961-2
	4	生活クラブ風の村保育園佐倉東	110	本町 142-1
根郷 和田 弥富・	5	根郷保育園	130	大崎台 4-3-2
	6	馬渡保育園	90	馬渡 818-2
	7	さくら敬愛保育園	60	山王 1-9-8
	8	陽の木さくら保育園	68	寺崎北 2-13-1
	9	アンファンひのきさくら(小規模保育事業)	19	寺崎北 2-12-1
	10	かえで保育園さくら駅前	40	表町 1-13-21
臼井 千代田	11	臼井保育園	90	臼井田 2379
	12	すみれ保育園	80	臼井台 1201
	13	青葉保育園	93	臼井台 1351-4
	14	第二青葉保育園	27	染井野 1-21
	15	おひさま保育園	90	王子台 4-10-1
	16	レイクサイドインターナショナルチャイルドケア	60	生谷 1515-30
	17	森と自然の保育園のびのびハウス	49	江原新田 103
	18	アンサンブル染井野キッズ(事業所内保育施設)	4	臼井 1239-1
	19	臼井はくすい保育園	50	王子台 1-23 レイクピアスイ3階
	20	Bon ami 保育園(事業所内保育施設)	2	王子台 3-12-14
志津 北部	21	北志津保育園	138	井野 869-9
	22	ユーカリハローキッズ	110	上座 383-1
	23	みやのもりハローキッズ	60	宮ノ台 3-1-1
	24	えがおの森保育園・いの	60	井野 972-2
	25	AIAI NURSERY ユーカリが丘	70	上座 700
	26	ウェルネス保育園ユーカリが丘	60	西ユーカリが丘 6-12-3 西街区 1階
	27	ユーカリの森マイキッズ	60	南ユーカリが丘 1-1 T205
	28	ウエスト・デイリーキッズ	20	ユーカリが丘 4-1-1 W201
志津 南部	29	志津保育園	150	西志津 4-26-1
	30	南志津保育園	100	中志津 7-1-10
	31	みくに保育園	50	下志津原 61-2
	32	マミーさくら保育園	20	上志津 1656-9
	33	ひまわりルーム西志津(小規模保育事業)	12	西志津 3-1-1 クレール志津 104
	34	Kid's Patio しづ園(小規模保育事業)	16	上志津 1663 志津ステーションビル 3F
	35	ソラストさくら保育園	120	上志津 1704-6
	36	AIAI NURSERY 上志津	60	上志津 1770-8
	37	ウェルネス保育園佐倉	100	上志津原 351-8

5 学童保育所一覧

(令和5年4月予定)

地区	NO	学童保育所名	定員	住所
佐倉	1	内郷学童保育所	65	岩名 870(内郷小学校内)
	2	佐倉学童保育所	65	新町 78-4(佐倉小学校内)
	3	佐倉東学童保育所	60	将門町 7(佐倉東小学校内)
	4	佐倉老幼の館学童保育所	55	弥勒町 229-2(佐倉老幼の館内)
	5	白銀学童保育所	40	白銀 1-4(白銀小学校内)
根郷・ 和田・ 弥富・	6	大崎台学童保育所	30	大崎台 4-3-2(根郷保育園内)
	7	山王学童保育所	65	山王 1-44(山王小学校内)
	8	第二根郷学童保育所	60	根郷 454(根郷小学校内)
	9	寺崎学童保育所	40	大崎台 4-4-1(寺崎小学校内)
	10	第二寺崎学童保育所	45	大崎台 4-4-1(寺崎小学校内)
	11	根郷学童保育所	55	根郷 454(根郷小学校内)
	12	弥富学童保育所	50	岩富町 151(弥富公民館内)
	13	和田学童保育所	30	直弥 59(和田公民館内)
臼井・ 千代田	14	印南学童保育所	70	印南 223-1(印南小学校内)
	15	臼井老幼の館学童保育所	35	王子台 6-25-1(臼井老幼の館内)
	16	王子台学童保育所	30	王子台 5-19(王子台小学校内)
	17	染井野学童保育所	45	染井野 1-19(染井野小学校内)
	18	すみれにこにこホーム	50	臼井台 1253-3
	19	千代田学童保育所	65	吉見 553(千代田小学校内)
	20	間野台学童保育所	60	王子台 2-18(間野台小学校内)
	21	青菅学童保育所	35	宮ノ台 1-17-1(青菅小学校内)
志津 北部	22	第二青菅学童保育所	50	宮ノ台 1-17-1(青菅小学校内)
	23	第三青菅学童保育所	50	宮ノ台 1-17-1(青菅小学校内)
	24	井野学童保育所	50	西ユーカリが丘 3-1-6(井野小学校内)
	25	第二井野学童保育所	40	ユーカリが丘 6-4-1-103
	26	小竹学童保育所	60	ユーカリが丘 5-5-1(小竹小学校内)
	27	北志津児童センター学童保育所	65	井野 794-1(北志津児童センター内)
	28	志津学童保育所	40	上座 1156-2(志津小学校内)
	29	光の子児童センター	60	上座 1148-1
	30	ユーカリ優都ぴあ	60	青菅 1023-6
	31	上志津学童保育所	60	上志津 1764-6
志津 南部	32	下志津学童保育所	65	中志津 4-26-10(下志津小学校内)
	33	第二上志津学童保育所	50	上志津 1752(上志津小学校内)
	34	第二西志津学童保育所	50	西志津 7-2-1(西志津小学校内)
	35	第三西志津学童保育所	70	西志津 7-2-1(西志津小学校内)
	36	西志津学童保育所	30	西志津 4-26-1(志津保育園内)
	37	南志津学童保育所	65	下志津原 164-2(南志津小学校内)

6 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

子どもの権利条約とは

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようとの願いを込めて、1989年11月に国際連合の総会で採択されました。日本は1994年にこの条約を批准、発効しています。

「子どもの権利条約」では、子どもを人権の主人公として尊重し、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの人権を保障しています。また、子どもはまだまだ心や体が発達し、成長する途中にあることから、特別に保護されることが必要で、子どもは大人から発達を支援され、援助されなければなりません。

「子どもの権利条約」では子どもの権利として次の4つの権利を守ることを定めています。そして、子どもにとって一番良いことを実現することを目指しています。

生きる権利

- ◆ 防げる病気などで命をうばわれないこと。
- ◆ 病気やけがをしたら治療をうけられることなど。

育つ権利

- ◆ 教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- ◆ 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

守られる権利

- ◆ あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
- ◆ 障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

参加する権利

- ◆ 自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

7 用語集

頁	用語	説明
2	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられる子どもの数。
7	パブリックコメント	市の機関が施策等の案を公表して広く意見を求め、提出された意見の内容や意見に対する考え方などを公表するもの。
14	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを持つ施設。
16	小規模保育事業	少人数(定員6~19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、子どもを保育する事業。
22	事業所内保育施設	会社等に設置し、従業員の子どもを保育することを目的とした保育施設。施設によっては、従業員に加えて従業員以外の子どもも一緒に保育する形態もある。
22	認可外保育施設	保育を行うことを目的とする施設であって、県や市が認可する保育施設以外の施設。
38	特別支援学校	障害のある子どもを対象に、生活や学習上の困難を改善するために適切な指導や必要な支援を行う学校。
42	一時預かり (幼稚園型Ⅱ)	幼稚園において、保育を必要とする2歳児を定期的に保育する事業。
54	放課後子供教室	すべての放課後の児童を対象として、学習やスポーツ等を通じ、地域住民との交流活動等を行う活動拠点(居場所)。
63	乳児院	虐待や育児放棄などの理由により、乳児を入院させて養育し、退院した人への相談援助を行う児童福祉施設。
76	児童センター	遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、子育てをサポートする施設。
76 113	子ども食堂	地域の子どもたちに食事の提供を通じて居場所を提供するもの。地域住民のコミュニケーションの場としての役割も持つ。
76	新・放課後子ども総合プラン	令和元年度から令和5年度の5年間に、学童保育所の待機児童の解消や学童保育所と放課後子供教室の一体的な実施を推進し、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを目的とした国の計画。

77	スクールカウンセラー	心理学の専門知識を活かし、学校において児童や保護者をサポートしていく専門職。
77	心の教育相談員	スクールカウンセラーの業務を補完し、学校や日常生活の様々な悩みを抱える児童の相談に応じる相談員。
77	学校支援アドバイザー	いじめや不登校等の課題に対応する教職員等に対して助言や援助を行う職。
77	学校教育相談員	児童の不登校や、小中学校内での様々な問題に対応する専門職。
79	ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と「仕事以外の生活（育児、介護、趣味、休養など）」との調和のこと。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、ライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す考え方。
82	子どもの権利条約	世界の多くの子どもが貧困・飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。
84	養育支援ヘルパー	育児が困難な家庭等にヘルパーを派遣し、育児・家事の援助や相談を行う職。
84	家庭生活支援員	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、就学、病気などの事情により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合に派遣される職。
84	言語聴覚士	ことばによるコミュニケーションに課題がある人に、訓練・指導等のサービスを提供し支援する専門職。
85	ライフサポートファイル	一貫して適切な支援を受けることができるよう、子どもの生育歴や受けてきた支援内容などを継続して記録するもの。
88	子どもの貧困	子どもが経済的な困窮状態であることにより、発達の諸段階において、学習や教育の場で制約を受けるなど、様々な機会が奪われた結果、不利益をこうむってしまうこと。
90	要保護 準要保護	要保護とは、生活保護法第6条第2項の規定に該当する方で、生活保護を必要とする世帯。準要保護とは、要保護の世帯に準ずる程度に困窮し、就学困難と認定された世帯。（就学援助制度）
92	佐倉市子どもの生活状況調査	子どもがいる世帯の生活状況や子どもの状況などを把握し、子育て世帯等への施策に役立てることを目的として令和3年度に実施した調査。

資料

92	佐倉市資源量調査	佐倉市子どもの貧困対策計画策定に向け、関係する支援者を対象に、支援対象となる子どもやその家庭の状況などの把握を目的として令和3年度に実施した調査。(佐倉市子どもの生活状況調査と同時に実施)
102	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。
113	プレーパーク	木登りや泥んこ遊びなど、日常なかなかできなくなってしまった遊びを通じて、子どもたちの自主性や冒険心を育くみ、生き生きと成長できる遊び場・居場所。子どもたちが思いっきり遊べるように、極力禁止事項をなくし、自分の責任で自由に遊ぶことを大切にした活動のこと。



第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月策定

令和5年3月改定

発行 佐倉市こども支援部こども政策課

〒285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

TEL 043-484-6139

FAX 043-486-2118

<http://www.city.sakura.lg.jp/>